

福祉建設経済委員会記録

福祉建設経済委員会

委員長 田邊 学

- 1 日 時 令和7年9月18日(木) 開会: 10時00分 閉会: 17時25分
水道局、福祉保健部、経済部
- 令和7年9月19日(金) 開会: 10時00分 閉会: 16時18分
病院局、建設部、都市政策部
- 2 場 所 光市議会第1委員会室(水道局関係分)、光市議会第2委員会室
- 3 出席委員 井垣 伸子、大田 敏司、小林 隆司、清水 祐希、田中 陽三、田邊学、新見 浩明、西村 慎太郎、萬谷 竹彦
- 4 事務局職員 前田 紀子、起本 一生
- 5 説 明 員 吉本副市長
- 【水道局】 宮崎水道事業管理者、中西業務課長、藤井工務課長、山根浄水課長、中島料金担当課長
- 【福祉保健部】 升福祉保健部長、岡村福祉総務課長、藤岡高齢者支援課長、小熊高齢者支援課地域包括支援担当課長兼基幹型地域包括支援センター所長、松尾こども政策課長、山野井こども政策課保育指導担当課長兼学校教育課幼児教育指導担当課長兼浅江東保育園長、森永こども家庭課長兼こども家庭センター長、清水健康増進課長
- 【経済部】 西村経済部長、佐々木経済部次長兼商工振興課長、影土井農林水産課長、弘中有害鳥獣対策課長兼有害鳥獣対策センター長、岩崎農林水産課技術担当課長、温品観光・シティプロモーション推進課長、太田農業委員会事務局長
- 【病院局】 桑田病院事業管理者、佐古病院局管理部長、植本大和総合病院事務部長、坪井経営企画課長、西村病院局経営企画課経営改善担当課長、田中光総合病院医事課長、吉岡光総合病院総務課長
- 【建設部】 酒向建設部長、沖本建築担当次長兼建築住宅課長、秋友監理課長、山本道路河川課長、小林建築住宅課建築担当課長
- 【都市政策部】 松並都市政策部長、北川都市政策課長、山本都市政策課公園緑地担当課長、秋山公共交通政策課長、中本下水道課長、弥益下水道課下水道技術担当課長

- 6 議事の経過概要 別紙のとおり
7 その他(傍聴) 報道2社、市議会モニター、市民1名

1 水道局関係分

(1) 付託事件審査

①認定第1号 令和6年度光市水道事業決算について

説明：中西業務課長～別紙

質疑

○新見委員

それでは、水道事業決算書32ページ、5行目、賃借料についてお伺いいたします。

金額が317万4,480円。備考欄には、国有財産借地料と記載があります。こちらの借地対象となっている国有地の所在地、地名地番及び面積についてお示しください。併せて、借地開始の時期についてもお願ひいたします。

○中西業務課長

国有財産についてのお尋ねについてお答えします。

決算書の32ページ、総係費の賃借料でございますが、こちらに記載しております317万4,480円につきましては、国有財産借地料以外にも、パソコンのリースであったり、あとは複写機のリース、そういうものも含まれております。国有財産の借地料に係る部分は、202万1,464円でございます。

これにつきましては、昭和57年より国より借り受けているものでございます。

場所につきましては、島田1丁目の水道局本庁の敷地内的一部分でございまして、詳細な地番は、大字島田字船山11811の1で、面積につきましては、3,361m²でございます。

以上でございます。

○新見委員

ありがとうございます。

続きまして、2点目、直近5年間における借地料の推移についてお示しください。

併せて、契約開始以来、これまで国に対して、累計で支払った金額についてもお願ひいたします。

○中西業務課長

借地料につきましては、3か年ごとに改定されておりまして、先ほど申し上げました202万1,464円につきましては、令和6年度からの借地料でございまして、これを令和8年度まで支払うといった内容でございます。

その以前の令和5年度前の3年間につきましては、1年当たり194万7,461円でございました。

なお、開始から、先ほど昭和57年からということを申し上げましたが、それから累計して、これまで令和6年度までに、9,920万6,607円を支払っております。

以上でございます。

○新見委員

ありがとうございます。

続きまして、借地契約の内容や借地料の金額について。これは、自体、国のはうから一方的に決定されたものが通知されているのか、それとも協議や減免の措置の余地等があるのかどうかについてお答えいただきたいと思います。

○中西業務課長

まず契約内容ということのお尋ねですが、契約内容につきましては、国有財産法に基づいて契約書が作成されておりますので、一方的といいますか、そういうものでなくて、法律に基づいて作成されているものでございます。

また、借地料につきましては、当初、これを借りるとなるときにつきましては、周辺の地価など、こういったものが参考にされまして、それが決定した後は、3年後は前回からの地価変動率などを基としたスライド率などにより決定されるといった仕組みになっております。

このようなことから、土地を借りる前段の協議、これは当然行いますが、借地料につきましては、決められたルールによって決定されるものであります、協議や減免の対象となる性質のものではないと認識しております。

以上でございます。

○新見委員

ありがとうございます。

続いて、国有財産。先ほど金額については、一方的なものではなく、基本的には決められたものということだったんですけども、こちら国有財産の取扱いについて、無償貸与、それから増与、借地料の減免はもうないということだったんですが、こういったことを国に要望したことがあるかどうか、お示しいただきたいと思います。

○中西業務課長

まず無償貸付けの対象となりますのは、国有財産特別措置法、こちらで限定されておりまして、現に光市水道事業でございますと、林浄水場、清山配水池につきましては、無償で借り受けております。そのため、こちらの決算で金額が上がっております有償貸付け部分でございますが、これが水道局の本庁の事務所用地でございまして、無償貸付けの対象外ということで、無償貸付け及び減額の措置等の要望はこれまで国に対して行ったことはありません。

以上でございます。

○新見委員

了解しました。事務所の用地というお話なんですけども、こちら将来、土地の取得等について、これまで国に要望を行ったことがあるかどうか。併せて、現時点での考え方

についてお示しください。

○中西業務課長

現在、有償貸付けを行っている土地につきましては、売払い価格は過去に国より提示されておりまして、その価格につきましては、約9,000万円と提示されたところであります。しかし、これまで平成20年度前後に2度の料金改定を実施しなければならなかつたという財政状況を振り返りますと、買取りをする財政的余裕はなかつたと考えております。

また、今後につきましても、財政状況が悪化する見込みでありますので、将来的にも買取りといった選択肢は、現時点ではないと考えております。

以上でございます。

○新見委員

承知しました。国有地借用については、必要な公共サービスを提供するための手段である一方、長期的には市の財政負担ともなり得ますので、今後、持続可能な財政運営や公共用地の安定的な利用のためにも、国有財産取扱いについて、いま一度、計画的な見直し、国との協議を積極的に進めていただければと思います。

質問は以上になります。

○田中委員

何点かお聞きできたらと思うんです。

まず、決算書の2ページなんですが、収入の第6項の補助金ということであるんですが、また予算に比べても減っているということで、この補助金の割合が減少している理由について、まずはお聞きできたらと思います。

○藤井工務課長

そうですね、補助金の決算額の理由ですけど、まずこの補助金は送水管整備事業の補助メニューである防災・安全交付金に割り当てられたものでございます。

予算額4,956万円から3,385万2,000円になった理由といたしましては、申請額ほど、その防災・安全交付金に予算が計上されなかつたということで、各申請者への配分が下げられたものと考えております。

以上です。

○田中委員

そういうことだと思うんです。何か理由があるんですか、この下がったことについて。

○藤井工務課長

県に確認をしてもらったんですが、国からの明確な理由がもらえなかつたということで、下がった理由というのは把握しておりません。

以上です。

○田中委員

理由が分からず下がっているというところで、予算立てからの決算なんですが、来年度以降も割合が、今後割合を下がることを前提にして予算を組んでいかないといけなくなるのかなということも考えられるんですけど、その辺はどのように考えられているかお聞きできたらと思います。

○藤井工務課長

今現在ある補助メニュー、これは今言った防災・安全交付金だけでなく10数項目のメニューがあります。その中では重点項目、重要視されるところとそうじやないところで、補助金のつく割合が大きく変化してきているという国からの通達が入っております。

我々が現在今借りております防災・安全交付金のメニューにつきましては、来年度もう少し配分割合が下がるという見通しが既になされているところでございます。

それにつきまして、来年度の予算、国から、来年度やる工事を、今年度、申請することによって、補助率が高い割合でもらえるようになる通知が来ておりますので、現在はその辺でどのように来年補助申請をしていこうかというところを検討しているところでございます。

○田中委員

はい、分かりました。

何かこれ国のほうなんんですけど、対応する省庁のほうが何か変わったから、その影響もあるんじやないかというような話を聞いたこともあるんですけど、そういうものの影響というのではない、前提が変わった部分で、補助率が変わった部分というの。

○藤井工務課長

令和5年度までにつきましては、厚労省のほうでこの補助メニューを申請し受けていたわけですが、厚労省のときには2年とも100%の補助をいただいております。去年、初めて国交省の補助メニューに対して申請したところ、率としては、82.7%という率にはなったんですが、省庁によって考え方方が違うのか、把握が今のところできてないところでございます。

○田中委員

分かりました。その対応が変わったという部分での影響もあるかもしれないし、状況の国の変化も見ながら予算のほうに反映させていくということだったので、その辺でお願いできたらと思います。

続いて、決算書の14ページのところで、先ほどの管路の更新率とかの話の中で、県内平均が0.60ということで御説明があったかと思いますが、経営指標ということで、いろいろ出ておりますので、そのあたりで、ほかの指標につきましても、県内の平均と比べ

てどのような状況なのか。また、よく隣の下松市さんとよく比較されるんですけど、下松市と比べて、どういう状況なのかというところでお示しをいただけたらと思います。

○中西業務課長

管路更新率につきましては、先ほど冒頭の説明のところで触れましたとおり、山口県の平均が、これは令和5年度でございますけど0.60%。私どもは0.65%ということで、若干上回っているということでございます。

併せてありました下松市さんの指標についても、下松さんも当然ホームページ上で公表されておりますので、その数値を申し上げますと0.47%という状況でございます。

以上でございます。

○田中委員

分かりました。下松市さんよりは管路更新率がいいよということで理解しました。

そのほかの指標についても併せてお願ひできたらと思うんですが、上の経常収支比率から料金回収率等ございますが、県内平均と比べて光市がどの程度の状況にあるのかということで教えていただけたらと思います。

○中西業務課長

これも令和5年度の数値になってしまいますが、県内平均を上から順に申し上げますと、まず経常収支比率につきましては、109.35%。料金回収率につきましては、93.54%。有形固定資産減価償却率につきましては、51.07%。管路経年化率につきましては、32.0%となっております。

以上でございます。

○田中委員

それで、管路更新率とか、何番目というのもあったんですけど、県内順位で大体何番目のどのあたりの位置にいるのかというのを教えていただけたらと。数字的にはいいのかなという印象を今数字をお聞きして感じたんですが。

○中西業務課長

管路更新率の県内順位でございますが、どうしても我々の令和6年度と県内は令和5年度の比較となってしまうんですが、県内の令和5年度と私どもは令和6年度を比較した場合は、光市は6番目となっております。

以上でございます。

○田中委員

今、管路更新率のほうでお示しをいただいたんですが、ほかの数値についても教えていただけたらと思うんですが。

…………休憩…………

○中西業務課長

まず経常収支比率でございますが、こちらの数値につきましては数値が高いほどいいという内容でございまして、県内で2番目となっております。

次の料金回収率でございますが、料金回収率は3番目。これも数値が高いほどいいという指標でございます。

有形固定資産減価償却率につきましては、これは低いほどいいという内容でございまして、県内で5番目でございます。

管路経年化率につきましては、これも低いほど経年化が進行していないという見方をして、これは県内で3番目によいという内容となっております。

以上でございます。

○田中委員

分かりました。今、お聞きして、改めてすごい健全に経営をされているんだなというところも分かりました。また、隣の下松市と比べても、管路更新率についてはこういう差があるんだなということを把握しましたので、ありがとうございました。

それで、次に行きたいと決算書28ページの委託料についてお尋ねしたいと思うんですが、これが予算に対してという部分で、増えているというところの視点で行きたいんですが、予算のときには内訳説明が備考欄にありますて、工業計器保守点検委託料、高圧電気設備保守点検委託料、その他設備等保守点検委託料という3項目ありましたので、それぞれについてどのような変化があったのかお聞かせいただけたらと思います。

○山根浄水課長

御質問の内容についてお答えいたします。

今、予算のときにお示ししている内容については、変更はございません。

予算超過のことにつきましては、天日乾燥床におきまして、予期せぬ壁面からの漏水がございまして、これを適切に維持管理をする目的といたしまして、土壤の整備及び漏水箇所の補修を行ったというものでございます。

以上でございます。

○田中委員

天日乾燥床の修理を行ったということで、あと、そのほかはなかったですか。項目的に。

○山根浄水課長

当初予算に比べまして、当初予算に計上してないものを執行したものにつきましては、今の天日乾燥床ということになります。

以上でございます。

○田中委員

分かりました。この中で浄水場の躯体調査を行われていると思うんですけど、そのことについて調査結果がどういう状況だったのか、もし報告できればお知らせをいただけたらと思います。

○藤井工務課長

浄水施設のコンクリート構造物の調査を行いました。これにつきましては、耐震性があるかどうか、劣化の推進がどうだというところで調査を行ったところでございます。

結果につきましては、おおむね健全であるという結果が今回出たことによって、今後どのようにこの浄水場の更新、維持管理をしていくかというのを計画を定め進めていく材料が整ったという形になります。

以上でございます。

○田中委員

おおむね良好ということで、安心する部分はあります。

その中で、その中でというか、次の修繕費の部分に当たってくるんですけど、修繕費について、浄水施設の修繕ということで、これも予算に対して増額になっているという部分がございますので、その部分について、どういった修繕を行われたのか、その増額理由についてもお聞かせいただけたらと思います。

○山根浄水課長

修繕費での予算超過した主なものにつきましては、決算書の22ページに記載がございます。

22ページ目の6段目、令和6年度、沈殿池フロキュレーター、モーター及び（ゲンソ）機器修繕工事といたしまして、214万7,200円。

12段目の下林取水場2号取水ポンプ分解整備といたしまして、330万円。

14段目の林浄水場第一電気室ローカルコントロール盤1（1）内のPLCモジュール修理といたしまして、132万円となります。

これにつきましては、林浄水場及び場外施設とも多くの機械設備を有しております。いずれも予期せぬ故障により緊急に修繕を行ったものでございます。

以上でございます。

○田中委員

分かりました。本体というよりも、機械設備等の修繕があるということで理解をさせていただきます。

老朽化もあるのかなとか、状況によっても突発的に出てくるものもあると思いますので、分かりました。その辺は今まで確認をさせていただきました。

次、最後お聞きしたいと思うんですけど、給水戸数について変化を説明でいただいた

んですが、マイナス72戸ということで報告があったと思うんですけど、これ合計だと思うので、結局、プラスが幾らで、マイナスが幾らだったのかというところがお示しいただけたら教えていただけたらと思います。

○中西業務課長

給水戸数につきましては、決算書18ページになろうかと思います。

こちらの給水戸数、前年度比で72戸の減少ということでございますが、お尋ねの内訳につきましては、用途別ということで説明させていただきたいと思います。

用途別で申し上げますと、家事用につきましては前年度比で94戸の減少、営業用が28戸の増加、公共用が1戸の増加、工場用水につきましては増減ございません。最後に臨時用水が7戸の減少、合計しまして72戸の減少となっております。

以上でございます。

○田中委員

その中で、ちょっと家事用にスポットを当ててみたいと思うんですけど、今、マイナス94ということであったんですけど、トータルでマイナス94だと思うので、いわゆる契約で、契約をやめちゃったのが何件あって、新規で契約が始まったのが何件あるというところを教えていただけたらと。

○中西業務課長

先ほど申し上げました給水戸数の増減につきましては、決算時の3月31日における給水契約件数を基準としておりまして、去年の3月31日、今年の3月31日という拾い方をしますので、その差引きが、増減がございますので、契約が幾ら増えて契約がいくら減ったというのがお示しできないところでございます。

以上でございます。

○田中委員

分かりました。そういう拾い方をしているということで理解しました。

今回聞いたのは、何が気になっていたかというと、空き家が増えてくる中で、いわゆる空き家になったときに契約を切られると減ってしまうんですけど、そのまま契約を維持してもらえば、水は使わなくても基本料という部分で支えになってくるのかなというのがあったので、そのあたりを知りたくてお尋ねをしてみたんですけど、そういった状況が分かるようなものってお示しできるものがあれば、参考に教えていただけたらと思うんですけど。

○中島料金担当課長

内容が分かるものということでございますけども、空き家であるかないかというのが、水道局のほうでは現実的に把握できません。

委員おっしゃられるのが、使用量がゼロで、契約がある件数ということなのかなと推

測しますけども、今ちょっと数字は持ち合わせておりませんが、拾えば出るかと思います。

以上でございます。

○田中委員

分かりました。空き家が増えてくる中で、何ができるかなということで、自分が研究しているところもありますので、またその辺も含めて教えていただけたらと思いますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

・・・・・休憩・・・・・

②議案第61号 光市下水道条例及び光市水道給水条例の一部を改正する条例

説 明：藤井工務課長～別紙

質 疑

○清水委員

今、説明がありましたが、ちょっとこれ下水と水道局両方なんです。

まず、水道局のほうで伺いたいんですけど、災害時とか非常時に対応するためにというさつき説明がありました。ここに書いてあるとおり、管理者がほかの市町村に置かれた水道事業の管理者を含むというところで、ほかの他市他県のところにいろいろ頼むよというところだと思うんですけど、具体的にどういった工事をするのか、どういったケースが想定されたときにこれが適用になるのかというのをちょっと教えてください。

○藤井工務課長

まず水道につきましては、指定を受けた業者ことを指定給水装置工事事業者と言います。

通常時、給水の引込み工事につきましては、各事業体に登録したこの指定給水装置工事事業者しか申請並びに工事をできないものとなっております。

今回の特例につきましては、この給水の引込み工事が対象となります。また、このように外部に他県等に要請をかけるということになりますと、能登半島のケースでは、被害件数がその業者数を大幅に上回り、またその依頼する業者も被災したといった、被害に対して業者数が大幅に足らない、そういうケースを想定しているものと考えられます。

以上でございます。

○清水委員

分かりました。つまり、災害があつて、何でもかんでもほかの他市他県に頼むということじゃなくて、例えば、能登半島みたいに大災害が起きたときに、例えば1万戸が断水になったと、そういうったときに、今、市内の指定給水工事事業者だけでは早急に復旧できないだろうと。能登半島でも、光とかからも応援に行って、そういうった工事をしたというのも聞いておりますが、多分そういうた大災害のときに市民の給水、水がすぐに出るようにというところで、他県の、結構、この辺で南海トラフとか起きたら近隣の事業者とかが同じような状況になると思うので、それよりはもう本当に遠くから応援に来てもらうために、条例を変更するということは理解できたんですけど、例えば、明日とか、今、地震が起きたとき、これから他県のところに、この条例を変えて、どのように運用していくのか、どういうふうに県外のところに応援要請をしていくのか。じゃあ今言った指定業者以外にも緊急時には連絡するよという登録制にするのかとか、そのあたりの具体的な運用方法がもし今分かれば教えてください。

○藤井工務課長

この具体的な運用方法につきましてですが、このたび、この条例改正につきましては、全国的に改正がなされるところでございますが、この内容で運用がなされた実績は現在なく、これを市単独で動かすものなのか、国や県と連携して動かすものなのか、具体的に示されているところがございません。

今後、運用方法につきましては考え方を示されると考えておりますが、我々としては、県内、日本水道協会の支部内でも情報共有しながら、これをどのように運用していくかスムーズに行えるのかというのを現在進めているところでございます。

いずれにしましても、現段階では具体的な方法がなく、今後の検討課題と考えております。

以上でございます。

○清水委員

分かりました。能登半島の震災を受けて、こういうふうに条例を変更すると。これは本当リスクヘッジの観点からしても物すごく僕はいいことだなと。ただ、問題は、条例を変えて、それで終わらないというところだと思うので、じゃあ具体的に、本当にこれからが多分すごく大変だと思うんです。でも、震災も本当にいつ起こるか分からぬので、具体的な本当にどこの業者さんに連絡していくのかという県外のところ、窓口をどうつくっていくのかというところを早急に検討して、体制を整えていっていただきたいと思います。

下水のところで、内容を見ても同じようなことなのかなとは思います。水道だと本管から先ほど説明あった引込みのところ。本管の工事はもうだーっとやって、ただ本管はいいんだけど、能登半島でも引き込む、家のところが水道が出なかつたというのが、や

やっぱりニュースとかでもかなりやっていたので、下水も同じように本管じゃなくて、排水の、家からトイレから出るところの工事なのかなとは思うんですけど、下水も同じような内容なのか、もし違うところがあったら、ここは違うよというところの説明と、あとは課題もあったら併せて教えていただきたいです。お願いします。

○弥益下水道課下水道技術担当課長

こんにちは。

ほぼほぼ今、藤井課長のほうがお話されたところと下水のほうも同様です。運用基準に関しましても、条例改正は進めておりますが、運用についてはこれからといったところでございます。

今、委員おっしゃられました宅内の排水は、公共ますというところまでが、宅内排水設備となります。本管から公共ますまでが市の管理物。公共ますから宅内に設置してある排水設備、これを光市で言います光市下水道排水設備指定工事店、現時点117店おりますが、こちらの方に対応をしていただくという状況でございます。

今後については、下水道協会また県、こちらとも検討、協議を重ねながら、また、これから通達通知もありましょうし、そういったところで定めていきたいと思っております。

以上です。

○清水委員

はい、分かりました。もう内容も上下水道ともに同じような内容ということが分かりました。

今、117業者が登録していると、本当に117業者じゃ到底大震災が起きたときには対応できないと思うので、水道が復旧しても、トイレが使えないとかってなると、本当に生活できない状態になるので、先ほど申し上げたとおり、この条例も改正して、その後が本当大変だと思うので、そこをもう上下水道ともに早急に詰めていって体制を整えていっていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○大田委員

下水にしても水道にしても、「市長が除害施設の工事に関して技能を有すると認める者が工事を行うとき」というふうにうたってあるんですが、これは指定業者じゃなくてもいいと、市長が認めたらいいというふうに受け取ってもいいんですかね。

○藤井工務課長

まず指定給水装置工事事業者につきましては、必ず国家資格を有した技術者を配置しなければならないというものがありますので、給水装置工事主任技術者を有する業者であることが大前提となります。それをもって管理者が認める者という形になると思います。

以上です。

○弥益下水道課下水道技術担当課長

下水道のほうも、今、上水道とほぼ同様です。下水道のほうは、排水設備責任技術者という資格を有しているということが前提となります。

以上です。

○大田委員

そやから、そうなると、工事に関して技能を有すると認める者が工事を行うと、市長が認めるということは、それは持っちょるのを条件に指定業者じゃなくてもいいよと、持っていれば、国家試験やら持っていればいいよという解釈になるんですが、それでもよろしいですかね。

○藤井工務課長

これは今後の運用の仕方にもなろうかと思いますけど、他の市町に登録してある指定給水装置工事事業者に対して応援を要請するという形になろうかと考えます。

以上です。

○弥益下水道課下水道技術担当課長

同様です。

○大田委員

そうなると指定業者のみというふうに解釈をされるわけですが、そういう解釈でよろしいですか。

○藤井工務課長

給水装置、すみません。少々お待ちください。

・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・

○藤井工務課長

水道につきましては、主に、指定した給水装置工事事業者の施工が想定されていると考えます。

以上でございます。

○弥益下水道課下水道技術担当課長

基本は、下水道でいう排水設備指定工事店でございます。ただ、市長が特別に認める場合はというところであれば、責任技術者を有しておるところで指定業者でなくともというところはございますが、あくまでも判断は市長の認めるところによるというところ

によります。
以上です。

○大田委員

だから、市内であっても指定業者だろうと思うんですが、市外にあっては指定業者じゃないのが多分にあると思うわけですよ。それは指定業者でなくてもいいと。そうなると市内もそういうふうな解釈になるんじゃないかと思うわけですよ。そんところの解釈を私がよう解釈しないのかも分かりませんが、分かりやすくちょっと言ってもらえませんか。

○藤井工務課長

光市内であれば、当市が認めた指定給水装置工事事業者がします。このたびの改正で災害時に他県に求めるのは、他県他市がそれぞれ認めた指定給水装置事業者が被災地、例えば光市、うちに応援に駆けつける制度になろうかと考えます。

以上です。

○弥益下水道課下水道技術担当課長

実際この辺は、最後のこれから詰めていく運用の中で決められていくものだと思います。うちが被災を受けた場合、光市が他県に応援行く場合、それぞれ下水で言いましても上水で言いましても、設備基準、排水設備であれば排水設備基準、それぞれの自治体で違います。そういうったところもあって、一概に責任技術者を有しているからといって、その指定事業者でないところで対応するというところについては、やはり一考する必要があろうかと思いますので、お答えとしましては、今後の運用基準において定められていくものと考えております。

以上です。

○大田委員

分かりました。国家資格を持って指定業者、他市に頼んでも他市の指定業者をお願いするという解釈に、そうなると思いますので、運用よろしくお願ひします。

・・・・・休憩・・・・・

③議案第63号 令和6年度光市水道事業未処分利益剰余金の処分について

説明：中西業務課長～別紙

質疑：なし

討論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

○清水委員

前回の委員会で、水道局が実施する工事のうちの水道管の布設に関する工事、市内業者の指名競争入札により発注しておるという説明がありました。その中で水道管の工事を施工できる業者数は現在どのくらいいるのか。また、近年、この工事店、工事業者さん、減少傾向が懸念されると思うんですが、その推移というのを今どういった状況なんでしょうか。教えてください。

○藤井工務課長

御質問にお答えいたします。

現在は7社を対象に指名を行っております。また、業者数の推移につきましては、10年前、平成28年には10社ございましたが、この間に3社減少しているという状況でございます。

以上です。

○清水委員

はい、分かりました。10年前に10社で3社減少しておるというところで、人口減少とともに、この業者数も減少傾向だと思うんですけど、安定給水に支障を来すというおそれが今後出てくると思うんです。そういうおそれがあると考えているんですけど、そういう指名業者を増やすというような考え方とかはないんでしょうか。

○藤井工務課長

まず、この指名につきましては、経験に基づく技術力を必要としているため、実績のある業者への発注を基本と考えております。現在は規定のルールに従いランクづけを行い、指名名簿の作成を行います。その中では工事実績や工事自社施工率などを考慮しているところでございます。

発注工事につきましても、現在履行がしっかりとなされておりますし、現時点では現状維持というところで考えをしているところでございます。

以上です。

○清水委員

分かりました。本当に今おっしゃったような経験とか実績とか技術力というのが非常に要ると思います。今、現段階では、これを増やすという考え方ではないというお答えでした。

近年、全国各地で水道管の老朽化による破損とか漏水事故が多く報道されています。

また、冠水や断水などの影響が生じているというところ、先ほどの地震もそうですが、それ以外でもあります。本市における水管管破損の場合の修理、復旧体制、これはどうなっているか教えてください。

○藤井工務課長

水管管破損時の修理体制ですが、24時間365日体制を維持するため、光市管工事協同組合に委託をしております。

以上でございます。

○清水委員

今、人口も減って、労働人口も減っている中で、水管分野も担い手不足というのはあると思うんです。そういったところは懸念されるんですが、現時点では対応できる業者数、先ほど7社ということですが、これは確保できているというところの考え方でしょうか。教えてください。

○藤井工務課長

水管の破損は、いつ、いかなるとき突然起こるもので、それに即時対応を図るという形で、現在、管工事協同組合に委託を行っているわけですけど、その中で協同組合は7社で構成されており、現在のところ、その突発的な漏水修理等に対しましても早急な対応が図れているというところから、業者数の確保は、現在はできていると考えております。

以上です。

○清水委員

分かりました。今7社というところで、今現在、これは確保できておると。そういった破損したりとか修理とか復旧の場合も、というところであるんですが、ちょっと繰り返しになりますが、この人口減少、労働人口の減少というところもあって、今後、これが減っていく。7社がさらに5社、4社、3社と減っていくという可能性があると思うんです。こうなった場合、安定給水に支障を来すんじゃないかなと思うんですが、そのあたりはどういうふうに考えているんでしょうか。

○藤井工務課長

先ほど来より、現時点についてはという対応でお答えさせていただきました。現時点については7社。修理にいたしましても、業者数、数多くというところにこしたことはないですが、対応可能としていると認識しているところではございますが、今後につきましては、全国問題としてやはり担い手不足や従業員の高齢化、そういった問題による企業減少というのは、光市においても同様の可能性はあると我々としても認識をしているところでございます。

これにつきましては、修理を依頼する我々、そして工事を発注するこの水道局サイド

としても、無視のできない問題であると考え、議員御指摘のとおり、今後につきましては重要な課題というふうに認識はしているところでございます。

以上でございます。

○清水委員

分かりました。現在7社ということで、今24時間365日体制で、市民の安心、安全、水のところを守っていただいているというところを理解しております。ただ、本当に、ちょっと繰り返しになりますが、人口減少でどんどん減っていく。この業者数も10年前と比べて3社減っております。10年後、また減る可能性もあるというところで、減ってから対応すると、結構、後手後手に回って、結果、市民の安心、安全、水の供給などを支障を来すおそれがありますので、これも本当に将来見据えて研究、検討をしていっていただけたらと思っておりますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○井垣委員

水道管のメンテとか交換とかをやってもやっても追いつかないという状況だという認識で大丈夫ですか。

○中西業務課長

先ほどの決算のところでちょっと触れさせていただきましたが、経営指標の中で管路経年化率と管路更新率というものがあります。

管路経年化率というのは、水道管の耐用年数が40年でありますので、40歳になった管をすぐに取り替えれば指標は維持できますが、今その経年化率が上がっています。

私ども去年、水道管の更新、取替え等のメンテを配水管整備事業と送水管整備事業で併せて2.3kmほどやっています。ただ、老朽管更新をやる、いわゆる経年化率を維持するためには、さらに6kmほど、7kmかな、6km、7kmの布設替えをしなければなりません。また、管路更新率というのは、太い1mでも細い1mでも同じ更新率となってしまいます。我々今、主に実施しているのは送水管整備事業として、ほとんどの市民が利用する清山配水池と林浄水場をつなぐ管の更新ですので、そういう率には見えない効果、リスク回避を目指しております、そこに財源を集中して取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○井垣委員

その率の計算上、太い管も細い管も一緒に計算しているというのは分かりました。でも、40年過ぎているものが残っていて、毎年メンテやるんだけども、どんどん増えていらっしゃっているという印象があつたんですけど、それはそういう認識で大丈夫ですか。

○中西業務課長

法律で定められた耐用年数が40年なんですが、実耐用年数というのはもっと長く使えるということを分析しながら、この管は何歳だから取り替えようという基準を定めていますが、40年前というのがちょうど高度経済成長期に重なっていまして、宅地の造成も盛んに行われ、これらに引き込まれている細い管がたくさんあると。それも当然1mなら1mでカウントされてしまいますので、それがどんどん年を取っていって増えていているといった状況になって、数値的にも増加しているという結果でございます。

以上でございます。

○井垣委員

食べ物の賞味期限みたいに何月何日までというんじゃないなくて、少しは大丈夫だということで、それも考えながらやっているわけですよね。それでも例えば、さっきの0.65%をやりましたという令和6年度の結果がありますけど、過去を見たら、もっと0.1超えてたり、0.7台とか、だから、赤字になってでも、もうちょっとやるべきなのか、何で今例えば0.65%に落ちている、0.7台をキープできないのかとか、0.1まで上げないのかとか、その辺はどういうふうに考えたらいいですか。

○中西業務課長

今、私どもがお示ししております財政計画、事業計画でございますが、これは、平成30年に作成しました水道事業ビジョンに基づいたものとなっています。計画の作成にあたっては、投資財源を借入金と自己財源のバランスを考慮し、投資できる、建設改良費として支出できる額が幾らなのかというものをシミュレーションした結果、それが1年あたり3億円から4億円と試算され、これなら資金も枯渇せず、借入れもどんどん残高も減っていくこととなったので、この金額の枠内で大きい管をやるのか小さい管をやるのかといった計画で進めているところで、あくまでも更新率というのは、昔は小さい管で長くやっていたということで、先ほどの経営指標でありますと、令和2年度が1.24%、要するにその頃は口径が50mmとか100mmなどの細い管を更新していたんですが、今は送水管は600mmという太い管をやっておりますので、指標としては少ないですけど、効果は大きいというふうに考えております。

以上でございます。

○井垣委員

じゃあ、数字だけから見ると、やってもやっても追いつかないというふうに思うと、どんどんこのまま何十年、10年後、20年後、30年後は、どこかで駄目になっちゃうんじゃないかなという心配があったんですけども、そういうことは考えなくていいという、今年も利益が出ていますし、安定的に経営もしているから、この先も、今のところうまくいっているという認識で大丈夫なんですね。

○中西業務課長

先ほどの決算でもお示しましたように、今、大きな事業をやっておりますが、これ

が一段落して、次の事業計画を立てないといけないんですが、今言われた年を取った管というのをどう取り組むかというのも含めて次の事業計画では、更新率であったり経年管路率であったり、そういう指標もあると思いますが、今懸念されている点も含めて検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○萬谷委員

ちょっと暫時休憩していただきたいんですけど、いいですか。

・・・・・休憩・・・・・

○委員長

先ほどの井垣委員の発言において、少し認定第1号に係る部分がありましたので、そのあたりについて、副委員長、委員長で整理しますので、そのあたりを、よろしいですか、皆様。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長

では、そのようにさせていただきます。

では、次に参りますので、どうぞ。

○大田委員

今朝の新聞でも出ちゃったんですが、下水道297kmの陥没のおそれということで出ちゃったんで、それは下水道ということで出ちゃったんですが、今年の1月にも発生した埼玉県の八潮市で道路陥没事故が下水道管の旧管による事故だったんです。水道管も地中に埋設されているので、同様の事故が起きかねないとも考えられるわけであります。下水道管事故と水道管事故の何か違いがあるのか、あつたら教えてもらいたいと思うんですが。

○藤井工務課長

下水道管と水道管の事故の違いですが、水道管は高低差を利用した圧力、また、ポンプを利用した圧力などで水を供給する圧力管であるため、例えば破損時、水が勢いよく噴き出し早期発見、並びに、早期対応につながるものと考えますが、下水道につきましては、ちょっと専門ではないので一般論となりますが、水の自然な流れを利用するいわば無圧管なので、被害が表面化しにくいというところが特徴であると考えます。

下水道と上水道の大きな違いは、有圧かそうでないかというところが一番の大きな違いではなかろうかと考えております。

以上でございます。

○大田委員

有圧管か無圧管の違いで事故がということの答弁じゃったんですが、そうなると、近年、光市内でも結構水道管の破裂事故があったと思うんですが、そこの事故をお教え願いませんでしょうか。

○藤井工務課長

まず、昨年度、令和6年度の配水管事故の件数につきましては、市内全域で29件の漏水事故がございました。その中で最も大きい管の口径といたしましては、150mmの鋳鉄管の破損でございました。

また、ここ最近起こっております大口径の漏水事故等につきまして、当市で過去のケースを遡ってみると、令和3年度に口径300mmの鋳鉄管の破損。もう少し遡りますと、平成24年に現在の送水管整備事業で更新対象となっております450mmの破損。この2件がありましたが、被害につきましては、やはり早期対応というものが図れたため、大きな断水もなく、また、その他大きな二次被害もなく、修理を終えたという実績がございます。

以上でございます。

○大田委員

そんな大きい被害はなかったと。300mmと450mmの破損事故があつても、あんまり早期対応してからなかったと。それは確かにええことで。破損はいけないんですが、応急対応がよかったですといふうに解釈しました。

また、水道管老朽化ずっとしているわけでありますから、事故が今後とも懸念されるわけであります。現時点において、対策とか、また今後の対応とか方針とかいうものが水道局でまとめられているんだったら教えてもらいたいんですが。

○藤井工務課長

これにつきましては、現在の対応ということでお答えさせていただきます。

まず、この老朽管につきましては、先ほども答弁で多少出てきましたが、高度経済成長期に整備された多くの施設が更新期を迎え、水道管の老朽化が今全国的にも大きな社会問題になっているところでございます。

この問題に対して、我々としては、災害時の被害を最小限に抑えるといった目的で、更新期を迎えた全ての施設を早急に更新するといった計画ではなく、更新需要、優先順位、重要な路線、そういうところでは優先順位をつけ、積極的にそういうところ大事なところについては更新を行い、維持管理の充実、そしてそれによって延命化が図れる路線については、更新を適切な維持管理をしながら延命させるといった、そういう形で整備の効率化を図り、限られた財源の中で強靭な水道施設を構築していくことを目標として行っています。

具体的に申しますと、現在は、配水管整備事業と送水管整備事業の2事業を展開して

おります。特に現在進めている送水管整備事業は、平成15年に布設された普通鉄管の450mmの更新であります。この管路は管路の中で最も重要な管路であるとともに、このような大きな口径でございますので、大きなリスクを有する管でもございます。これらこの2つの事業を展開することで、耐震化を進めつつ、リスク軽減や事故の発生率の確率を減少させるというふうなつながりの事業を進めているところでございます。

また、維持管理についてですが、水道管のほとんどは地中に埋設してあり、常に水圧がかかってあるため、管自体そのものを点検するというのは困難でございます。そのため、基本的には地表へ出た水の漏水の確認、周辺の水圧低下や濁り水、そういう情報提供などから現地調査を行い、早急な対応というところを図っているところでございます。

また、そうはいえ目視できる部分もございます。水管橋やバルブ、空気弁、そういう目視できるものにつきましては、定期的に時期を定め、点検を行っておりますし、近年の破損事故を受けて、大口径、また、重要な路線、緊急輸送道路等に埋設してある管路につきましては、新たな点検場所として追加し、今後の維持管理の充実と体制を整えているところでございます。

以上でございます。

○大田委員

ちょっと私の見えが悪かったのかも分からんが、平成15年にできたいうふうに、450の送水管ができた、昭和15年やないんですか。ちょっと私の聞き間違いかも分からんかもしねんです。

○藤井工務課長

申し訳ございません。もしそうであれば、昭和15年に布設したかなり古い管でございます。

以上でございます。

○大田委員

分かりました。昭和15年にできたのをもう60何年たって、今やり替えておられるということでございますが、その管維持に関してもいろいろ、あるところじや、空気弁か何かが漏れてから地上に噴き上げたいう、大阪じやったですか、そういう事故なんかがあるんですが、水道橋や空気弁なんかは目に見えるところがあります。また、そのところのバルブなんかが老朽化してから破裂するところがありますから、そこんところはよく点検をして、今後とも破裂のないように。また、そのような漏水なんかやったら、水道じやつたら、道路の、路床の土が流れる可能性も高いですから、陥没というのもすぐに考えられるわけでありますから、そういうような漏水の対策なども、今後もしっかりしていってもらいたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

・・・・・休憩・・・・・

2 福祉保健部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第57号 令和7年度光市一般会計補正予算（第3号）【所管分】

説明：岡村福祉総務課長～別紙

質疑

○大田委員

11ページ、12ページ、衛生費の予防費で、コロナウイルス対策、健康被害補償金とこういうふうになっているんですが、以前はコロナの予防費というのが補助金出よったんですけど、今、出ないんですが、今後出ないんですか。今コロナがはやって予防接種を受けたらええという話が出ているんですが、今現在は出てないんですけど、今後はどのような見通しなんですか。

○委員長

大田委員、これは健康被害の補償金であります。

○大田委員

それが出ちょるから出ないんかと聞いたわけ。

○委員長

これには関係を、それが出ているから聞きたいと、その部分について。

○大田委員

要するに、コロナの予防費で、健康被害出て、厚生大臣認めたのが125万9,000円、国から出ちょると。今は、そしたら予防費ちゅうて、以前は予防接種の費用出たんだが、今後は出るか出ないか教えてくださいと聞うことや。

そしたら、その前のページのインクルーシブ、10ページのインクルーシブ、これはどういうふうな遊具をどの施設に設置するんでしょうか。

○松尾こども政策課長

このたび追加するインクルーシブ遊具等についての御質問でございます。

このたびは1園の追加ということになっておりますけれども、設置希望がございましたのは、聖華保育園さんになります。

設置する遊具については、プレイタワーと言って、屋内に設置をして、児童が遊べるようなものを希望しておられます。

以上でございます。

○大田委員

どこの施設にですか。

○松尾こども政策課長

先ほど申しましたけれども、聖華保育園さんになります。

○大田委員

これは聖華保育園に1園ということですが、ほかの保育園にもそれを、インクルーシブ遊具を補助するという制度は今後できないんでしょうか。

○松尾こども政策課長

対象は市内の保育所全部対象でございますが、今までに設置しているものもございますし、当初で予算化させていただいているものもございます。ただ、この制度自体は、令和7年度までとなっておりますので、本年度までに御希望がなければ、これで終了するものと思われます。

以上でございます。

○大田委員

これは市のほうからどうかというお声がけはしないで、向こうからの申請だけを待つということですか。

○松尾こども政策課長

各園のほうには、こういう制度がございますということは、周知はさせていただいております。その上で御希望を聞いて予算化をさせていただいているものでございます。

以上でございます。

○大田委員

その下の保育所等業務効率化推進事業補助金というのは、実例としてはどねえなんですか。

○松尾こども政策課長

この保育所等の業務効率化という分については、主にＩＣＴ化を進めるために実施をするものでございますが、このたびについては1園について、キャッシュレス決済を導入したいということで御希望があったというものでございます。

以上でございます。

○大田委員

すみません、何をするところか、ちょっとよく聞こえなかつたんですけど。

○松尾こども政策課長

もう一度説明をさせていただきます。

このたびは、ＩＣＴ化の中でも、キャッシュレス決済のシステムを導入を希望をされております。

以上でございます。

○大田委員

キャッシュレス決済。キャッシュレス決済の推進のための補助金として10万3,000円を、これも聖華保育園ですか。

○松尾こども政策課長

こちらの御希望される園につきましては、室積保育園さんでございます。

○大田委員

これは、ほかの園は、キャッシュレス決済というのは行ってない、行っている場合にどのような補助金が出たか教えてください。

○松尾こども政策課長

このたびの補助金については、主にキャッシュレス決済の希望がある場合ということで、国の補正で追加となったものでございますので、キャッシュレス決済を既に導入しているところについては対象にならないかと思います。

○大田委員

今後は。

○松尾こども政策課長

今後、御希望があれば、また予算化をすることも可能かとは思います。

○大田委員

これは、市は出さないんですか。

○松尾こども政策課長

この保育所等業務効率化推進事業費補助金につきましては、国の保育対策総合支援事業費補助金というものがございまして、これを活用させていただくものでございます。国が2分の1、市が2分の1というふうになってございます。

以上でございます。

○大田委員

だから市は出さない、じゃけ、市は出すかどうか。

○松尾こども政策課長

2分の1、市も支出をさせていただきます。

○大田委員

キャッシュレス決済という、使いやすい決済みたいな気がするんですが、それで今後とも各園ができるんじやつたら、市もそんなに多く出さなくて済むから皆さんには勧めたらいいと思うんです。今後も勧めてください。お願いします。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第59号 令和7年度光市介護保険特別会計補正予算（第1号）

説 明：藤岡高齢者支援課長～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

（2）その他（所管事務調査）

○新見委員

それでは、ひきこもりについて幾つか質問をさせていただきます。

まず、本市におけるひきこもりの実態についてお伺いします。

ひきこもりの実態については、適切な支援策を講じる上で、まず現状を正確に把握する必要があるかと思います。

そこで、本市ではひきこもりの実態について、どのような方法で調査を行っているのか、また、その調査の頻度、それから頻度はどの程度なのか、併せて、現在把握しているひきこもり状態にある方々の人数、その年代別の内訳についてもお示しください。

○清水健康増進課長

皆さん、改めまして、こんにちは。

今、ひきこもりの実態についての御質問がございました。中高年のひきこもりや、ひきこもり者の高齢化等、社会的な問題となっており、光市においても、ひきこもり支援ケースが発生しており、個々からの相談に対応している状況でございます。

これらを踏まえて、本市におけるひきこもり支援について実態を把握するために、1

回目は、令和2年度に光市、光市社会福祉協議会と民生委員児童委員協議会の協力を得て、民生委員・児童委員にひきこもり等に関する実態アンケート調査を実施し、また、2回目については、令和6年度に光市社会福祉協議会が民生委員・児童委員にひきこもり実態調査を実施しました。

これらのアンケートは、いずれも現在把握されている情報で記入いただくこととし、回答のための個別訪問や関係先等への照会等は不要なものとして実施しております。

このアンケートにおけるひきこもりの対象者は、1、仕事や学校に行かず家族以外との親密な人間関係を持てない状態が6か月以上続き自宅に引きこもっている状態の方。2、仕事や学校に行かず、ひきこもっているが夜間に近くのコンビニ等だけに外出することがある方。3として、仕事や学校に行かず、社会との関わりに悩み、生きづらさを感じている方としました。

令和6年度に実施されたアンケート調査の結果から、光市におけるひきこもり状態にある方は、20名。年代は29歳以下2名、30歳代が2名、40歳代が6名、50歳代が2名、60歳代が5名、65歳以上が2名、不明としております方が1名となっております。

以上でございます。

○新見委員

調査による現状について理解いたしました。

それでは続きまして、支援体制、取組の状況についてお伺いします。

まず、本市が現在行っているひきこもり支援施策として、相談支援、訪問支援、就労支援、居場所づくりなど、このような支援があるかと思うんですが、どのような取組が実際に行われているのかお示しください。

また、こうした支援を効果的に進めるためには、他分野との連携が欠かせないかと思います。

そこで、ひきこもり支援に関わる福祉、教育、保健など、所管や関係機関との連携体制がどのようにになっているのか、さらに民間団体や地域団体と連携した支援が行われているかについてもお伺いいたします。

○清水健康増進課長

ひきこもりの支援策ということで御質問でございます。

光市では、健康増進課、福祉総務課、高齢者支援課、こども家庭課などが随時相談を受け付け、状況に応じて対応しております。

相談の内容によって、保健師や社会福祉士が自宅を訪問したり、他施設等での面談等も積極的に応じております。

就労支援については、青年期の若者が働くことへの悩みや不安を抱えている場合はしゅうなん若者サポートステーションとの連携、経済的に困窮している場合は生活困窮者自立相談支援事業での支援をしております。

ひきこもりに特化した居場所支援は開催しておりませんが、光市社会福祉協議会では、令和6年度に、一緒に考えていきませんかとして、様々な状況の方が集まる場を提供さ

れたとお伺いしております。開催はされましたが、対象となる方の御参加がなかつたことから、これらを踏まえ、今後どういった形で開催するのがよいか検討しているようにお聞きしております。

ひきこもりという概念は、不登校から端を発し、10代、20代を中心としたひきこもりをめぐる対策が行われていましたが、近年では、8050問題と言われる高齢の親と高齢化した子供世帯の支援の必要性などが明らかになりました。

ひきこもっている期間は問わないとされ、家族支援の必要性も指摘されています。

そのため、どこの部署に、どのタイミングで対象となる方が相談にいらしても相談に応じるように、家族状況を含め丁寧にお話を伺いし、対象の方が必要な支援につなげることができるように御案内をしております。

また、光市社会福祉協議会にある光市生活自立相談支援センターやN P O 法人「キセキ みなくるはうす光」でも、本人や家族からの相談を受けております。

しゅうなん若者サポートステーションでは、15歳から49歳以下の若者の職業的自立のための相談を受けており、適宜連携しながら対応しておる状況でございます。

以上でございます。

○新見委員

本市が取り組んでいる支援体制、それから取組の状況について理解いたしました。

それでは続きまして、支援における課題についてお伺いします。

先ほども御答弁の中で、御家族への影響についての答弁がありましたけども、ひきこもり状態にある方への支援については、家族の存在は大きな影響を及ぼすと言われています。そこで本市では、本人だけでなく、家族に対してどのような支援、相談とか交流、レスパイト、レスパイトと言いますと、介護者や医療・介護者の息抜きや休憩を意味する言葉ですが、介護負担の軽減やリフレッシュを目的とした短期的な支援サービス全般を意味しております。このようなことが行われているのかどうか、また、その中でどのような課題があると認識されているのか、お聞かせください。

○清水健康増進課長

ひきこもりの支援については、家族支援も重要な支援とされており、いつでも相談を受け付けております。交流としては、周南健康福祉センターが主催する家族を対象としたひきこもり家族教室を御案内しております。

課題といたしましては、本人や家族は社会の中で多くの傷つきを経験し、生きづらさを抱え、他者との関わりが困難となっている状態であると考えます。そのため、どんな相談でも受け入れる体制があることと、相談体制の窓口があることの積極的な周知が課題であると考えております。また、その支援に関わる職員の増加も考えられることから、人材育成も課題であると思います。

丁寧な相談対応が声に出せない潜在的なニーズを引き出し、必要なサービスに導くことができると思っております。

以上でございます。

○新見委員

家族への支援に対する課題を今現在どのように捉えられているかについては、理解いたしました。

それでは最後に、今後の方向性についてお伺いいたします。

ひきこもりは個人や家庭だけの問題としてではなく、地域全体で支え合いながら取り組むべき課題であると考えております。

そこで今後、本市として、どのような支援体制の強化や新たな取組を検討するのか、また、地域全体での理解促進、予防につながる啓発活動など、どのように進めていく考えなのか、お聞かせください。

○清水健康増進課長

2025年に発行されたひきこもり支援ハンドブックによると、ひきこもりの定義は、若者の精神保健の課題として考えられていたものから、本人だけの問題ではなく、環境や社会にも問題があり、他者との交流が限定的で支援を必要としている人であれば、ひきこもりの支援対象となると変化してきており、縦割りでは対応できない支援のはざまに陥る対象者の増が想定されることになりました。

これらのことから市民に対して、ひきこもり相談窓口の明確化及び周知を行い、ひきこもりの相談がしやすい環境をつくること、現時点でそれぞれの部署に寄せられている、ひきこもりの相談の現状及び利用できる支援について情報共有することが必要であると考えます。そのため、関係所管のより強固な連携を図ることとしております。

以上でございます。

○新見委員

今後の法改正について理解いたしました。相談に来られる方というのは本当に困られている方ばかりだと思いますので、丁寧な対応のほうをお願いいたします。

ひきこもりは誰にも起こり得るものであり、もう本人や家族だけの問題ではなく、社会全体で支えていくべき課題だと考えています。当事者や家族が孤立せず、安心して相談や支援につながる環境づくりが何よりも大切だと考えておりますので、引き続き関係機関や地域と連携しながら、実態をしっかりと把握していただきながら、切れ目のない支援体制を整えていただくようお願いいたします。

以上です。

○清水委員

先日の一般質問で病院局に質問した際に、新たな地域医療構想に関する取りまとめでは、人口減少がさらに進む2040年に向け、限りある医療資源を最適化・効率化するため、医療機関の役割分担を明確化にする地域完結型の医療提供体制の構築・外来・在宅医療・介護との連携等の強化を推進することが重要という考えが示されたと。その上で、一般質問の答弁で病院局があったように、地域、本市を一つの総合病院というふうに位

置づけると。位置づけて、そういう役割を担っていくという回答があったんですが、そこでちょっと以下質問します。

地域完結型の医療提供体制の構築・外来・在宅医療・介護との連携等の強化を推進するということがあったんですが、福祉の所管としては、現在どのようなことをしていて、今後どう変わっていくのかというのをまずは教えてください。

○藤岡高齢者支援課長

それでは、福祉所管としての、福祉保健部としての対応等について、現在の状況をちょっと含めて、まずはお示しをさせていただこうと思います。

まず、在宅医療の部分についてでございますが、その実態をひもとくに当たりまして、私どものほうで持ち合わせているものの中に、光市高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画の策定に当たりまして実施をいたしました、光市・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、こちらでの調査結果の中で、46.7%の方が人生の最期を迎える場所として自宅を希望されている状況ですとか、67%の方が自宅で治療、療養をする方法を利用したいというような回答をされている方がいらっしゃいます。

そういった結果、実情からも、住み慣れた地域で、安心して生活を送り続けるためには、必要な医療サービスを自宅で受けることができる在宅医療体制の構築、これが求められておりまして、本市では、ここの取組については、市としてのというよりか、市ももちろん協力はしているんですが、主に医師会のほうが中心に活動推進を図っているところでございます。

医師会におかれましては、私ども、例えば地域包括支援センター等からも御相談に応じていただく形で、かかりつけ医による在宅医療へそのままつなげていただいたりですか、主治医、副主治医方式等によるグループ診療、これらに取り組んでいただくなど、在宅医療を推進する中心的な役割を担っていただいていると存じます。

病院局への一般質問の中でというところがございましたので、光総合病院、大和総合病院との関わりについても少し触れさせていただこうと思いますが、両病院においては、患者の急変時における受け入れや、急性期を経過した患者の在宅復帰に向けたリハビリテーションの提供ですとか、そういった両病院のそれぞれの機能に応じて、かかりつけ医をはじめとした地域の医療機関への後方支援の役割を担っていただいているところでございます。

次に、医療・介護連携の部分についてですけれども、市としましては、お薬手帳や対象者を支援する関係機関を記載したつながりシート、こういったツールを活用して、病院、診療所や調剤薬局、それから介護サービス事業所等の医療・介護分野の専門職による他職種の連携機能の強化を図るとともに、そういった専門職同士の、市の職員も含めてですけども、専門職同士の顔の見える関係づくりを促進して、他職種間の迅速な情報連携が行えるように地域ケア全体会議等を実施するなど、医療・介護それぞれの現場の視点から、そういった意見を踏まえながら、在宅生活を支援するための体制づくりに向け取り組んでいるところでございます。

また、そういった高齢者の、特に高齢者になりますが、ニーズに応じた介護サービス

とそれから在宅医療の提供により高齢者の生活を支援するために、医療・介護連携の推進に当たっては、そういった関係者、あるいは、支援者をつなぐコーディネーター役を我々地域包括支援センターが担う場合が多々ございます。そういう中で、地域包括支援センターの機能強化にも努めながら、地域包括ケアシステムの深化、推進を図っているというところでございます。

最後の今後についてのところですが、病床の確保というのが中心であったこれまでの地域医療構想とは異なり、委員が御案内とのおり、新たな地域医療構想においては、市民のニーズに対応した外来医療、在宅医療を含む地域全体の医療提供体制を視野に入れた取組が中心になると。また、これまで以上に医療と介護の連携強化が求められるものと我々も認識をしておりますので、こうした市民の在宅生活の質を高めるためには、在宅医療の推進とともに切れ目ない包括的なサービス提供、この体制の確保が必要であると考えておりますので、引き続き、市はもちろんのこと、先ほど出ました光総合病院、大和病院、両病院をはじめとした関係者の連携意識を高めながら体制強化を引き続き図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○清水委員

はい、分かりました。今取り組んでいることも今分かって、ちょっと私の質問自体も幅広い質問だったので、そういった回答になるなというのを理解いたします。

私が聞いたのは本当に、ちょっと一般質問でも触れたところなんですが、10年後20年後も本市の医療体制の充実・強化、持続可能な医療体制、光市だったら医療体制万全だよといったところがないと、なかなか人を呼び込むこともできないし、人口流出にもつながるといったところで今ちょっと質問させていただいているんですが、今後の取組のところ、これからこのところで、地域全体での医療と介護の連携をしていく、切れ目ない体制をつくっていくと、関係者の連携意識を高めていくといったところをまとめると、こういったところをやっていこうということだったと思うんですが、それに向けての課題というのはどういう課題があるかと考えられていますか。

○清水健康増進課長

医療体制の強化と維持をしていく上での課題ということで御質問いただきました。

課題といたしましては、必要な地域医療を確保していく上では、全国的な課題でもありますけれども、医師と看護師等の医療従事者の不足や高齢化に伴う医療提供体制へのさらなる負荷、また、地域医療体制を整備する上で医療機関や関係機関等のさらなる連携が必要となること、それらが課題であると認識しております。

また、直近では、物価高騰等による経営の悪化している医療機関もあり、診療報酬の増加要望など、こういったものも課題となっております。

以上であります。

○清水委員

はい、分かりました。今、ちょっとあったように、医師、看護師の不足とか、関係機関との新たな連携、診療報酬上げる要望をしていくというところを今伺ったんですけども、これをしていくことで、ちょっと分からない、分かる範囲でちょっと教えていただきたいんですけど、こういった取組をしていくと、今、答弁があった中で、これをして、2つの公立病院の経営改善の一助となるのかというところ、あとは病院局とのさらなる連携、新たな連携とかというのがあるのかというのが、今、分かる範囲でいいので教えてください。

○清水健康増進課長

病院局の経営改善に関しては、病院局において様々な検討が行われているものと承知しております。

病院局との連携等お尋ねですが、先ほど高齢者支援課長が申し上げましたとおり、2つの公立病院とは医療・介護の連携など、両病院とは様々な関わりを持っているところでございます。

また、具体的な計画はございませんが、光総合病院との意見交換、情報共有機会の場というのは設けておるところでございます。

以上でございます。

○清水委員

分かりました。病院の経営改善というのもあるんですけど、やっぱり一番は地域での方向性を示していただいたので、大事なことは、本市の医療体制が万全だよといったところを病院と福祉でつくっていくということだと思いますので、今後もいろいろ注視していきたいと思いますので、今上げられた課題のところをぜひぜひ取り組んでいっていただければと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○田中委員

4点ほどお聞きできたらと思うんですけど、1つ目が、今年度、新規事業の部分で2点お聞きさせていただきたいんですけど、まず通院通学支援や学習サポートとアウトリーチ型で実施する今年度の新規事業のきゅっとサポーターを導入されたと思うんですけど、その状況についてお知らせいただけたらと思います。

○森永こども家庭課長

皆さん、こんにちは。

きゅっとサポーターの状況について御質問をいただきました。

令和7年4月に配置しました、きゅっとサポーターにつきましては、家庭環境が原因で、学校や保育園、幼稚園に行きたくても行けない子供に対しまして、アウトリーチで家庭支援を行い、学校や園への送迎や学習へのサポート、家庭での相談等を実施するものでございまして、現在、学校で勤務経験のある職員を1名任用しております、支援

に当たっているところでございます。

本年8月末時点における実績としましては、相談支援が最も多く69件、次いで送迎支援が23件でございまして、対応延べ件数は131件となってございます。

以上でございます。

○田中委員

今、件数をお聞きして、多いなというのが率直な感想であるんですけど、相談69件、送迎が23ということなんんですけど、累積の数だと思うので、もし言えれば、対象は何名いらっしゃるのか教えていただけたらと思いますが。

○森永こども家庭課長

対応件数、対応中の子供の数で答えさせていただきますと、24名、24件という、ということでございます。

○田中委員

それもお聞きして、本当多いのにびっくりしている状況です。今年度始まって対応しながらというところで、職員を配置したのは現状があったからということで拡充したかと思われるんですけど、実際今運用が始まって現場の声というか、十分にできているのかできてないかというところも含めて、十分にされているとは思うんですけど、体制的にどういう状況なのかというところをお知らせいただけたらと思います。

○森永こども家庭課長

現場というか、各御家庭での御感想、反応ということでお答えをさせていただけたらと思います。

きゅっとサポーターの導入に関しては、大変難しさを感じております。子供に支援の手を差し伸べたくても、やはり御家族のほうの御理解がいただけないことには、なかなか支援が入れにくいところもありまして、難しさを感じております。ただ、支援を入れることができた家庭につきましては、やはり御家庭の中で親御さんの支援の手が不足している部分をきゅっとサポーターが支援させていただいたりしていますので、御負担のほうは軽くなっております。感想としては好意的な感想をいただいているところでございます。

○田中委員

好意的な感想をいただいているという中で、改めてこの制度自体なんんですけど、光市独自でやられていると思うんですけど、周辺でこういったものを取り組んでいるところがあるのかどうかとか、あと、24件ということだったんですけど、対象であろう家庭を福祉の視点とか教育側からの声ということで支援に入っていっていると思うんですけど、その辺の支援が必要な人にアウトリーチなので、届けるときに取りこぼしないように行ってほしいなというのがあるので、その辺で何か実際運用を始めて課題的に感じている

ことがもしあれば、発見した部分で、それでアプローチしてからにはなると思うんですけど、その辺の取組状況についてお聞きできたらと思います。

○森永こども家庭課長

まず、近隣の市町の状況でございますが、把握している限りでは、きゅっとサポーターと同等の支援員を配置しているのはないと認識しております。

それから教育サイドとの連携という御質問であったかと思いますが、こちらは、教育のほうで、例えば不登校の支援チーム、スクールライフ支援員さんの集まりがあるんですが、そういったところにきゅっとサポーターも中に入れていただいて、情報共有と活動の連携等もさせていただきながら、よりお互いが効果的に、それと言われるように取りこぼしがないような支援になるように努めているところでございます。

以上でございます。

○田中委員

承知しました。光市独自で始めて、なかなか手が届かないところに、今回この1人配置することによって届いているという部分があるかと思います。

それで件数を見たら本当に正直多いなというのが正直なところで、また送迎も23件ということでお聞きして、送迎時間って重なる部分もあるかと思うので、なかなか体制、支援する側のほうも大変だと思いますので、その辺の状況をまたお聞きしながら、この光市が独自で始めて、すごい支援が届いているというものですので、その辺もしっかりとPRというか、光市の手厚いところとして、私も認識しながら子育て世代に伝えていきたいと思いますので、この件は終わりまして。

次に、同じく新規事業のアウトリーチ型の産後ケア事業を今年度から始めておりますので、その状況についてお知らせをいただけたらと思います。

○森永こども家庭課長

アウトリーチ型産後ケア事業の御質問をいただきました。

本市のアウトリーチ型産後ケア事業につきましては、令和7年度より開始した事業でございまして、山口県助産師会等への委託によって、産後のお母さんの御自宅に助産師が訪問し、育児や母乳の相談、それから精神的なサポートなど、サービスの提供をさせていただいております。

8月までの利用は、申請者5人、延べ17回の利用がございました。産科医療機関で行うショートステイやデイサービスとは異なりまして、利用者の自宅でサポートが受けられるため、ライフスタイルに応じた助言がしてもらえると利用者にはおおむね好評をいただいております。

以上でございます。

○田中委員

承知しました。私も産後ケアについて拡充をずっと求めてきていたので、改めてこれ

始まって、5人が17回ということで、ちょっと思ったより回数多かったので、また好評をいただいているということなので、いい取組がスタートしたんだなということで理解をさせていただきます。

次が、ここがちょっと最近資料を見ている中で気づいたので、ちょっと教えていただけたらと思うんですけど、公立幼稚園の給食2回、週に2回導入されているということで取組をされていますが、それはどこから、どういった食事を提供しているのかを教えていただけたらと思います。

○松尾こども政策課長

公立幼稚園で提供している給食の状況ということでございます。

では、実際にどのような食事かということでございますが、業者へお願いをしておりますが、これは徳山給食センターという会社がございまして、これ幅広くやっていらっしゃいますけど、その種類の中の「なかよし給食」というお弁当を配達いただいております。

これは令和3年度から週2回の給食を実施しております。

値段は1食330円ということでなっております。

以上でございます。

○田中委員

今値段を教えていただき、330円で提供しているというなんぞ、これ給食的にはアレルギー対応とかもしている食事になるんでしょうか。していただけるのかどうか教えていただけたらと思います。

○松尾こども政策課長

一応アレルギー対応の給食もございます。ただ、全てのアレルギーに対応できるというものでもないようですので、実際の給食を利用されずにお弁当を持って来られる児童さんもおられると聞いております。

以上でございます。

○田中委員

子供は喜んで食べているんだろうなと思うんですが、保護者の評判というのはどういうような評判になっているんでしょう。

○松尾こども政策課長

そうですね、これがそもそも始まった経緯が、保護者のほうからも、そういった毎日お弁当等ではなくて、給食があったらありがたいということの中で始まった事業でもありますので、おおむね喜んでいただいているんではないかと思っております。

以上でございます。

○田中委員

分かりました。ニーズがあって、それで導入をして評判を得ているということで理解をさせていただきます。

最後、ここにもう一つお聞きしたいのが、集金方法を、週2回ということで、個別に注文しているようになるんだと思うんですけど、その辺の集金と支払い方法について教えていただけますか。

○松尾こども政策課長

1ヶ月御利用なさった後に、1食330円と先ほど申しましたけれども、それ掛ける食べた回数分を、これ現金で、集金袋という形にはなるんですけども、集めさせていただいて、業者さんにお支払いをさせていただいている形になります。

以上です。

○田中委員

承知しました。ありがとうございました。

最後、もう一つお聞きしたいんですが、「こども誰でも通園制度」に向けてということで、全体感でお聞きしたいと思うんですが、これはちょっと国の流れで、導入に向けてということで、各市町が動いているわけなんんですけど、光市が実施に向けて取り組まれているところだと思いますので、その取組状況といわゆる体制づくりが必要になってくると思いますので、その体制づくりに向けて現場等からどういった声があるかも併せてお聞きできたらと思います。

○松尾こども政策課長

これまでの市内での状況と今後の予定ということでお答えをさせていただきたいと思いますけれども、昨年度中に本事業の開始に向けて市内の保育園長会議というのがございますけど、その中で制度と大まかなスケジュール等については説明をさせていただきました。

その後、本年度に入りまして、同じく園長会議におきまして、民間保育所における、これは国のはうが求める来年の4月からということになっていますが、令和8年4月からの実施意向について確認をさせていただきました。

今のところ手を挙げていただいている園もございます。

公立園についても、実施について検討はしてきたんですけど、受入れの施設であるとか、保育士の配置等の課題がございますので、引き続き検討させていただくような形、実施に向けて検討できたらというふうには思っております。そういう状況でございます。

民間園さんのほうですが、なかなかちょっと保育士等の確保とか、そういった施設等の確保とか、なかなか難しいという中で、手を挙げていただいている園はありますけど、全園喜んで手を挙げていただいているという状況ではございません。

今後の予定ということでございますけれども、令和8年、先程も申しましたけれども、令和8年4月からの実施ということになりますので、ただ、これが民間の園が実施した

としても、公立園が実施したとしても、法令等の整備というのはしておかないといけませんので、本年の12月には、各種法令等の整備のための上程等をさせていただく予定になるかなというふうには思っております。

その後、法令等の整備が行われた後に、来年に入りまして民間園さんからの申請を受け付けて、認可は光市になりますので、その処理等を行っていく形になるかと思います。以上でございます。

○田中委員

大まかなところは分かりました。それで、現在でも待機児童とともに出ている中で、保育士さんの確保とか、体制を確保するのが難しいだろうなというのは想定の下でお話をされるんですけど、先ほど私立保育園のほうで手を挙げていただいているところがあるというお話があったんで、園の名前までは要らないので、市内何園中、何園かというところがもし、現時点ですけど、答えられたらお答えいただきたいと思います。

○松尾こども政策課長

すみません。正直言いますと、現状では1園です。民間園の中で1園ということになっております。

○田中委員

分かりました。現場は多分厳しいんだろうなというようなことは、そこからも伝わってくるんですけど、周南市さんが、ちょっと違う自治体のお話をしてあれなんんですけど、試行的事業として7月から今開始している状況だと思います。ちょっとホームページ等、何園対応しているかと出ているんですけど、そういった先行的にやっているところの状況を研究されているのかどうか、どのように見ているのかというところをお聞きできたら。

○松尾こども政策課長

御紹介いただきましたように、周南市さんのほうが7月から先行実施をされております。

実際、先月末に、うちの職員、課の職員と保育士のほうが、周南市さんとのこども保育課というところがあります。そこと周南市の保育所、実施している保育所のほうに視察をさせていただいております。

その中で、制度設計の在り方であるとか、利用申請とか、事務の手続の流れ等を確認をさせていただいておりますけども、現場はもちろん見させていただきましたので、その体制、受け入れ体制とか、課題等についてもお聞きをしたところでございます。

以上でございます。

○田中委員

それをお聞きして、現場を見た上で、光市には導入に向けてというところで、どのよ

うに思われたか。体制づくり大変だらうなというところはあるんですけど、そのあたりと、それを含めて課題解決に向けてどういうふうに取り組まれるのかというところが、もしあれば、お聞かせいただきたい。

○松尾こども政策課長

実際、特に現場では、かなり周南市さんもご苦労されているようでございまして、保育士、周南市の公立保育園においても保育士が不足をしていると。そういった中で、主任であるとか、園長等も含めて対応をしなければならないようなケースがあることもあるということでございました。

それと、この誰でも通園制度自体がいわゆる常に継続的に子供たちが通ってくるということではございませんので、慣れない子が来るという中で、どうしても多くの子を1人の先生が見るとかいうことができないので、その分人が要ると。さらに部屋も別にしなければならないような状況。これをさらに試行的に、例えば、6年度から実施されている防府市さんのほうも、そういう見解だったんですけど、できれば別部屋で対応をしたほうがいいのではないかと。合同保育では、やはり既存の子供たちに支障がある場合があるので、別部屋で対応をしたほうが誰でも通園制度はスムーズな運営ができるというふうなアドバイスをいただいております。

そのうえで、利用はそれなりにはあるということでございましたので、今後、施設の、周南市さんのほうでは、拡充というか、ほかの園も考えられてらっしゃるということではありました。

そうした中で、光市のほうで、置き換えて考えてみたときに、先ほど申しましたけど、今、手を挙げてらっしゃるのが1園という中で、まだ、受入れ人数等については、はっきり分かりませんけれども、こうした中で、公立園に、ほかの民間園ができないというのであれば、公立園についても考えざるを得ない、実施について考えざるを得ないという中で、保育士の確保であるとか、先ほどアドバイスであったようなきちんとした保育の別部屋であるとか、そういったところの確保というところについて、今、なかなか難しいところではあるんですけど、検討しているという状況でございます。

以上でございます。

○田中委員

分かりました。今のお聞きして、本当にハードルがすごい高いなというような感じを受け止めています。また、手を挙げているところが光市では1園という部分も、現場では多分そういう受け止め方をされているのかなというのも思いました。

利用時間とか利用料金の設定というのも、法令のほうの整備のときにまで出てくるのではないかと思いますが、基本的に、国、全国で始める中において、例えば、利用したいよということで、利用者のほうが手を挙げたときに、受入れ体制としてできてなかつたら、多分受け入れられないというような状況が発生してくるようになると思うんですけど、やっぱり、それは、そういうことなんですか。今のいわゆる保育園の待機児童みたいな感じで、この市町では受け止められている、受け止められてないというような、

そのような評価になってくるんだと思うんですよ。そういうことなのか、それとも、それともというか、とか、それを受け入れられないことによって、何か制約的なものが生まれてくるのかどうか。そのあたりがちょっと、もしあれば教えていただけたらと思います。

○松尾こども政策課長

先ほども申しましたけれども、受入れの希望というか、通園制度に対して利用の希望というのは、周南市においてもそれなりにあると。そうした中で、ただ、いっぱいになって、利用ができないという状況ではないということではございました。ただ、光市に置き換えるときに、現状では、手を挙げていただいたのが1園さんというところになると、受入れ人数とか、希望者の人数によっては、希望が全て叶わないという可能性も出てくるかとは思います。そうした中で確かに待機児童という見方になるのかどうか分かりませんけど、実際には希望があっても利用ができない方が出てくるということもあるのかなと思います。そういうのが、「おっぱい都市宣言」をしている光市、子育てというところをこれまで大事にしてきた光市で、どういった印象を与えてしまうのかというところの懸念はございます。

以上です。

○田中委員

非常に悩ましいところだと思いますので、求めたところで、現場の声というのもございますので、何かその中でうまくいくようにお願いするしかないんですけど、しっかりと声を聞いて、体制づくりに取り組んでいただけたらと思いますんで、よろしくお願ひいたします。

以上です。

・・・・・休憩・・・・・

○大田委員

今現在、コロナがまた拡大というか、いっぱいコロナ患者が出てきているようになっているんですが、もう国の予算で予防接種ができないんですが、市としてはどういうふうに考えておられるのかお聞きします。

○清水健康増進課長

新型コロナウイルスワクチンの予防接種の件で御質問を頂きました。予防接種につきましては、さきの議会のときにも御説明いたしましたように、新型コロナウイルスワクチン予防接種につきましては、B類疾病の定期接種となりますことから、他のB類疾病の予防接種と同様に、3割の負担を御負担いただき予防接種を継続していくように、現在では考えております。

以上です。

○大田委員

いや、だから、その予防接種として、コロナが増えているから、予防接種を市としては受けてもらいたいと思うんですが、そこで3割のそれじゃなくて、市が負担をかけるようなことはないのかなというふうにお聞きしているんですが、予算をつけることはないのかなというふうにお聞きしているんですが。

○清水健康増進課長

現状、市のほうで予算化ということは想定しておりません。ただし、令和7年8月の市長会議において、新型コロナワクチン定期接種、ワクチン確保事業に対する助成の継続という議案について議論いただきまして、市長会議において賛同をされて、今後、国、県への要望を予定しているということで聞いております。

以上でございます。

○大田委員

それ聞いちゃると、市は、国、県から限界はつけませんという結論に達しているように解釈するんですが、そのところをもう少し柔軟に考えて、患者さんが増えないような努力をされたらどうかと思うんですが、よろしいですか。

○清水健康増進課長

基本的には、全額のうち公費負担が7割、個人負担が3割ということで、公費によるところも7割お出ししております。こういったもの、B類疾病のほかの予防接種等と同じ考え方で、公費負担のほうは考えております。

以上です。

○大田委員

どうしても、市民感情として、今までコロナに対しては、市、県、国が補助してくれよったから受けられるようになっちゃったんじゃが、2類から5類に変わって、市、国、県の補助がなくなったから受けにくいねという話をよく聞くから、そのような話をよく聞くから、どうしても市民感情としては、今までどおり、市、国、県から補助をしてもらえるようにお願いしております。よろしくお願いします。

それと、今さらながらと言うんですが、光市こども計画が7年の3月に発行されて、改めてこれを見させていただきました。まず6ページのところにこういうふうに書いてあるわけですけど、ひとり親世帯は平成17年以降減少傾向にあります。母子世帯の割合が高く、令和2年では母子世帯数は、父子世帯の約7.6倍となっておりますというふうに書いてあるんですが、その下の図を見ると、母子世帯が全部でひとり親世帯が280世帯で、母子世帯が35母、父子世帯が245、平成17年では357の父子世帯があり、41の母子世帯があり、総計398と、こういうふうになっているんですが、この図は全く逆じゃないかと思うんですが、いかにお考えかをお尋ねいたします。

○松尾こども政策課長

こども計画における6ページの表の記載ということでございますが、確かに委員が言わわれるとおりの表記になっているかと思いますので、ちょっと確認をさせていただいて回答をさせていただけたらと思いますので、すみません、この場ですぐにお答えをさせていただくことができないので申し訳ございません。

○大田委員

分かりました。この絵の見る限りでは、文章と全く逆になってると思うんですが、しっかりと検討してみてください。

それと、12ページに、この要保護児童対策地域協議会で新規に取り扱った件数、光市と周南児童相談所が取り扱って、ゼロ歳から就学前が心理的虐待が13件、ネグレクトが1件の計14件というのが書いてあるんです。これは、周南児童相談所がやったんだと思うんです。光市としてはどういうようなこのアンケートの取り方をされたのか教えてください。

○森永こども家庭課長

こども計画12ページの要保護児童対策地域協議会で、新規に取り扱った件数についての御質問でございます。この要保護児童対策地域協議会という会議は、市のほうで設置をさせていただいている協議会でございまして、ここで取り扱う件数とケースにつきましては、光市で受け付けた、通告を受け付けたものと、周南児童相談所で受け付けたもので、周南児童相談所で受け付けたものでも光市にお住まいの方がいらっしゃいますので、そういったものがこの協議会の中で話されるということでございます。

○大田委員

ゼロ歳から就学前ということは、極端な言い方をすると、2歳ぐらいから3歳ぐらいまでは、あんまり要するに心理的虐待とされておっても、子供たちは分からぬと思うんです。その取り扱い方というのはどういうふうにされるか。その心理的虐待をどういうふうに見分けるかというのも当然考えられると思うんです。光市ではどういうふうなのを、それを見分けられたのか教えてください。

○森永こども家庭課長

就学前までのお子様の心理的虐待の判断をどうされておられるかという御質問であったかと思います。例えば、御家庭の中で、夫婦が子供の面前で喧嘩をされたときに、子供がすぐ横にいれば、それは心理的虐待に当たる扱いになるんです。ですので、子どもさんがゼロ歳であろうが、御夫婦が喧嘩をして、例えば、その喧嘩が御近所の方が通報されたとして、警察が御家庭に行ったときに、御夫婦の横に赤ちゃんでもいれば、そのお子さんにとっては心理的虐待を受けたということで取り扱っておりますので、件数としては、その件数が上がってくるということでございます。

○大田委員

そうなると、要するに表面化して、近所の方が警察か児童相談所に言うた件数がこれと。実際にそれでなくともあったかも分からんけど、表面化した件数がこれだけと。じやけえ内部的にというか、家庭内で収まつたら分かりませんから表示されてないという解釈になるんですが、それでよろしゅうございますか。

○森永こども家庭課長

そのとおりでございます。

○大田委員

そうなると、心理的虐待というのはもっとあると思うんです。子供がおって、夫婦が喧嘩したのを、近所が知って警察に言うたということは、近所に知られる場合でもたくさんあると思うんですよ、そうじやつたら、そねえなんじやつたら、それで心理的虐待というふうやつたら、心理的虐待というのはもっともっとあると思うんです。深くそこでいろいろ光にはサポートーとかいろいろおってやから、その辺の人がいろいろ各家庭に回れて調べられるというか、内情をお聞きする、そういうこともできるんじゃないかなと思うが、そういうことは、光市としてはまだ行われていないという考えになるんですが、今後行うようにされようとはされませんでしょうか。

○森永こども家庭課長

今の御質問は、表面化されていない心理的虐待について、積極的に家庭のほうへ調査に行ったりして把握できないのかという御質問であったかと思うんですけども、日頃から相談等を受けている家庭につきましては、そうならないような努力を私どもはさせていただいております。それ以外、日頃こども家庭センターとのつながりがない家庭につきましては、なかなか個別訪問で把握をするということは難しいかなというふうに考えております。

以上でございます。

○大田委員

このゼロ歳から3歳、4歳ぐらいまでは、これが心理的虐待というのはなかなか分からないと思うんです。これが当たり前と思って育てるはずですから、そのところはもう少し市のほうとしても見ていいってもらいたいと思います。よろしくお願ひいたします。

また、32ページに、これから光市に住み続けたいかと小学生にお聞きしたら、53.7%が住み続けたいというような答弁がありました。一般質問でも、高校生アンケートを取っても、光市に住みたいというふうなアンケートでも、過半数以上が答弁されております。だから、実際には、高校卒業して大学に行って、就職して、光市に住んでおられる方が随分少なくなっています。そのギャップといいますか、光市に住んでもらうという、そのギャップをどういうふうに考えておられるか、教えていただきたいんです

が。

○松尾こども政策課長

こども計画に係る委員さんの御質問等にも御回答をさせていただいている部分でもありますけれども、このギャップということを、できるだけ埋めていくと。いつまでも住み続けたいというふうに思っていただけるような市になるために、こちらの記載している計画等を推進していくということが、私ども大事なことだと思っておりますので、こども施策数々掲載をさせていただいておりますけれども、これらを確実に進めていくこと、これによって、子供たちが光市というところで育ってよかったです。今後も住み続けたいというふうに思ってもらえるように、施策を展開していきたいと思います。

その上で、各種施策で代表的なものというか、私どものこども政策課として実施している計画の中で、未来のパパママ応援事業というのがありますけれども、そうした中で、自分たちが親になることへの肯定というものを、親への感謝であったりとか、命の大切さ、そういったものを大事にした事業でございますけれども、こうした事業を通じて、特にこのまち、自分たちがこのまちで子育てをしていきたいというふうな感情を抱くことができるようになればというふうには思っております。

以上でございます。

○大田委員

気持ちは住みたい。子供、高校生ぐらいまでは過半数以上の方が住みたいという気持ちはある。それが実際になると、大きくなると、そこで住むのはなかなかかなわない。極端な言い方すれば、生活環境が悪い、住むところがなかなかとか、消費がなかなかない、働きがなかなかないというので、それに比べて都会は働くところがある、生活環境も皆さんに比べたら大分よいと、消費するところもあると、子供が遊ぶ場もあるというような考え方で、なかなか田舎に帰ってこないようになっているんじゃろうと思うんです。それは、こども家庭課だけの問題じゃないと思うんですが、そういうふうなところをギャップが少しでも埋めてもらえたらと思うんですが、そのところをどういうふうに考えておられるかということなんです。

○松尾こども政策課長

委員さんもおっしゃられたように、様々な施策を全て、雇用の関係であったりとか、買物とか、交通であるとか、そういったことも全て含めて、このまちに住み続けたいと思うような、そういった要因もかなりのウエートを占めているかと思いますので、その辺りは、他の部局とも協調、協力をして、みんなが本当にこの光市を好きになっていただけて、住み続けたいと思っていただけるように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大田委員

私がまたもう一つ思うんです。子供がここに住みたい。高校生なんかも、まだ光に住

みたいというアンケートを取られるんじゃったら、それに対する小さい頃からの光市のよいところ、いろいろここに住んで、こういう自然がある、いろいろとあるというふうな、子供さんに植えつけるというんですか、潜在意識を持たせるというんですか、そういうふうなのも政策の一つであろうと思うんですが、そういうふうなことは考えられないですか。

○升福祉保健部長

子供のときからそういった意識をというようなお尋ねでございます。福祉保健部のみならず、これは全体に関わります。教育委員会には、小学校、中学校があります。その教育の中で地域の学習をしたりとか、自然に触れ合ったりとか、そういったことは恐らくその場でやっておると思います。

また、うちの所管で申し上げますと、保育園等にしても、遠足の際に近くの自然と触れ合う体験も兼ねて、そういったこともしておりますので、福祉保健部のみならず、府内、主に福祉と教育委員会になるかも分かりませんけれども、そういったところで進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大田委員

ぜひとも、小学生も高校生もアンケートでは、半数以上がこのまま光市に住み続けたいというふうに答えておられるんだから、せっかくならずっと、大学はよそに行っても、就職などこっちに帰ってきて、光市に住み続けるような政策を取られるようなことを、今後もしてもらいたいと思いますから、よろしくお願いいいたします。

それと、高就労についてちょっとお教いいただきたいんですが、高就労、以前、図書館の南側にある高就労の事務所が側壁が壊れたと思うんです。それに対して市が直されたと思っているんですが、家賃も取られていないようにお伺いしております。現在どのようにになっているのか。また、これからどうしようとされるのか、教えていただきたいんですが。

○藤岡高齢者支援課長

今、委員のほうから御質問を頂いた建物自体は、都市政策部のほうの所管になりますので、修繕のほうも、今、委員のほうから御案内ありましたように、応急修繕を行っておりますが、その対応も都市政策部のほうで行っております。

ただ、それは言いながら、高就労事業そのものは、私ども福祉保健部高齢者支援課のほうで、今、相互に連携をしながら取り組んでいる事業ではあります。利用は、その高齢者就労事業の就労者が利用しております。私どものほうで申し上げられる部分で言えば、応急修繕を行っていただいた後、月1回程度の班長会議ですとか、道具の出し入れ、これは年3回程度のものなんですけれども、それとか、こちらに出していただく報告書のコピーをする作業に月1回程度、そういった利用は引き続き行うことで支障はないということで了解を頂いておりますので、利用は引き続きさせていただいております。

ただ、やっぱりそういった修繕が必要な、ちょっと壁が崩れるというような状況がありましたので、安全面の観点からも、長時間の滞在は極力控えるようにというような注意喚起は頂いておりますので、それで支障がないということで、利用は継続をしております。

ちょっとこの後どのようにというところは、我々も先ほど繰り返しになりますが、事業の実施においてはこちらの所管ですので関連がないわけではありませんが、そこについてはちょっと今明確に、どのようにその施設を今後どうするかというところは、今、私どもで持ち合わせておりませんので、ちょっとお答えはいたしかねます。

以上でございます。

○大田委員

そうなると、高就労に今働いておられる人数とかいうのは把握されておられると思うんですが、何人ぐらい働いておられるんですか。

○藤岡高齢者支援課長

直近で申し上げますと、この9月1日現在の就労者数は、全体で17名となっております。

以上でございます。

○大田委員

17名が働いておられるということでございます。現在、高就労、17名しか働いておられないから、室積にあるとか、虹ヶ浜にあるとか、地域づくり支援センターの横にある高就労の現場事務所、あれなんかはまだ建っていると思うんですが、それなんかの後始末というか、それは、都市政策の建物だからというふうに言われるんかも分かりませんが、そのまで置いちゃっていいんですか。それとも、もう解体しようと思っておられるんですか。

○藤岡高齢者支援課長

委員からございましたように、こちらの各現場に所在しております詰所のほうも、所管は都市政策部でございます。

今、ちょっと現場のお話が出ましたのでちょっと補足をさせていただきますと、今現在、人数の減少等もございます、就労者数の減少等もございまして、今年度からは3現場、今稼働しているというのは3現場でございます。具体的には、浅江2か所、西河原と、それから、通称、浅江通りと言っておりますが、国道から虹ヶ浜海岸に向けてのその通り沿いが中心、それから、光井東現場、これは具体的にあいぱーくになりますけれども、この3現場で、先ほど申し上げた17名でやっております。

現場縮小に伴いましての詰所、各現場の詰所については、これは、所管外ではあります、順次撤去をされている部分もあるように聞いておりますので、ちょっとそこを具体的にその後どうするかというところはちょっとお答えしかねますが、そのような状況

でございます。

以上でございます。

○大田委員

何かそういうふうに建物と使用している方が全然違うと。高就労やつとるのは福祉部のほうで、建物は都市政策部のほうで、そうなると、当然家賃が出てくると思うんですが、同じ市でやっているから家賃は払わないよというふうな感じになっているんだろうと思うんですが、そういうところも普通考えたら矛盾を感じるところであります。じゃけえそういうふうなのも矛盾のないようにしてほしいと思っているところであります。

また、高就労で働いている方に対しては、今、年金受給者の方もおられると思うんですが、そういうふうな税金対策に対しても、高就労のほうとしてはどういうふうに考えておられるか。

○藤岡高齢者支援課長

すみません。就労者の税金対策というところの視点は持ち合わせておりませんのでちょっとお答えはいたしかねますが、就労に際して、例えば就労されたいという市に申込みがあった際には、一定程度、収入要件を設けております。あくまでこの事業に関しては、低所得者、低所得高齢者の就労の場としての事業展開をさせていただいておりますので、すみません。さっきの繰り返しになりますけど、税金対策という視点は、すみません、持ち合わせておりませんが、収入面のところは基準を一定程度設けて、そういう方、該当される方について就労を認めているというか、お願いしているという状況でございます。

以上でございます。

○大田委員

この間、労基署が入って、税金がこれだけ滞納されてないとかいう記事も出ており、実際に光市であったと。百何万円じゃったですかね、ありましたいね。それで、税金対策されてないというふうな、ちょっとどうかと思うんですが、そのところをもう一回お答えください。

○藤岡高齢者支援課長

すみません。今、ちょっと委員のほうから再度の質問頂く中で、すみません、私が理解が悪くて申し訳ありませんでした。多分、委員のおっしゃられているのは、源泉徴収所得税の申告漏れといいますか、納付がされていない分、これは、労基署と言われましたけども、正しくは税務署のほうからの御指摘を受けまして、おっしゃられるように、対策というか、その後の事後処理といいますか、そういった納付が、本来、徴収すべきところが漏れていた部分については、引き続き納付をお願いするように対応しております。その意味合いであれば、引き続き今対応は継続をしておるという状況でございます。

以上でございます。

○大田委員

じゃけえ高就労の方は収入が少ないから、その分を助けるために高齢者就労政策でやっておられると思ってるんですが、どうしても、現在では、年金やらもらいになっておられる方が多分に多いと思うんですが、それで働く場を設けると、働きたいという場を設けるというのは確かにいいことではあるんですが、そこで税金とかいう問題が出てくると思うんです。市として雇うにしては、そのところも考えられてから、今後も高就労に対して、きれいになるんですからええと思うんですが、そのところをしっかりと考えてお願いしたいと思うんです。よろしくお願ひします。

生活保護についてですが、何年か前に生活保護引下げになって、随分と問題になって、ついには最高裁判所まで行かれて、引下げは違法という最高裁判所の判例が出ました。国もいろいろ対策をされているようですが、それに対して、光市としてはどういうふうに対応されようとされているのかをお教えください。

○岡村福祉総務課長

委員から御質問のありました、生活保護基準の引下げに対する最高裁判決に対する対応でございますが、判決があったことについては、現在承知はしております。判決への対応につきましては、現在、国ほうで検討がされておると聞いております。市としては、国の動向を現在注視している状況でございます。

○大田委員

そうなると、引下げのまま支給されているというふうに、今現在のところは引下げのまま支給をされていると。その差額はどうこうすると、今のところは考えていないというふうに捉えるんですか。

○岡村福祉総務課長

生活保護基準については5年ごとの見直しがされており、平成25年以降、令和元年、令和5年と見直しがされております。その際に国ほうにおいてしかるべき対応がされているものと考えています。

以上です。

○大田委員

いや、だから、引下げのままでずっと今のところは対応されているんですかねというふうにお聞きしているんですが。

○岡村福祉総務課長

重ねてのお答えになるんですが、令和元年、令和5年と国ほうで保護基準の見直しがされており、その引下げどうのこうのというのは、ちょっとお答え難しいんですけれども、国ほうでしかるべき対応がされていると考えているところです。

○大田委員

その後、市はもう国の言いなりで、そのとおりをやっていると、そのように解釈をいたしました。

やっぱり生活保護をもらえる人は、少しでも生活の足しになると思うので、その人自身の考えになって、今後は対応してもらいたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

また、行政財産で福祉部が持っている駐車場とかいろんな施設とかあると思うんですが、そのところの草刈りというのはどういうふうにされていますか。

○岡村福祉総務課長

福祉総務課の所管で申し上げますと、職員駐車場としてあいぱーくの南側に借地をしております。そこの草刈りにつきましては、年に3回程度、業者に委託をして草刈りをしている状況です。

○大田委員

年に3回ぐらいやっておられると言つてゐるんですが、そこの場所1件だけですか。ほかにもあると思うんですが、ほかはないんですか。

○藤岡高齢者支援課長

福祉保健部全体で、ほかにもということなんで、私のほうからは、高齢者支援課所管分についてお話をさせていただきますと、高齢者支援課の所管で申し上げますと、大和老人憩いの家の跡地でありますとか、あとゲートボール場の跡地等について、今、遊休地のような扱いになっている部分について、行政財産として取り扱っている部分については、所管で予算措置を行つた上で、こちらについては、年1回程度草刈り等を実施しているところでございます。

以上でございます。

○松尾こども政策課長

こども政策課においてもちょっと施設がございます。保育園等でございますけれども、こちらのほうも年2回から3回の草刈りを実施させていただいております。

以上でございます。

○大田委員

高齢福祉の憩いの家というふうに言つたんですが、大和は憩いの家を解体されて随分荒地になつてゐる。草も年1回とか言つたんですが、随分雑草が生えているんです。年1回のあれで、雑草はきれいに刈れると思いますか。まずそのところをお伺いしたい。

○藤岡高齢者支援課長

それは、回数を重ねて頻度を上げて、頻繁に生えれば、当然環境美化といいますか、草刈りの頻度を上げれば、当然見栄えといいますか、草の状況というのが、生え方が当然いいのは、委員御案内のとおりだと思いますけれども、その限られた予算の範囲内で我々も巡回をしながら、それ年1回程度で、そのタイミングを見計らいながら実施をしているというのが現状でございます。

以上でございます。

○大田委員

それもうぼうを生えていて、維持したいというふうには言っておられたんですが、当然草刈りなんかというのは、当然最低でも年、本当は4回か5回ぐらい今頃はやらなくちゃいけないと思うんですが、そこまでできないのか、3回ほどやっておられるというふうに言っておられたんですが、せめてその辺をやってから、美観なんかでよいような方向で持っていってもらいたいと思いますから、よろしくお願ひします。

憩いの家なんか解体されるときに、今後はふれあい学習教室か、あれなんか、憩いの家を解体されるときにどうされるんですかとお聞きしたら、自宅の開放とか言うてから答弁されたんですが、市長はできるだけ協力すると、この間の議会の一般質問のところでも言われておられたんです。憩いの家を解体されて、解体されるのは大和地区が割合多いんですが、協力というのはどのような協力をされているのかをお聞きしたいんですが。

○藤岡高齢者支援課長

我々が行っているその協力支援というところで具体的なお話でいいますと、これまで一般質問あるいは委員会等でも御答弁をさせていただいたとは思うんですが、やはり代替地、これまで大和老人憩いの家を利用されていた、その場所が失われるということなので、活動を継続するには、当然その代替地が、代替場所が、活動場所が必要になるというところでございますので、まさに高齢者が対象ですから、やっぱり遠方になるとなかなか移動が難しいというところで、近隣の活動可能な施設等を、まずはお示し等をしながら、その活動内容とマッチングをしながら、合致するところを順次御案内をさせていただいたりとか、あるいは御希望等があれば、そこもお聞きして、公共施設であれば、他所管であればその間にあってちょっとおつなぎをさせていただいたりとか、そういう対応をこれまで行ってきたところでございます。

以上でございます。

○大田委員

公共施設とかいうて言わされましたけど、公共施設というのは、随分広範囲の中に一つしかないんです。憩いの家は、範囲があっても割合狭い中に一つずつあったんです。だから、高齢者、今頃は特に運転免許証の返還されて運転されないと。そしたら、歩いて通わなくちゃいけない。そしたら、広範囲の中に歩いて通うといったら、なかなか通え

ないから、ふれあい教室とかああいうふうなところに通わないと家にひきこもりじゃないが、そういうふうな感じになっておられると。協力というのは、その公共施設の提供だけですか。

○藤岡高齢者支援課長

公共施設というところでちょっと一くくりに申し上げましたが、先ほどもちょっと、委員のほうからも繰り返しございましたが、なかなか遠方になるといろいろ難しいというところで、公共施設に限らず、では、活動が可能な場所というところで、さらに具体的なお話をすれば、近隣の自治会館とか空き状況、使用が可能な自治会館とかも御紹介もさせていただく。我々が御紹介をせずとも、やっぱり近隣の方が集まって利用されていらっしゃったというケースがほとんどありましたので、例えば、自治会の方が自治会活動として利用されている方は、別に自治会館であったりとか、先ほどもちょっと申し上げました公共施設でいえば、近隣のコミュニティセンターを次の活用先ということで、利用されたというお話もお聞きしておりますし、委員のほうからもあった、自治会の活動とかも含めてですけど、会長さんの自宅をお借りして、活動頻度は比較的少ない団体にはなりますけど、そういったところの活用もあるように伺っております。

今、100%補完はできておりませんが、引き続き支援は我々としても継続をしておりまし、まだ100%、その行き先がまだ見つかっていないという状況ではあります。ここは引き続き支援、御協力はさせていただくつもりではありますが、ほとんどのところが新たな活動場所というところで、そういったところを次の活動先として指定をされて、現在も活動されているというふうにお伺いをしております。

以上でございます。

○大田委員

以前、憩いの家をなくすというときに、個人の家をふれあい教室に持っていくという答弁があったんです。個人の家を。今、課長も言われたように、会長さんの家を持っていったりという答弁もあったんですが、要するに、そういうふうに、それは自治体として協力するんじやなくて個人として協力するということなんですよ、それは。個人として協力する。うちで使こうてくださいというから、そういうのは、それは個人として協力すると。自治体が協力をしているというふうには言えないんです。自治体はどういうふうな協力をするかというのをお聞きしたんですが、なかなかいい答えも出ないんで、そのところは、これからもゆっくり考えられて、東部憩いの家なんかも解体すると言ったら、自治会とかコミュニティセンターを使うとかいうふうな答弁も出たんですが、やっぱりそれは違うようなと私は思うんです。それに代わる何かをどこかで充当せんにやいけんと思うんです。できない場合は、広範囲になるから、足をどういうふうにするかという考えも出てくると思うんです。その辺のところを考えてももらいたいと思っております。この点をよろしくお願ひします。

○小林委員

少し1点だけ質問させていただきます。近年、大人が担うべき家事や家族の世話を日常的に行うヤングケアラー、こういうものに対する支援の強化が求められていますが、この問題というのは、やっぱり家庭内のデリケートな問題という部分と、そういうこともあるって表面化しにくいんです。加えてヤングケアラーについて、社会的認知度が低いため、子供自身とか周囲の大人が気づいてあげられない、こういう状況があるというふうに、私は認識しております。より実態に合った支援につなげるためにも、ヤングケアラーに関する理解促進、早期発見、把握といった取組、こういう部分が非常に重要なと 思いますが、見解のほうをお示しをください。

○森永こども家庭課長

ヤングケアラーの支援の強化に向けてでございますが、令和6年6月に子ども・若者育成支援推進法等の改正が行われております、国、それから、地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーが明記されております。

これを受けまして、昨年度、こども家庭課では、市の関係部署や学校の職員を対象としました研修会を実施しております、理解促進を深めたところでございます。

また、今年度は、光市立の小学5年生から中学3年生までの全ての児童生徒を対象にしたヤングケアラー実態調査の実施とおっぱいまつり等の市関係のイベントにおきまして、ヤングケアラーに係るチラシの配布やポスターの掲示によって、広く一般市民への理解促進を図りたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○小林委員

まずヤングケアラーに関する理解促進、これ市民に向けたというところでいくと、チラシの配布というところもしっかりとやれるというところがありますし、あとは、市の関係者とか学校関係者に対して理解促進に向けた研修を行ったということ、これも非常にすばらしいと思います。

今少しお話のあった小学校5年生から中学校3年生までを対象とした実態調査、これを行うという話でございましたが、どういう方法で行うのか、この部分について、まずお示しをください。

○森永こども家庭課長

ヤングケアラーの実態調査の方法についての御質問を頂きました。学校内で調査を実施しようと思っておりまして、まずは、保護者に対しまして文書にて調査への理解と協力を求めるとしております。また、児童生徒に対しましては、県が作成した啓発用のチラシを用いて、ヤングケアラーについての理解を深めた上で調査を実施していくように、学校で協力をお願いする予定にしています。

調査対象者は、先ほども申し上げたように、光市立の小学5年生から中学3年生までの全ての児童生徒となっておりまして、10月1日水曜日から10月31日金曜日までの10月の1月の間で日を決めていただいて、市教委より配付されているタブレットを用いて調

査を実施する予定にしております。

以上でございます。

○小林委員

まず、ヤングケアラーというところがなかなか認知度が低いというところを踏まえて、子供たち、そして、その保護者に対して、それぞれに対するアプローチがやられているということはよく理解できました。非常にそうすることによって、実態に合ったいわゆるアンケートの結果が出るというふうに思います。これに対してもすごくいいと思っています。

あと、この実態調査というところを行うに当たって、どのような質問、こういうものを想定しているのかと、今の時点での考え方をお示しをください。

○森永こども家庭課長

質問の内容でございますが、まず学校名、それから、学年、性別といった基本情報と、それから、お世話をしている家族の有無、困り事や悩みの有無、相談希望の有無、学校への相談希望の有無といった、実態と相談に関する質問で構成されております。学校への相談を希望すると回答した児童生徒につきましては、クラスと氏名を記入する仕組みになっております。

以上でございます。

○小林委員

よく分かりました。実態と相談の有無というところにターゲットを絞ってアンケートをしていくというところ、もう一ついいなと思ったのが、実際に学校に対して相談を希望する人に関しては、またさらにアプローチを続けていくというところは、非常にいいなというふうに思っています。

では、この実態調査で得た結果をどのように活用するのか、この部分についてもお示しをください。

○森永こども家庭課長

活用方法ということでございますが、学校への相談を希望すると回答した児童生徒の情報につきましては、各学校へ情報提供を行うようになります。学校は、面談等によって、当該児童生徒の状況を改めて確認をいたしまして、こども家庭課等へ情報を共有するような流れになっています。その後、こども家庭課が中心となり、関係機関と連携しながら、個別具体的な支援方法等を検討していくような流れを考えております。

以上でございます。

○小林委員

データの活用の方法というところ、今後の展開という部分についてもよく理解ができました。

もう一つ実態調査を行う上で、やはり個人のプライバシーの保護、こういうのはすごい大事な部分だと思いますけれども、調査をする上で留意すべき点、こういうものがあると思いますけど、この部分について見解をお示しをください。

○森永こども家庭課長

留意すべき点という御質問でございます。本調査は、学校への相談を希望すると回答した児童生徒についてのみ、クラスや氏名等の個人情報を回答する形式としておりまして、児童生徒の意思を尊重する形の調査内容となっております。

学校で配付されているタブレット端末を使用して調査を行いますが、二次元コードを読み取って回答する調査でございますので、個人が特定されることはありません。

それから、学校で調査を行うため、調査に係る時間に個人差が出ることが想定されます。回答が終了した児童生徒がタブレット内にある学習アプリ等に続けて取り組むことによって、該当の児童生徒への配慮をさせていただけたらというふうには考えております。

以上でございます。

○小林委員

よく分かりました。やっぱりタブレット端末を使うということで、どういうふうに判別をするのかなと思ったんですが、そこはやっぱり二次元コードを使っていくということで個人の特定を控えていくという、ほかにもありましたが、この部分についてしっかりとよく理解ができました。

この調査をすることで、非常に今回ヤングケアラーというところの取組という部分が実態に合った取組につながっていくと思うので、一步前に進むというふうに思っています。

しかしながら、非常にデリケートな問題ですんで、やっぱり家庭内の信頼を得ていく、子供たちの信頼を得ることも大事なんですけど、この視点はしっかりと持ちながら進めただけたらと思います。

以上でございます。

・・・・・休憩・・・・・

3 経済部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第57号 令和7年度光市一般会計補正予算（第3号）【所管分】

説明：佐々木経済部次長～別紙

質疑：なし

討論：なし

採決：全員一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

報告：「市民の森」のあり方について（案）

説明：岩崎農林水産課技術担当課長～別紙

質疑

○田中委員

すみません、せっかくの機会なので、何点か確認をさせていただけたらと思うんですけど、全体的に選択と集中して今後、取り組んでいくんだというところはもう理解するところではあるんですけど、資料を見させていただいて、ちょっと確認をさせていただけたらと思います。

まず2ページについてなんですが、年間維持費ということで、各森の数字が出ております。これが、数字自体が、まず現状かけている維持費なのか、それとも今、広さ等から算出した作業賃、金額なのかというところをまずは確認させていただけたらと思います。

○岩崎農林水産課技術担当課長

2ページにお示ししています表2の年間維持費についてのお尋ねでございます。こちらの年間維持費につきましては、12か所、それぞれの森につきまして、草刈り費と施設の更新費用を合計したものでございます。こちらにつきましては実績値ではなく算定値となります。

以上でございます。

○田中委員

それを踏まえた上で、現状の維持費というか、かけていたお金というのは、間近でいいんですが、5年間ぐらいで大体どの程度のお金をかけていたのかということをお示しいただけたらと思います。

○岩崎農林水産課技術担当課長

直近5か年の年間維持費についてお示しさせていただきます。草刈り業務の委託につきましては、現地の草木の状況や、それぞれの箇所の利用状況等を踏まえまして実施しておりますが、過去5年間で申し上げますと、令和2年度では9か所207万円、令和3年度では5か所で149万円、令和4年度では6か所145万円、令和5年度では10か所243万円、令和6年度は3か所67万円でございます。

以上でございます。

○田中委員

今、お聞きして、資料に示された年間維持費でこれぐらいかかるだろうというところと比較すると、実際かけていたお金というのが低いというのが分かったんですけど、結局、この荒れている状況という部分が、かけてなかつたから起きたという、今、取組の結果という部分は前提としてやっぱり抑えないといけないなと思ったので、ちょっと質問させていただいたというか、確認をさせていただきました。

その中で、4ページにイベントということで、それぞれ予算費の紹介をいただいているんですが、これそれぞれの主催者と参加者の対象、それと募集のPR等はどのようにされたのか、ちょっと細かいところですが教えていただけたらと思います。

○岩崎農林水産課技術担当課長

4ページ、表3の各イベントについてでございます。

1番上の、梅まつりコバルト・ウォークにつきましては、梅まつり運営協議会、光市スポーツ推進委員協議会及び光市教育委員会が主催で、対象は健康で実施要項及び交通ルールを守れる人となっております。

次の、コバルト探訪ウォークラリーにつきましては、光市青少年健全育成市民会議、室積地区会議の運営委員会主催の行事で、対象は室積地区在住者または通学する人となっております。

1番下の、みつい再発見ウォークにつきましては、光井コミュニティ協議会主催の行事でございまして、対象者は光井地区在住者または通勤通学する人となっており、いずれの行事におきましても、参加募集やPRにつきましては、各実施団体がイベント等の性格や対象者等を踏まえまして、ウェブサイトや地域コミュニティの広報紙などを活用して実施されているものと認識しております。

以上でございます。

○田中委員

分かりました。今、イベントの性格という部分でいうと、いわゆる地区の行事として行われているものとか、地区内の人人に限られているという部分で、いわゆる規模としてはすごい小さいものだと思うんですね。梅まつりコバルト・ウォークのほうは、全体としてやっているので参加人数も多いということで、大人数になると思うんですけど、つ

まり行事自体が小さいので、参加者人数自体も小さくて、あんまり活動していないような数字というのは見えるんですけど、確かに市民の森としてという部分はあるんですけど、観光に活用するという部分で言えば、一番上の部分で何かアイデアを出せばもっと活用できたのかなというところが感じられましたので、そこはちょっと指摘をさせていただけたらと思います。

それで、5ページからアンケートの対象者ということで、これもまた室積地区と光井地区ということで限定されているんですけど、これは絞った理由というのは何かあるんでしょうか。

○岩崎農林水産課技術担当課長

アンケート対象を室積地区、光井地区とした理由ということでございますが、このたびのアンケート調査につきましては、農林水産省が示す費用対効果分析マニュアルの仮想市場法を用いまして、年効果額、言い換えますと年間維持管理費の目標額を算定することを1つの目的として実施したものでございます。このため対象者の範囲につきましても国のマニュアルの規定に基づきまして、森へのアクセス性などを考慮しまして、光井地区、室積地区の世帯としております。

以上です。

○田中委員

分かりました。根拠としては分かりました。

アンケートの結果について、8ページのところで何となくまとめが載っているんですが、5件以上のものについて取りまとめられていて、市民の森の必要性を感じないという部分で、とか、12か所は多すぎる、否定的な意見が多いというような感じのものになっているんですけど、これ、5件以下の部分の少数意見がどういうものがあったのかなというのがちょっと気になるところがあって、自由記述の意見自体がそもそもいくつあったのかというところと、あと少数意見で活用すべきといったような声はなかったのか、少数意見がどんなものがあったのかということをお聞きできたらと思います。

○岩崎農林水産課技術担当課長

自由記述の意見につきましては、総数は全部で62件でございます。このうち重複5件未満の意見は35件でございます。少数意見の例という御質問だと思います。少数意見の中には数は限られますが、例えば孫、ひ孫のために大切に使ってほしいとか、さらにきれいに整備するのであれば費用負担してもよいというような前向きな意見もございました。

以上でございます。

○田中委員

分かりました。それで、9ページのほうでヒアリングを行ったということなんですが、これも3つの関係団体に限定しているんですけど、市民の森というところはあるん

ですけど、いわゆる観光とか、先ほど一番最後のPRでツーリストとかいうキーワードが出ていましたが、外からこれを楽しむために来られている方も、私も歩いたときにお会いしたことがありますし、いわゆる室積にあるホテルさんでも、そこを楽しむために宿泊に来られる方もいるというような、温泉も含めてですけど、あると思うんですけど、そこを対象にしなかったという部分は何か理由があるのでしょうか。

○岩崎農林水産課技術担当課長

ヒアリング調査の対象という御質問でございます。調査の対象としましては、現状、市民の森を直接利用していただいている団体の意見を把握することを目的として実施しているところでございます。こういった目的から、先ほど申し上げました、みつい再発見ウォークの事務を行っている光井コミュニティセンター、コバルト探訪ウォークラリーの事務を行っている室積コミュニティセンターなどにヒアリングを行っております。

以上でございます。

○田中委員

すみません、あと2点だけちょっとお聞きします。

一番最後の、さっきちょっとお聞かせいただけたらと思うんですけど、老朽化施設等は順次撤去していくということでお示しをいただいているんですが、最後に今後の予定ということでお示ししていただいているのが、令和9年度以降というところに矢印が伸びて、老朽化した施設等の撤去となっているんですが、これはもちろんどういったものがあって、どういった金額がかかるかというのはされていると思うんですけど、例えば9年度まで撤去しますという表記じゃなくて、以降ずっと矢印が引っ張っていると、また撤去すると残ってというふうな不安はちょっと残るんですけど、この辺で考え方をお聞きできたらと思います。

○岩崎農林水産課技術担当課長

市民の森の見直しに伴い不要となります看板の撤去や案内看板の修正などのほか、例えば幸いの森にある老朽化した藤棚等の撤去を行う予定としておりますが、予算編成前であり、定かなことは申し上げられませんが、一定程度の費用がかかることと、それに加えまして、これらの撤去の手続について関係機関との調整等にも一定の時間が必要と見込んでいることから、工程の矢印を9年度以降とさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○田中委員

分かりました。撤去が必要なものについては確実に撤去をしていただけたらと思いますので、そこは今回、ぜひ伝えさせていただきます。

最後に、基本的な方向性で必要となる費用、合計で377万円ということで最後、示されているんですけど、先ほどお話ししたように、算定した金額で実際はそれだけの金額

を投入していなかったという現状があると思うんですけど、今ここで示された377万円というものを確実にかけて、集中して3か所を整理して活用していくところは間違いないのか、そこを確認させていただけたらと思います。

○岩崎農林水産課技術担当課長

残りの3か所につきましては、先ほど説明のときに申し上げましたとおり、重要な施設でありますことから、しっかりと管理していきたいと思います。

○田中委員

分かりました。擁護するわけではないですが、年によって伸び具合も違うと思いますし、これは一つの目標ということで、目標にしながら、現場を見ながら、適切に管理していただけたらと思いますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○井垣委員

森の整備というのは、一旦、人間が手を入れて人工的に管理したものは、管理しないと荒廃してしまうんですね。自然に戻すという、自然には、自然に戻らないんですね。よっぽど本物の森林学者を入れて研究すれば、3年間だけ管理すれば、あとはほつといつい、自然に戻るというのもあるかもしれませんけれども、一旦手を入れたものはずっと永久に、もう手を入れなきやいけない。

何で荒廃したらいけないかというと、やぶ化して、森林が伐採しないと光が当たらなくなって、地面の落ちている葉っぱの腐敗具合とか、酸素が好きなばい菌もいれば、酸素が嫌いなばい菌もいるんですけれども、そのバランスが崩れてしまって、地表の1m、2m下に粘土層ができてしまうんですね。

今これ、光だけの問題じゃなくて、日本全国の山の問題なんですけれども、同じように昭和の初期にザーッと人工林を植えて、というところがほったらかしになっているので、粘土層ができているわけですよ。粘土層が一旦できてしまうと、それが雨水が染み込まないんですね。その表面を流れてしまう。粘土層より下に染み込まない。そうすると、大雨が降ると、そこからガサッと粘土層のところから土砂崩れが起きるわけですね。これが今、日本で、今、各地でも起こっているわけです。

だから、そうならないために最低限の伐採をして森を健康に保つということは、観光地であろうと、なかろうと、山であったらそれをやらなければいけないですよね。だから、そこの最低限のところをやっていただくという、ほっとけば自然に返るというものではないということを、まず認識していただきたいというのが1つですね。

それと、同僚議員も言われたように、アンケートによって算定された額が436万円ということなんですけれども、実際にはこれだけかけてないですから、廃止とか何とか考える前に、このぐらい436万円をかけたら、私は何かすばらしいものになるような気がするんですけども、かけてみないと分からないじゃないですか、それは。そこが1つですね。

それと、もう1点は、同僚議員も言ってましたけれども、観光客なんかがハイキングコースとして活用すると。これから外国人とかがどんどん来ると思うんですけれども、彼らは歩くのがとっても好きなんですね。日本人は歩くのあまり好きじゃないんだけれども、トレッキングというものが大好きで、ホテルに泊まつたらどつかトレッキングコースありませんかというふうに探すわけですよ。泳ぐのも好きですけれども、トレッキングも大好き。だから、点で見るんじゃなくて、コースとして、モデルコースみたいな、ここはきれいなコースで、ここを世界中の人人が来て歩いてほしいという、ラインで構想を考えてほしいんですね。はぎの平と、こと、こと、こって3点。車で行って、そこで降りて、そこが味わうというのではなくて、ラインで、こう、こういうラインだと、ぜひここから歩いてもらいたいコースという、線で整備してほしいなという気持ちがあります。

以上です。

○委員長

今のは質問ですか。

○井垣委員

意見を。

○委員長

意見だけですね。井垣さんの意見として。分かりました。

○新見委員

12ページの今後の予定のところで、市民の認知度を高めて、利活用等を促進して、そのために関係機関や団体等と、ウェブサイト、情報発信に努めますという、市民やツーリストに向けた幅広いPRに努めますということで、これ一般質問の中でも少し話をさせてもらったんですが、市民の森の再整備をするに当たって、コバルトラインとこれは当然切り離すことができない話だと思っていまして、コバルトラインにある公衆トイレ、一般質問でも話をさせていただいたんですが、コバルトラインの公衆トイレを含めての再整備ということを、今、頭の中の考えの中にあるかどうか、改めて質問させていただきたいと思います。

○岩崎農林水産課技術担当課長

コバルトライン沿いの公衆トイレについてのお尋ねだと思います。今回の在り方の検討におきましては、公衆トイレについては検討していないところでございますが、今後、残る3か所の確実な整備を進める中で、そういった御意見も参考としながら、検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○新見委員

ありがとうございます。ぜひ検討を進めていただきたいと思います。

4ページにある、室積地区のコバルト探訪ウォークラリー、これは令和6年度まで実施していたんですが、令和7年度については、全体の事業の込み具合ということでもあるんですが、令和7年度は実施しないと。恐らくこれ、令和8年度以降についても、コバルト探訪ウォークラリーというのは実施しないというふうに聞いております。コバルトライン自体は、今、日本の道百選にも選ばれていて、大変美しい道並みではあるんですけども、なかなかこれまで目立った、目立つという言い方はおかしいですけれども、多くの観光客が来ていないという状況の中で、再整備するに併せて、観光協会との連携をして、例えば、道自体はすごくきれいな道ですので、自転車でのロードレース大会とか、そういったようなPRに向けた何か活動的、イベント的なものというのは現在、お考えにあるのかどうかお示しください。

○岩崎農林水産課技術担当課長

観光協会との連携というような質問でございます。今回の在り方の検討におきましては、今後の具体的なPR等の検討までには至っておりませんが、こういった御意見を踏まえまして、今後、検討してまいりたいと思います。

○新見委員

ありがとうございます。ぜひ、多くの方に来ていただけるような活用を進めていただければと思います。

以上です。

○井垣委員

6月に一般質問をさせていただいたんですけども、コバルトラインを通るときにも、本当に草がすごくて、ちょっと背の高い車で行ったら、もうずっとすって行くので、物すごい低速で走行しなきゃいけなかつたんですけども、その後、行きましたら、見事に刈られていて、草がきれいに。それで、上もちゃんと車高が高い車でも通れるように、木をほんときれいに切って、もうすーっと行けました。ありがとうございます。お礼を言うのを忘れておりました。やっていただいて、本当にきれいになりました。

ところで、この地図を見ても分かるんですけど、全体こうなってたのかって、初めてこの地図を見たんですけど、全体の地図。走ってると、自分がどこ走ってるか分からなくて、ぐにやぐにやしてるし、地図がないんですね。全体の今、自分がここにいるっていうのがなくて、例えば、はぎの平までもあと何キロとか、何か全体のマップがあって、今あなたはここにいますよ、こっち行ったら、こういう森がありますよとか、そういうマップが、交差点というか分岐点ごとにあれば、この前、こっち行ったから、今度こっち行こうとか、そういうことができるんですけど、とにかく変なほう行くと、延々ぐるぐる、ぐるぐる回るので、怖くって、私は右折しかしないことにしてるんですね。全部右折していくと西ノ庄に出るんですけど、それ以外、怖くて、本当に向こうのほうまで

行っちゃったことがあって、室積を通り越して、東之庄のもっと先のほうまで行っちゃったことがあって、こんなとこまで、もう時間がないときで、本当に地図を描いてほしいなということがあります。お願いします。はぎの平でさえ、今、全く見えない状態で、看板が消えてまして、そこを知らないとスッと行っちゃいます。ここ、はぎの平に着きましたっていう看板と、全体の地図をぜひ設置していただきたいと思います。質問ではありません、また意見のみ。

○大田委員

まず5ページの、(イ)のAのところ、アンケートの回答をもとに農林水産省が示している費用対効果分析マニュアルの仮想市場法により、市民の森の年効果額、年間維持管理費の目標額を算出したところ436万円となりました。どういう算出されたのか、細かく教えてください。

○岩崎農林水産課技術担当課長

維持管理費の算出方法でございますが、年効果額につきましては、国のマニュアルに示されています手法で算定しております。具体的には、アンケート調査で複数の金額を提示させていただきまして、回答者に支払い意思額、言い換えますと、市民の森を維持していくために支払うことができる額をお尋ねしまして、その結果を統計的に処理したものでございます。

以上です。

○大田委員

アンケート調査のときに複数の額を提供して、その額を算定されたというふうに。年効果額、年間維持管理費というのはどういうふうな算定を国がしているんですか。

○岩崎農林水産課技術担当課長

2ページの表2の年間維持費についての御質問と思います。この年間維持費につきましては、それぞれの森に対して草刈り費用を積算した金額と、それぞれの森に存在します施設の更新費用の年割額を合計した金額となっています。

以上です。

○大田委員

要するに、維持管理ではなくて草刈り費用ですね、出されたというのは、今、言われたのは。はぎの平のところ何かは、その周りのとかいうふうに、それを取ったんですが、それによってアンケートに複数の金額を入れられたと。それが何ぼくらいです。それはもう大体私はおかしいと思うんですよ。なぜかというと、森の維持と草刈りとは違うと思うんですよ。今言われたのは草刈り、道路の、極端な言い方すると、道路の草刈りだけと、それが年間維持ですか。ではないと思うんですよ、年間維持というのは。そのところは、どのように考えちょっとですか。

○岩崎農林水産課技術担当課長

年間維持費について、もう少し具体的に申し上げますと、例えば、只今、例に挙がりました萩の平については、159万円の年間維持費を示していますが、この金額につきましては、草刈り費用に加えて、萩の平に存在します、アスファルト舗装や、東屋、案内看板などといった施設の更新費用の年割額についても加えた金額でございます。したがいまして、草刈り費用だけではなく、例えばアスファルト舗装については、維持管理費用として年額で36万9,000円を概算金額として足し合わせているところでございます。

以上でございます。

○大田委員

はぎの平はそうと。また、市民の森の0.6haとある。市民の森、木が生えている。さつき井垣委員も言われたように、その下の泥の、要するに歩きやすいように、また下が、水が浸透しやすいような維持管理するのも、当然、維持管理費の中に入るわけですよ。それで、これが436万円になるとか、こっちの今、道路の草刈りを主にしたので669万円であったというふうにされているんですが、そうじやない、維持管理費というのは違うと思うんですよ。大きな道路の周りの草刈りをして、はぎの平とかコバルト台地みたいなところの見学地のところは、ちょっと道路の舗装やら、東屋やらとかの維持補修をしたと。それが全く野鳥の森とか市民の森とか、ああいうふうなやすらぎの広場とかいうのも、全然維持管理されていないように見えるんですよ。それでアンケート調査の結果で、金額を、やれ何ぼじやったら適切かとかいうものに、こちらから提案されて、そしたら436万円となりましたと。それは、算出方法は全く違うと思うんですよ。もう一遍教えてください。

・・・・・休憩・・・・・

○岩崎農林水産課技術担当課長

2ページの表2の年間維持費の合計額につきましては、先ほど申し上げましたように年間の草刈り費にそれぞれの森に設置しております施設の更新費の年割額を加えた金額でございます。

この在り方の検討につきましては、先ほど冒頭に説明させていただいたとおり、12か所の森を全て管理していくことは現状では、調査結果からも、難しい状況でございまして、それを踏まえて、今後3か所に絞って適切に、しっかりと管理していきたいというものでございます。

以上でございます。

○大田委員

今後3か所に絞って、12か所ではなくて3か所に絞ってやるのが436万円かけてやりますよということの答弁であろうと思うんですが、そうなると、その下に、市民の森の

認知、認知が書いてあります。38%が知らないというアンケートから、38%が知らないから必要性を感じないとか、縮小、廃止的意見が複数ありましたというふうに書いてあるんですが、それで62%の人が知っているのに、38%が知らないから縮小するというふうに私としては取れるんですが、62%の知っている人の意見を無視するのかなというふうに取れるんですが、どうでしょうか。

○岩崎農林水産課技術担当課長

認知されていない方への対応といった趣旨の御質問かと思います。先ほど3番課題のところで説明させていただきましたように、今後の利活用の促進としまして、市民の森を活用したイベントの参加者数は減少傾向にございまして、市民共通の財産である市民の森が十分には活用されていない可能性がございます。またアンケート調査では38%の方が市民の森を知らないと回答されており、認知度は高くないと考えられることから、市民の森の有効活用に向けて積極的な情報発信、PRに努める必要があるものと考えております。

以上でございます。

○大田委員

いやいや、市民の森を有効活用、積極的な情報発信、PRに努める必要があるというのは、そりや分かります。市民の森、全体的にいろんな3か所、森や景観場所やらあるんですが、それが知らないというのが38%。62%の方が知っていると。過半数以上的人が知っている。それを38%のほうを採用する、この人たちを採用するから3か所にするというふうに、私としては感じたわけですよ。62%の人が知っているのに、38%の人が知らないから3か所しか活用しないよと、今後。また金が要るからというような感じで。今後、その方針でするのかどうかは分からんんですが、多分するんだろうと思うんですが、そういうのをどういうふうに考えておられるかというのをお聞きしたいんです。

○影土井農林水産課長

アンケートの調査結果として、知らないが38%、少数意見を採用したのではないかといった趣旨だったように思います。市民の森としましては、市としては、縮小しながらも、選択と集中の観点からこの3か所をしっかりと守っていきたいと考えております。費用面からも12か所を守っていくのは難しいという中で、この3か所を選定させていただいたところです。

先ほど来から御指摘いただいておりますように、この3か所につきましては、やはり眺望も良く、市としましても、観光の目玉にもなりえるとも考えておりますので、この3か所は、しっかりと守っていくということに変わりはございません。決して少数意見を無視したわけではなく、市民の森としては縮小にはなりますけども、今後とも、しっかりと維持していくということでございます。

以上でございます。

○大田委員

市民の森の12か所でないと3か所ほど縮小して、今後とも活動していくというのは、それは理解はしようとは思うんですが、なかなか理解しにくいところでございます。

はぎの平とかコバルト台地とか、確かに以前は景色がよかつたんですよ。今は周りの木がいっぱいで、景色が非常に、視界が悪くなっている。そういうのは今後どうするつもりなんでしょうか。

○影土井農林水産課長

はぎの平、コバルト台地につきましては、年数が経ちますと修景伐採という費用も当然、臨時的にはかかるかと思います。そうした状況をしっかりと確認をしながら、やはり市民の皆様や多くの観光客の方々がこの場所に来て、有意義な時間を過ごしていただけるよう取り組んでいく必要があり、しっかりと状況確認をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大田委員

いや、確認は分かるんですよ。今、木が伸びている。視界、景観が悪くなっている。その景観をよくするためには、木の上を切るか、下から切って、そこ全く木がないようにして景観を保つか、そうなると思うんですが、そこがどういうふうにするんですかとお聞きしています。

○影土井農林水産課長

景観を維持していく必要がありますので、修景伐採をしていく必要があると思っております。必要な予算につきましては所管課としても話を聞いていきたいと思っております。

以上でございます。

○大田委員

はぎの平やらコバルト台地が、今、伐採するというふうに言われているんですが、伐採できるんですか。（「いや、できない」と呼ぶ者あり）

○影土井農林水産課長

修景伐採には手続が必要になりますので、伐採をしていくための手続をとりながら、必要な伐採をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○大田委員

いや、できるのですか、できないのですかとお聞きしているんです。（「できる」と呼ぶ者あり）

○影土井農林水産課長
申請許可……。

(発言する者あり)

・・・・・休憩・・・・・

○影土井農林水産課長
答弁に少し不備がございましたので、補足させていただきます。
手続に必要な申請、許可をいただいたうえで、しっかりと修景伐採していくという趣旨でございます。
以上でございます。

○大田委員

その場所、許可が取れて伐採ができれば、本来、今までそういうことができたはずと思うんですよ。それをなぜしなかったかというのも疑問に思うんですが、できると、許可が取ればできること、許可取る努力をするというので、まあ信じるようにしましょう。頑張ってください。

○井垣委員

それで、3か所を残す方向に賛成ですけども、先ほど言いましたように、ラインで考えてほしいので、ネーミングライツってことも考えてほしいんですよ。例えば、ある会社に行って、お宅の資金で何とかの森を整備したいので、いくらかかるのか。例えば藤棚を今もう維持できるお金が市がないんだったら、藤棚を維持するにはこれ、かかるんですと。ネーミングライツで、会社の名前入れるからやってもらえますかっていうことは、言ってもいいと思うんですよ。そしたら、その会社は、この会社の資金で市民の森を守るために、どこどこの森の整備資金を我が社は出していますという宣伝ができるんですね。そういう時代なんですね、今。ですから、その方向もちょっと動いていただきたいし、もういくらでも私は協力しますので、どこでも行きますし、説得もしますから、そっちの方向もちょっと忘れないで動いてほしいなと思います。よろしくお願ひします。

○萬谷委員

それでは1点だけ、ちょっと先にお願いします。
6月に委員会で海の家について、私、ちょっとたださせていただいたんですが、海の家が今6月から9月までの4か月間というところにしているとしたけど、権者が山口県のほうだという答えをいただいた上で、ちょっとハードルが高くなるかなという答えをいただいたんですが、それから何かちょっと進展はございましたでしょうか。ちょっとそこだけお願ひいたします。

○温品観光・シティプロモーション推進課長

お尋ねの海の家の設置期間の進捗状況でございます。

仰せのとおり、現状では、海の家は海水浴場の附属施設との位置づけとして、基本的に海水浴場の開設期間と併せて営業を許可しているとお答えをいたしております。こうした中で、現在、民間活力活用型虹ヶ浜にぎわい創出事業の中で、砂浜や松林のエリアを、広い期間において展開できるような仕組みを考えるというところでございまして、海の家の在り方につきましてもその事業の中で再構築、再検討をさせていただきたいと考えております。

ただ、現在も政策形成過程中でございますので、なかなか詳細のお答えが難しいですが、これは虹ヶ浜海岸が国立公園の第2種特別地域として様々な制約があるということで、民間事業者から提案を受けるための仕様書を作成する上で、あらかじめ許認可権限がある県と整備する必要があるため、少し、時間をいただいているところでございます。

その中で2点だけポイントを申し上げたいと思います。基本的な考え方としては、海岸一帯の自然資源の魅力を活用し、にぎわいを創出すること。それからもう1点が、来訪者の一定期間の滞在が見込め、市内経済の活性化に資するものを考えております。そして、夏だけでなく、できるだけ広い期間に展開できるような仕組みをすることが大事だらうと思っております。

そういった中で、現段階では砂浜については民間事業者が通年で占用することは認められておりません。また松林内においても、松林を傷つけることは許されておりませんので、活用への制約がございます。そのほかイベントを実施しようとすれば、敷地の制約もありますし、建物を建設しようとすれば建物の大きさや形態の制約もございます。このように、様々な形態がございますが、今、山口県と国に相談に乗っていただきながら、山口県とともに様々な制約を一つ一つ乗り越えるための協議を今、前向きに行っていいるところでございますので、整備ができ次第、提案の募集を開始したいと考えているところでございます。

以上でございます。

○萬谷委員

ありがとうございました。6月のときはあんまり、ちょっと辛いコメントだったんですが、今は、私はちょっと扉が開いたかなと、若干思っております。

やっぱり虹ヶ浜に関しまして、あの辺の地区ということで、今後、病院跡地もたくさんありますし、今からどんどん、どんどん、考えていかなきやいけない地区の一つではあるかなと思っていますので、しっかりとそのときに、私たちは議員をやっていますし、皆さんは職員をやっていて、10年後、20年後、あの頃の人たちがやってくれたけえ、にぎわったよねと言ってもらえるような施策を考えていきたいと思っています。すごい、ちょっと光駆も、瀬戸風線もみんなありますので、勝負どころの年になってくると思いますので、また海の家の件もまた含めて、虹ヶ浜の創出、にぎわい創出も考えていただければと思っています。

以上でございます。

○新見委員

それではツキノワグマの出没に関する本市の安全対策についてお伺いいたします。

近年、全国的に熊の目撃、市街地への出没、さらに人的被害等増加しており、本市周辺でも注意喚起が行われる事例が見られます。市民の安心安全を守るために現状の把握と今後の取組が重要であると考えますので、幾つか質問させていただきます。

まず、本市及びその周辺地域における熊の出没や被害状況と、それに対する情報収集、周知体制についてお聞きします。直近5年間での熊の目撃、出没件数や、農作物や家畜等への被害状況についてはどうなっているか、また市として熊の出没情報をどのように収集し、市民に対して迅速かつ適度に注意喚起を行う仕組みなど、どのように整えているかをお聞かせください。

○弘中有害鳥獣対策課長

熊の出没の状況ですが、令和3年度から本年度における通報件数を申し上げますと、令和3年度はゼロ件、令和4年度は2件、令和5年度は19件、令和6年度は23件、令和7年度につきましては現時点で3件となっており、被害につきましては今のところ報告はございません。

それから周知体制につきましては、熊の出没情報が市民からありましたら、まず目撃地周辺の自治会へのチラシの配布とともに教育委員会やこども家庭課等、関係機関への周知や、市民に対しましてはSNSなどを用いた情報提供を行っております。

以上でございます。

○新見委員

熊の出没状況、被害はないということ、理解いたしました。それから情報収集の周知の体制についても理解いたしました。

それでは次に、出没を未然に防ぐための環境整備について伺います。熊が人里で出没する要因の一つに、放置された果樹や不適切なごみ出しなどがあるとされています。こうした環境要因の除去や地域の取組について、市としてどのように支援、協力しているのか、お聞かせください。

○弘中有害鳥獣対策課長

熊が人里に降りてくる要因となる放置された果樹や不適切なごみ出しに対する対応になりますが、放置された果樹であっても所有権がありますので、果樹の所有者に対して撤去するように指導することとなります。また不適切なごみ出しとして、特に熊が目撃された場所の周辺におきましては、収集日の前日にごみステーションなどに生ごみ等を出している場合には、夜間に熊等を呼び寄せることになりますので、ごみ出しがルールの徹底を啓発するチラシの配布を関係者に依頼することとなっております。

以上でございます。

○新見委員

環境整備、理解いたしました。

最後に、緊急銃猟の体制整備について伺います。

全国的に熊による人身被害が相次いだことを受けて、今年、改正鳥獣保護管理法が施行されました。この改正によって、熊が住宅地などの人の生活圏に出没したり建物に侵入している場合、緊急に被害を防ぐ必要がある場合、迅速に捕獲できる他の手段がない場合、住民の安全が確保されている場合、こういった条件を全て満たしたときには、市町村がハンターに委託して、猟銃による捕獲緊急猟銃を行うことが可能になりました。

また、緊急銃猟を行う際には、市町村が必要に応じて通行制限や避難指示を出すこと、さらに猟銃の弾が建物などに当たり被害が発生した場合には、市町村が補償責任を負うことも定められています。なお、この猟銃使用の対象には、ヒグマ、ツキノワグマ、イノシシが想定されているようです。県内では昨年度、クマの目撃件数と捕獲頭数とともに過去最多となり、人身被害も3件発生しているようですが、こうした状況を踏まえ、今後、本市として緊急銃猟を安全かつ迅速に実施できる体制をどのように整備していくのか、また本市の光地区猟友会において猟銃を所持している人は何人いらっしゃるのか、併せてお示しください。

○弘中有害鳥獣対策課長

緊急銃猟を安全かつ迅速に実施できる体制の整備のため、まず光地区猟友会には実際に緊急銃猟を担うハンターの推薦をしていただき、ハンターネーム簿を作成するとともに、銃の使用目的の変更手続を依頼いたします。

光警察署とは、銃器の取扱に関する事や人の生活圏での銃猟における安全確保について協議を行ってまいります。

県とは、県の作成する緊急銃猟マニュアルをもとに、緊急銃猟の手順の確認のための訓練や指導、助言を行っていただくことになっております。

今後は関係機関と協議を重ね、本年度中には本市の緊急銃猟マニュアルを策定し、運用していきたいと考えております。

なお、本年度の熊の対応につきましては、今までどおり、県が主導となって県猟友会で組織している熊レンジャーが対応することとなっております。

それから銃所持者が何人かということですが、今、光地区猟友会の会員のうち、光市内に住所があり銃を所持している会員さんは、昨年度の会員名簿で15名となっております。

以上でございます。

○新見委員

緊急銃猟の体制整理について、今後の方針についても理解いたしました。熊の出没に関する本市の現状と取組について伺いましたけれども、市民が安心して暮らせる地域環境を守るために、引き続き効果的な対策の推進をお願いいたします。

以上です。

○田中委員

すみません、何点かお聞きできたらと思うんですけど、一般質問のほうでも夏を振り返ってということで、海水浴場のことについて質問させていただいたんですが、利用されている方等からの声も含めて、ちょっと端的に3点お聞きできたらと思います。

1点目が、幼児用プールに、頭の上にスピーカーを設置していただいているんですが、これが、音がすごく大きくて、子供たちがもう、その音にびっくりして立ち止まるというか、固まるような状態というのが、実は去年から起きていて、それについて設置位置について、どのように考えられて、今後、改善してほしいという部分と、もう1つが、同じく幼児用プールなんですけど、影が少しあるんですけど、泳ぐ所自体が影になってなくて、やっぱり子供たちの肌が敏感という部分とか、幼稚園とか保育園とかも屋根をつけているというような状況もあるので、ぜひ日よけを設置できないかなという点と、もう1つが、松林と砂浜の間に街灯がついているんですけど、それが消えたままにずっとなっていて、特に今年も海の家とか、夜にお伺いする人も、訪れる人もいる中で、ちょっと暗すぎるというような声もありましたので、その点についてお答えをいただけたらと思います。

○温品観光・シティプロモーション推進課長

虹ヶ浜の幼児用プールについてお答えいたします。

まずスピーカーの位置でございます。議員仰せのとおり、プールのひさしのど真ん中に設置しておりますので、今年度はライフセーバーの配置や、遊泳区域を短縮したりと、安全対策に力を入れた1年でございました。そういう中で水難事故等なかったところでございます。ただ、今、議員からは、スピーカーの音が大きすぎるとか御提案をいただいたので、海水浴場の利用者の安全は第一に確保することとしながら、来年度以降の設置場所については検討させていただきたいと思っております。

続いてプールの上の日よけでございます。現在、幼児用プールは基本的には保護者の監視を基本として、監視員や警備人が巡回して補完する形で運営しております。ただプールの上にシェードやすだれなどの日よけ対策を講ずるということに関しましては、それらの色や仕様も含めて、基本的には県の許認可が必要となってまいります。また議員も先ほど少し言われましたけど、全国的な指針によりますと、保育園などでは気温が31度を超えると日よけとか監視体制にかかわらず、プール遊びの中止を含めた検討が必要と、そういう時代になっておりますので、今後、熱中症警戒アラートなどが発令されやすい夏のシーズンについて、まず子供の安全の観点から日よけの対策も考えますが、まず今後のプールの在り方について、ちょっとよく研究してまいりたいと思っております。

それから3点目の街灯の件でございます。議員言われるように、虹ヶ浜には街灯が設置されておりまして、平成4年に観光客や市民サービスの向上に資するため、なぎさ公園からまっすぐ出たところにある照明を中心に東に3か所、西に2か所、合わせて6基、街灯がございます。言われるように、現在、点灯しておりませんし、街灯のカバーが外

れるなど老朽化しますので、予算の兼ね合いもありますが、今後、その街灯の補修などについての対応を考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○田中委員

まず街灯のほうは、先ほど虹ヶ浜も今後、にぎわいに向けていくということだったので、ぜひ改善いただけたらと思います。

また、プールのほう、なかなか、逆に厳しい声があったんですが、そもそも、じゃあ海水浴、開設していいのかみたいな話にもなってくるんですけど、時代に合わせて改善対応していただけたらと思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。

また、去年もいろいろ現場にいた人の声を聞いて、改善に取り組まれたことということをお聞きしますので、やっぱり今年もライセーバーさん入られて、ずっと長い間、現場を見ていらっしゃると思いますので、そういった方たちの声も聞いて、来年に向けて取り組んでいただけたらと思います。

次が、地産地消に向けた給食の取組ということでお聞かできたらと思うんですけど、お米が上がっているという点から、先日というか一般質問でも取り上げさせていただいたんですが、その中で、やはり1次産業を支えていくという意味でも、やっぱり光の生産者の方の生産品を給食に使っていくことというのが大事だと思うんですけど、その辺りで、それも踏まえて今、現状、どういった取組をされているのか、お聞かせいただけたらと思います。

○影土井農林水産課長

地産地消の給食への取組といたしまして、学校給食センターへの地元農産物の活用につきましては、学校給食センターと里の厨、山口県の農業協同組合、また農林水産課の関係機関が3か月ごとに集まり、年4回程度を目途に、これは給食センターが概ね3か月先を見越した給食の献立を立てられ、食材調達に向けた立案をされているということで、3か月を目途に関係者との意見交換、情報共有の場を持っております。本年4月より取組を開始しており、4月30日に第1回目の会議を開催したところです。給食センターからは、献立作成に向けた必要な野菜等のニーズについて、また供給者である里の厨などからは、納入可能な野菜等の情報を持ち寄るなど、需要と供給のマッチングを行っているところです。本年度より始めた取組ですので、こうした地道な取組を積み上げながら、また、互いのマッチングを図りながら、農業者の計画的な生産、必要量に基づく事前の計画、いわゆる農作物の計画生産の機会にもつなげていければと考えております。

以上でございます。

○田中委員

分かりました。新しい取組も始まっているということでおろしくお願ひしたいと思うんですが、1つの視点として、お米価格が上がった部分で取り上げさせていただくと、

学校給食センターから仕入れている金額と、里の厨で出せる金額、もう単純に比較ができると思うんですね。どうしても間を通ってきて学校給食センターに入るお金と、生産者が直に出すお金って、金額って違うと思うんですけど、その中で今仕入れている値段よりも安く里の厨から仕入れることができて、それが生産者の収入アップにつながるというものであれば、もう地元のものは地元の者が食べる、生産者は高い値段で売れることができるので、ぜひそういった視点で、比べればすぐ分かるので、比較をしてもらえばと思います。そういう思いで一般質問を行っておりますので。

また、例えば年間で量が取れないからというはあると思うんです。例えば新米の時期だけでも新米が食べれますよみたいなのもいいと思うんですね。ぜひ、だから、ちょっとずつでも進むように今後取り組んでいただけたらと思います。

すみません、次は「光の恵み」ブランド化促進事業について、今年度も取り組まれていると思いますので、進捗状況についてお知らせをいただけたらと思います。

○影土井農林水産課長

「光の恵み」ブランド化促進事業ですが、令和6年度までは、農林水産物高付加価値化促進事業として取り組み、本年度よりさらに一歩進めて、本市の農林水産物、いわゆる「光の恵み」の知名度の向上とより多くの消費者の方々へお届けできるよう、販売の促進、販路拡大まで一貫した支援に向けて、事業名も改め、事業を拡充したところです。

本事業の進捗状況でございますが、平成30年度から申し上げますと、平成30年度に1件、「光のトマトもち」の商品開発を支援しております。令和2年度、3年度にそれぞれ2件の実績があり、令和2年度は「ひかりドライベジ」「光レンチョウ」への支援。それと令和3年度の2件が「ひかりのルビー」「光のイチジク『カドタ』のフィナンシェ」の商品開発、令和5年度が「ひまわり畑から生まれたひかりのブロッコリー」の1件、販売促進用シールの作成を支援しております。令和6年度は、2件あります、「ひかり発酵竹パウダー」と「竹取ブルーベリー光」、こうした計8件について本補助事業を活用いただいているところです。

以上でございます。

○田中委員

分かりました。これ市の事業として取り組むことによって、改めてそれだけの商品が生まれてきているんだなということを確認させていただきました。

次の質問になるんですが、竹林整備について少しお聞きできたらと思うんですけど、光市、山口県自体の課題もあるんですけど、光市の中の竹林整備というところで、ちょっと所管は違うところになるけど情報共有されていると思うので、以前、伊保木で地域おこし協力隊が竹林整備と活用についてということのミッションで取り組まれたと思っておりますので、その部分で取り組んだ成果や課題についてどのように把握されているのか、お知らせいただけたらと思います。

○岩崎農林水産課技術担当課長

農林水産課との関わりの部分としまして、森林整備という観点でお答えさせていただきます。

只今、御紹介のありました室積の伊保木地区では、地域おこし協力隊の伊保木地区隊員が代表になって森林整備活動組織の室積伊保木竹の会が立ち上げられ、竹林整備が行われたとお聞きしております。とりわけ令和4年度から6年度までの3か年は国の森林山村多面的機能発揮対策交付金を活用されまして、伊保木地区の約0.2haの竹林を対象に、繁茂した竹の伐採に取り組まれたとお伺いしております。

以上でございます。

○田中委員

分かりました。把握しているところはその辺りということだと思うんですが、詳細はそこまで分からぬですが、ある程度取り組まれて予算もかけているので、成果が出たんだろうなというところがあると思います。それで、最後の辺りはふるさと納税でタケノコを商品化して大変好評だったというのも新聞で見ておりますので、その活動によっては一定の成果は出たんだなということで認知はさせていただきます。

その中で、第4次の光市の地産地消プランのほうのSDGsチャレンジの中に、森林チッププロジェクトというものを掲げられて取り組まれていると思います。その中で、いわゆる伐採した木材や竹材の効果的、効率的な処理が課題となっていることから、これらの木材や竹材をチップ化して、田畠や家庭の庭に撒くことで資源の地産地消を促進しますということで掲げられているんですが、現在のこれの取組についてお知らせいただけたらと思います。

○岩崎農林水産課技術担当課長

ただいま御紹介がありましたように、第4次光市地産地消プランでは、農林水産業の振興における課題の解決とSDGsの目標達成につながる取組に、市民と共にチャレンジすることとしており、とりわけ林業分野におきましては森林チッププロジェクトとして、伐採した木や竹の処理が課題となっていることから、これらをチップ化して田畠や庭に撒くことで資源の地産地消を促進する取組に挑戦することとしています。

現在の取組状況ということでございますが、まずチップの利活用の可能性を市民の皆さんに広くPRするために、「光ひまわりプロジェクト」でヒマワリを栽培した農地の一画を利用して、チップによる雑草の抑制効果、マルチング実証実験を行いました。また、これと並行しまして、市内や近隣市町におけるチップの活用事例や実際に活用されておられる方々の声を収集するためのヒアリング調査を実施しております。今後につきましては、これらの情報を整理して、チップの活用事例や効果などを取りまとめたPRパネルを作成し、ふるさとまつりで展示するなど、広く市民の方々に森林チップの可能性について普及啓発してまいることとしております。

以上です。

○田中委員

今、取組を言われますようなひまわりプロジェクトで下に敷いて、見栄えもよくてという部分で活用も進まれていますし、活用例のヒアリング調査もやったということで、実は私もちょっと実験してあるんんですけど、雑草を抑える力っていうのは結構あるなっていうのが正直実感をしているところです。なので、これ計画にも位置づけしてるので、ぜひ推し進めさせていただきたいという部分と、今、先ほど「光の恵み」ブランド促進事業で、令和6年度の意見を言われまして、どちらも竹に関わるところ。これがまだ伊保木で活動したことがきっかけで、こういったことにつながってきてるんじゃないかなと思います。これが結局、市が取り組んできたことが、種まいてるのがどんどん実を結んで広がっているんだと思うんですね。

先ほど、ふるさとまつりでPRパネル等も作成してということなんですが、活用事例でいうと、県のほうの山口の森林づくり県民税と国のほうの森林環境税というものがあって、活用というものがあるんですが、県のほうの山口森林づくり県民税、事例集がいっぱい出てるのであれなんですけど、例えばお隣の下松市さんの例にはなるんですけど、これがボランティアが山林や竹林の適正に維持管理できるように、下松市がボランティアに貸し出すためのチッパーを、県が購入支援して、下松市が手に入れてるんですけど、保管場所は下松市のスポーツ公園の管理倉庫になってるんですけど、光市でも考えると、例えば冠山総合公園とか、大和の公園とかでしたら、そこでも活用できるし、その管理者だったら喜んで所有したいなと思うと思うんですね。また市民へのボランティアでの活用もありということになってるので、貸し出すためのという理由で県のほうもお金を出して支援してくださってるので、ぜひこういった事例も学んでいただいて、それを活用したいという人が、もう市が取り組んできたことによって今、生まれてるので、ぜひこういった支援につなげていただけたらと思いますので、そのことをよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○井垣委員

すいません、ちょっと2分だけください。

市民から、ビーチのことなんんですけど、女子高生が海水浴したいのに着替える場所がない、シャワーもないっていう、かわいそうで何とかしてくださいって言われてるんですよ。シャワーはやっぱり5時半に終わるんですね。今、私、毎日、海出てますけど、大体6時半がベスト、8月は6時半がベストなんですね。今もうちょっと早いですけど。暑いので、昼間、泳ぐ人、いないんですよ。砂浜歩くだけでも歩けないんですよ、熱くて。去年も暑かったし、今年も暑かったから。高校野球でさえ熱中症対策として、お昼は空けてるんですよね、朝と夕方しかやらないんですよね。だから、海水浴客の体制としても、ここは、もう新しい時代の海水浴時間というものを今までとは違って、5時半から泳ぎましょうみたいなキャンペーンをしてもいいぐらいだと思うんですよ。

ちょっと前に、夜泳ぎましょうキャンペーンがあったんですね。あのときもシャワーも5時半で終わりだったんですよ。これ、市としてはちょっとおかしかったんですけど、それをやっぱりシャワー時間も併せて7時まで開いてますよと。夕日が落ちるまでは泳

ぎましょう、夕日見ながら泳ごう、海に浸かろうみたいな、そのぐらい大きなものをガツと出して、今、海水浴客は半減してるって言われてるわけですね、虹ヶ浜も3割減って言われてて。ですから、その大きなものを海を使ったことって、一番の光市の宝だと私は思っているので、何とかそれを、夕方にシフトしてやるという。それで海の家が8月17日で閉めちゃったわけですけども、あれをもうちょっと延ばしていただいて、あそこは夜9時半まで開けてくれてるんですよ。だから、今、5時半にシャワーが切れて、9時半までもたなくて、客がいないわけですよ、せっかくこうこうとライトをつけてやってくれてるのに、数少ない客しか行ってない。そことやっぱりつなげて、夜のにぎわいっていう、夕方泳いで、そのままあそこで晩御飯食べるぐらいの、そのぐらいの大きなことをやって、考えてほしいなと思ってます。これ、意見なんで、質問じゃないので、以上で終わります。

○清水委員

一般質問でもさせていただいた移住定住のところで、住まいの補助金、説明ちょっとあれですけど、についてちょっと具体的に教えてください。

まずは、移住して家を購入するときの補助金ということで、建て売りと中古ということだったんですけど、一から建てるのはまずだめ、対象にならないのかということが1点と、あとは移住して来て家を購入するまでに何年か猶予期間みたいのがあるのか、いきなり移住してすぐに家を買うとかっていうのはなかなかハードルが高いと思うので、まずは賃貸やアパートとかで住んで、その猶予期間があるのか、この2点、教えてください。

○温品観光・シティプロモーション推進課長

お尋ねの新規事業、光においでよ！住まいの補助金の制度設計について2点、お尋ねいただきました。

まず1点目は、設計から建築まで全ての工程をやる、いわゆる注文住宅について補助対象になるのかというお尋ねですけど、補助対象とする予定でございます。建て売りと注文住宅とも補助対象とする予定でございます。

それから移住して来てから建てるまでの期間はどれくらいを見ているのかという御質問ですけど、対象、一応、市外からの転入者で、その家屋の名義人となった日が、転入した日から起算して3年以内、議員が言われるよう、やはり転入して来てからワンクッション置いて建築という流れがあるかと思いますので、現在では3年間の期間を持つと思っていますのでござります。

以上でございます。

○清水委員

分かりました。ありがとうございます。

あともう1点、一般質問でもちょっと言った内容なんですけど、移住者の目線に立つて制度設計していただきたいということを要望としてさせていただいて、この委員会で

何か所か行政視察した中で、オーダーメイドツアーというのが非常に好評だというのを言っておられまして、移住を希望されている方が、ちょっと光市に来てみたいんだけどって言ったときに、その方に合わせて光市を職員の方が連れて行くと。その方が興味があると、ちょっと山間部に住みたいんだよね、そういうのをいろいろニーズを聞いていて、それに合ったプランでどうぞというのをするのが非常に好評だということを伺っているんですけど、光市はこういったオーダーメイドツアーみたいなことを検討されたことはあるのか、今後されるような、今、考えはあるのかというのを教えてください。

○温品観光・シティプロモーション推進課長

お尋ねのオーダーメイドツアーについてでございます。平成29年から現在にかけて、光市単独ではございませんけども、山口県と連携してYY！ターンオーダーメイドツアーを開催しております。例えば令和6年度でもリモートワークでの移住ニーズがある御家族に対して、県と移住コーディネーター、そして私どもの観光・シティプロモーション推進課、それから市の保育所管の4者が連携し、例えば保育施設の一時預かりの状況などを詳しく聞くなどのアテンドをして移住につなげるという事例が実際にございました。令和6年度でいうと6件15人の方をそういった県と連携したオーダーメイドツアーを実施しております。

市単独というわけではございませんけど、今後、県と連携してこういったおもてなしというか移住に向けた取組を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○清水委員

今の6件、そのYY！ターンオーダーメイドツアー、県のやつで6件の実績があると聞いたんですけど、その6件は移住につながったということは実際にしたんですか。

○温品観光・シティプロモーション推進課長

この6件については、県の事業として、例えば周南圏域で見てみたい、周南行って、下松行って、光を見てみたいといったときのこの6件ですので、この6件が全て本市への移住につながったかどうか、今のところ把握しておりません。

以上でございます。

○清水委員

分かりました。こういったオーダーメイドツアーは非常にいいと思いますので、今後、県との連携ですけど、他市の実績とか、そういったところをぜひヒアリングして、研究していただいて、本市でもいいなと思ったらぜひこれもトライしていただきたいと思っておりますので、ぜひ検討、研究していただければと思います。

以上です。

○西村委員

すみません、手短に何点か。

6月の一般質問と委員会質問で、PR大使のことについて質問させていただきました。その際、名誉職的な位置づけであるため、ちょっとできることに限りがあるんだというふうな旨の答弁でした。とはいって、できることはやっていきたいと、そういう意気込みを聞いたところなんですかけれども、その後の取組の状況についてお伺いできればと思います。

○温品観光・シティプロモーション推進課長

6月以降のPR大使の取組でございます。

7月26日の光花火大会「#虹はなび」の当日に、ペコパ様が近隣市町におられるというのをキャッチしておりましたので、積極的にこちらから所属事務所のほうにアタックいたしまして、複数回の調整を要しましたが、光市のPR大使として動画撮影に御協力をいただいたところでございます。また7月からは断続的に所属事務所と意見交換をしておりまして、今月下旬には今後の新たな展開の糸口がないか、所属事務所ともオンラインでリモートの意見交換をする予定としております。

以上でございます。

○西村委員

ありがとうございます。引き続きそういう形で前向きに取り組んでいただければと思います。

また、その一般質問の後に、やっぱりこう民間とコラボして、やっぱりそういうものがあれば利用したいという声とか、いろんなところが届いてたりするので、ぜひそのときも言いましたが、来年度の予算の要求、こういったものも調整をしていただいて、できればまず光市内の部署で利用が、活用ができないか、そして民間と合わせてそういうことができないかというような制度の設計とか、そういったところも含めてお願いをしておきたいと思います。

それから光セレクションについてお尋ねをするんですけれども、光セレクションということで、認定を幾つか承認していると思うんですが、その認定後の取り扱いはどのようにになっているのか、その辺りを教えていただければと思います。

○温品観光・シティプロモーション推進課長

光セレクションについては、今現在16品の登録商品がございます。その認定後の取り扱いでございますけど、光市ホームページでのPRや今月から運用いたしましたひかりんぐ！では、特産品のコーナーに光セレクションの専用バナーを設けているところでございます。また県内外でのイベントで、ブランドとしての周知を行っているところでございまして、6月13日の万博の出店ブースにつきましてもどら焼きや甘酒、菓子類の販売事業者とともに一緒に関西圏でのPRを行ったところでございます。そのほかふるさと納税の登録も積極的に促しておりますし、現在6品がふるさと納税に登録している状況でございます。

以上でございます。

○西村委員

今回、聞いたのは、ちょっととある事案があって、光セレクションのことについて調べて、その商品を探しに行ったんですけども、なかなか商品の情報が分かりづらいというところから、ホームページも写真つきでそれぞれの年度ごとに整備をされているんですけども、一覧になっているページのところに、写真があったら分かりやすいなとかそういったところも感じたところです。これはお願いをしておきたいというのと、今、ひかりんぐ！でのPRとバナーを設けているという話もありましたが、インスタグラムでそういった光市のセレクションの募集のチラシがあったのは見たことがあるんですけど、実際にこう今まで認定されたもののそういう発信とか、定期的な発信、そういったものがあったらいいんじゃないかなというふうに思うんですが、そういったところの検討というのはできないものでしょうか。

○温品観光・シティプロモーション推進課長

SNSを使った発信という御提案をいただきました。個別の商品の完全にクローズアップした直接的な支援というのは、公平的な面から細心の注意が必要だろうと思いますが、やはり光セレクションというブランドとして、SNS等を使って今後、発信してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○西村委員

その個人のというか、PRになってしまって、というのには気をつけていただくとして、光セレクションというものがある、そういう意味では公平にPRができるような形というのも研究をしていただきたいなというふうに思いますので、お願いをしておきたいと思います。

それから最後に1点、移住の話が先行議員からもありましたが、個人の移住、あるいは企業の移転とか、そういうものを、働く場を新しくつくっていくという観点から1点質問ですけれども、今、各種制度があると思いますが、地域課題対応型事業所設置タイプ別奨励金、これ今年度も制度を一部変えながら運用されていると思いますが、これまでこういったものを使って開業した、あるいは利用の実績、この辺りを教えていただければと思います。

○佐々木経済部次長

地域課題対応型事業所設置タイプ別奨励金について御質問いただきました。本制度は時代の流れに沿った地域課題に対応するタイプ別の奨励金により、新たに事業所の設置を促す制度でございます。

これまでに奨励金を利用して事業所が設置された実績につきましては、令和4年度に本制度を創設してから現在に至るまでの合計は16事業所で、年度別で言いますと、令和

4年度に1事業所、令和5年度に4事業所、6年度に6事業所、7年度に5事業所が開設をされております。タイプ別で申しますと、6年度で終了いたしましたテレワークオフィス等の開設タイプが4件、空き店舗等活用タイプが13件の合計17件の交付をしており、うち1件は両タイプの併用でございます。

以上でございます。

○西村委員

定期的に利用されていると、今年度ももう既に募集を締め切っているという状況というのはホームページで確認をしたので、やはりそういった需要があるということですので、引き続きの取組をお願いしておきたいというのと、他県他市の事例では、こういった事業所を誘致する補助金というものにかなり大きな額を投入している、土地を無償で貸したりとか、そういうしたものも含めて、かなりの種類があります。そういった、要はどの町もそうだったんですが、それを誘致することによって、大きな企業とかそういうものを誘致することによって、その町の活性化のためになる、そういうものに対しては移行する余地があるんだというふうな記載の記事のされ方をしていました。本市においても、これから光の市立病院の旧市立病院総合病院の跡地とか、これからのまちづくりに大変に影響を与えるようなもの、あの土地を、駅の周辺ということで、どういうふうに使って町のデザインをしていくか。だからこういう企業が来てほしいからこういうふうな大きな補助というか助成を設けるんだということも選択肢の一つとしてあろうかと思います。もちろん都市計画とか、光市の周辺の計画とともに関わってくるので、関係各所いろいろあると思いますが、そういったまちづくりの観点からも各種部署と検討、研究をしていただいて、この土地というものをどうやって使うか、ちょっと所管が外れるので質問にはしませんが、といったことも市として考えて、フォローできる施策の検討というのをお願いしておきたいと思います。

以上です。

○井垣委員

J R、例えば徳山駅、新幹線降りたときとか、宇部空港とか岩国空港を降りたときに、光の物が全然売られてないんですね。あれは何とかならないんですか。

・ ・ ・ ・ ・ 休憩 ・ ・ ・ ・ ・

○温品観光・シティプロモーション推進課長

お尋ねの駅とか空港での光の特産品の設置でございますけども、基本的にはそういうお店に置くか、置かないかという判断は、お店側にやっぱり判断権があって、特産品をつくりっている民間事業所が設置のお願いなどの取組をしていただくことが基本にならうかと思っております。

以上でございます。

○井垣委員

分かりました。じゃあ民間事業者の方にはっぱかけますので、またよろしくお願ひします。ありがとうございます。

○清水委員

すみません、ごめんなさい、さっき聞きそびれたのが、光においてよ！住まいの補助金が、市のホームページに上がってないと思ったんですけど、これ何でかなと思って、それだけお願ひします。

○温品観光・シティプロモーション推進課長

今、制度設計の基本的な考え方はある程度、内部で固めております。来月中ぐらいには制度として、公式にスタートできるように準備を進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○小林委員

すみません。まず「光市に住んで、働くやー！」支援事業について少しお聞きをします。まずこの事業をするに当たって、今回、PR広告もしっかりとつくられていて、ホームページにつくっていて、掲載されているというところで、実際にそれを見た方からは大変分かりやすいですというところのコメントがありましたので、紹介させていただきます。その上で、「中小企業等知名度向上・ブランド化補助金」「インターンシップ促進補助金」「中小企業等人財定着・定住支援補助金」まあそういうことについて、申請の状況についてお示しをください。

○佐々木経済部次長

ただいま「光に住んで、働くやー！」支援事業の申請状況についてお尋ねをいただきました。まず企業の採用活動を発信し、企業のブランド化を支援する「中小企業等知名度向上・ブランド化補助金」でございますが、令和7年度の状況は11事業者から14の取組の申請があり、現在合計で172万6,000円の交付決定をしているところです。

次に、インターンシップの受入を支援する「インターンシップ促進補助金」は9事業所から申請があり、8つの学校から34人の受入申請をいただき、補助上限を超えたものを除く32万円を交付決定しております。

最後に従業員の研修や住宅等の住宅借り上げを通して人材の定着と定住を支援する「中小企業等人財定着・定住支援補助金」は、まず研修等による定着支援は4つの事業所から4件、7人分の受講に関して申請があり48万7,000円の交付決定をしております。社宅借り上げの定住支援に関しては、1事業所から1件の申請があり33万7,000円の交付決定をしているところでございます。

以上でございます。

○小林委員

状況についてよく分かりました。

もう少し深掘りさせていただくと、どのような職種の企業がこの補助金ということを活用されているのか、それをお示しをください。

○佐々木経済部次長

事業者の業種でございます。まず「中小企業等知名度向上・ブランド化補助金」につきましては、製造業での活用がやや多い状況でございますが、そのほかにもサービス業、医療、福祉、卸・小売業、建設・建築関連、運送業など、幅広な業種で御活用いただいております。

「インターンシップ促進補助金」でも、製造業をはじめ医療、福祉、卸・小売業、建設・建築関連、運送業等、幅広に申請をいただいております。

最後に「中小企業等人財定着・定住支援補助金」では、研修の定着支援では医療、福祉、卸・小売業、建設・建築関連、運送業でございます。社宅の定着支援は卸・小売業となっております。

以上でございます。

○小林委員

今の説明でも製造業をはじめ多くの企業がしっかり活用されているというところをよく理解いただきました。

この事業というところでいくと、今の活用状況というところも考えておくと、非常に効果があったというふうに私は思っています。その上で、これまでこの事業を活用された企業の声というところを把握されているのであればお願いしたいと思います。

○佐々木経済部次長

活用されました事業者に伺いましたところ、「中小企業等知名度向上・ブランド化補助金」に関しては、民間の求人情報誌に求人情報を掲載するのはかなり高額なので、これまでハローワーク頼みだったところだったけれど、この補助金を活用して民間誌に掲載することができたというような声であったり、情報誌を見て応募された方を正社員として採用できたけれど、その方が光市内在住者だったのでよかったですというような声も上がっておりまます。

インターンシップに関しましては、学生の受入れによって自社に向いているいい人材を見つけるきっかけとなっているというような声や、まずは自社を知ってもらって会社のよさをPRできるいい機会であるとともに、その良さをさらに高めるための取組にもつながっているというような反応もございました。全て把握したわけではありませんけれど、実際にインターンシップを受け入れて、その方が採用につながったケースというのもかなり多くあるというふうに伺っております。また研修による定着支援につきましては、企業が新たな事業展開を検討する中で、支援を受けたことで、事業所にはない知識や技術の習得ができたというような声も伺っております。

こうした声をお伺いしますと、本事業がこの事業者の人材確保育成定着の促進

につながっていることが認識できますので、引き続き本事業を雇用対策はもとより、市内経済の活性化の一助とできるように、しっかりと周知をしてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○小林委員

よく状況が分かりました。やっぱりこの制度のいろいろこのきめ細やかなところに対する対応ができているというところもあるんですけど、今回、やっぱりPR広告もしっかりと打って、市内外にしっかりと広げていったというところにも効果があったのだというふうに思っています。

もう1点だけすいません。DXのファーストステップ支援事業について、少しお聞きをしたいというふうに思います。今年度は定期的なDXのセミナーの開催と短期の伴走支援等成果事例集の作成公表、こういうものにフォーカスして実施をされるというふうに認識をしておりますが、短期の伴走支援のエントリーの状況、この部分についてお示しをください。

○佐々木経済部次長

DXファーストステップ支援事業についてのお尋ねでございます。

お尋ねの短期伴走支援につきましては、昨年実施した実態調査の結果によって、DXの進め方やツールに関する情報のアドバイスを求めておりのこと、企業間で進捗の大きな差があることといった実態が把握できましたことから、今年度は事業者個々のレベルに応じて柔軟かつ具体的な支援が可能となる短期伴走支援の取組が有効と考えております。支援対象数を5件から8件程度に増やすこととしております。

この8件の伴走支援につきましては、年度の前半と後半に分けまして4件ずつ実施することとしておりまして、前半を8月から11月、後半を11月から2月まで、それぞれ4か月間実施する予定としております。

現在の参加状況でございますが、前半4事業者は既に選定をしておりまして、伴走支援をスタートさせておりますが、この4事業者の選定に当たりましては、昨年の実態調査で支援意向のある事業者から3社を選定しております。残りの1事業者につきましては、昨年の支援事業で伴走支援期間が少し短かったという御意見をいただいておりまし、本事業が目指しておりますDXの取組の開始に至るまでの道筋を支援するファーストステップとして、さらに後押しが必要であることから、昨年実施した事業者の中、希望された1社を継続して実施をしているところでございます。

なお、後半の4事業者につきましては、先日開催をいたしました初回のDXセミナーから募集を開始しております、現在、希望を受け付けている状況でございますし、次回のセミナーにおいても同様に募集案内を行う予定しております。

以上でございます。

○小林委員

DXの状況もよく分かりました。実際に前半の4件については既に埋まっている、後半については今さらなるエントリーを各種セミナーを通じてやっているというところをよく理解できました。

やっぱりこの事業というのはDXのファーストステップというところなので、DXへの取つかかりという部分が私はすごく重きがあると思います。ですので、今後の社会動向をしっかりと踏まえながら、やっぱりいろんな変化が起こってくると思います、DXに関しては。ですので、やはり企業が持続的に成長するようなサポート、ここを引き続きお願いしております。

からは、以上です。

討 論：なし

4 病院局関係分

(1) 付託事件審査

①認定第2号 令和6年度光市病院事業決算について

説明：病院事業管理者、経営企画課長～別紙

質疑

○清水委員

おはようございます。まず、光総合病院のほうから質問させていただきます。

参考資料の23ページになります。

外来延数が減り、職員の配置も7対1から10対1に変わったというところですが、看護師が8名増えておりますので、その理由を教えてください。お願いします。

○吉岡光総合病院総務課長

それでは、お答えします。

令和6年度は、診療報酬改定があり、光総合病院は、一般病棟入院基本料1から、一般病棟入院基本料2を算定することになり、これに伴って看護配置基準が7対1から10対1に変更されることとなりました。

なお、令和6年度の職員採用につきましては、診療報酬改定前の令和5年度に採用試験を実施していることから、当時の看護配置基準である7対1で対応人数を算定していることと、あと産休や育休の職員が平均で約十数名いること、また自己都合による退職も約10名程度いることから、職員の欠員を考慮して8名の採用となっています。

以上です。

○清水委員

はい、分かりました。一般質問でも、答弁にもあったように、働き方のところで、そういうところを多めにというところと、あとは7対1のときの採用ということで理解できました。

次に、参考資料19ページになります。

外来の緩和ケア、耳鼻咽喉科、整形外科、これ医師の数は同じだと思うんですが、ここがですね。

ただ、外来の患者数が大幅に減っているのは何か要因があったんでしょうか、教えてください。

○田中光総合病院医事課長

まず、緩和ケア内科について説明をさせていただきます。

緩和ケア病棟の開設に当たり、長く当医院の外科でがん患者の手術を行った医師が緩和ケアチームを牽引してきた医師でもあることから、診療を現在担当しております。

外科を担当していた当時のがん患者さんで、疼痛管理を必要とする患者さんについて

は、引き続き緩和ケア病棟への入院を要しない方についても、継続して診療しておりますが、現在は、緩和ケア病棟への入院を要する方についてのみ、院内、院外の医療機関より紹介を受けて、完全予約制で診療を行っております。

御指摘の患者数の減少については、開設の当時から継続して診療されている患者さんが月日がたつことによって減少したこと、完全予約制ということで新規の患者さんのほうが入ってくる数が少ないというところで減少しているといったところでございます。

続いて、耳鼻科に関しましては、令和5年度と比較しまして、新型コロナ感染症及び新型コロナの感染が疑われる症状で受診される患者さん、こちらが減少しておりまして、その影響によるものと思われます。

最後に、整形外科の減少についてですけども、初診料、選定療養費7,000円の徴収、これによりまして、初診患者、再診患者、こちらが減少した、影響と思われます。前年度比、こちらは2.5%の減少ですので、ある程度想定されていた範囲内であると考えております。

以上です。

○清水委員

はい、分かりました。そういう御事情があったということで分かりましたが、その外来数の減というのは、これ収益的にもかなり減っているので、これは一つ、ちょっと注視しないとなというところだと思います。

あと、次は参考資料の24ページをお願いします。

先ほど説明があった委託料の給食業務のところなんですが、先ほどの説明で、入院患者数が増えたから、ここが増えたんだという説明がありました。約1,000万円増えております。これ単純に1,000人ぐらい入院患者が増えている説明が先ほどあったので、1,000人増えたから1,000万円ぐらい増えているのか、それとも1食当たりも、今、食材費とともに原価高騰とかで上がっていると思うんですが、それも増えているのか、1食当たりが増えているならどんぐらい増えているかというのをまた教えていただきたいです。お願いします。

○吉岡光総合病院総務課長

1食当たりの金額についてですけれども、令和5年度は683円、令和6年度は730円となりまして、1食当たり47円の増となっております。

以上です。

○清水委員

はい、分かりました。47円の増というところで理解できました。

光のほうで、今、これは、先ほど説明で見ると、外来数は減っておって、入院患者数は増えておると、しかし、入院患者数は増えているんだけども、売上げは入院費のところで約2,300万円減、給食費も1,000万円増という状況なんですね。つまり、入院者数は増えているんだけども、増えているに伴って1,000万円ほど経費はかかっている。経費

というか、給食費は、委託料は増えておる。

しかし、この売上げ自体は減っておるというところで、これ経営からすると、非常に効率がよくないという、この数字だけ見ると、そういう結論になると思います。

この要因としては、外科の入院が減っておりますので、外科の医師が1名減ったことで、かなりの損失が出ているんだなというのが読み解けました。ざっくり言うと、入院だけで約1億1,000万円、外科で減なので、1名の医師が減ったというのが要因で、この入院が減ったというところの説明だったと思思いますので、ここがかなり大きいなという印象を受けました。

それに伴い、だから、ちょっと私としては、この外科の医師を最優先で増やすべきじゃないかなというふうにこれ見て思うんですが、この今、お考えとして、この外科の医師を最優先で増やして、取りあえず本当ざっくりの計算ですが、医師を増やして入院する、増やせば1億円、また令和5年度のように売上げが戻ってくるというのがあるので、第一優先、最優先、外科の医師を増やそうということなのか、それとも一般質問の答弁でも、管理者のほうからありました、外科もそうなんだけども、総合診療科などの別の今、求められている科の医師も増やしていくのか、その辺りをちょっと、今のお考えを教えていただきたいです。

○桑田病院事業管理者

お答えいたします。

外科医は7年が1人増えているんです。回復していってるので、その辺は、以前と比べるとその患者さんは増えています。

また、総合診療科の件に関しては、今、交渉中ということで、やはり委員のおっしゃるとおり、実はそういう科が一番、うちのような病院では必要になってくると思うので、粘り強く交渉を頑張っていきます。

○清水委員

はい、分かりました。7年度から外科の医師も増えているということで、一つ、ここは安心いたしました。

では、次に大和のほうに質問させていただきます。

参考資料29ページを見ていただけたらと思うんですが、29ページの職員、ここの(9)の職員給与費対医業収益比率のところが11%上がっております。医師の数が減って、入院、外来、大和のほう、両方とも大幅減なのに職員の数は増えているで、給料、ちょっと何ページか、ごめんなさい、忘れたんですけど、給料の増、多分監査の資料だった、意見書だったと思うんですが、たしか給料の増加が5.7%ということぐらいだったと思うんですが、これ11%も、この職員給与費対医業収益比率が上がっていると、だから職員が若干増加しているというところもあるんですが、その要因というのを教えてください。

○植本大和総合病院事務部長

正職員につきましては、11名増加をしておるところです。このうち9名につきましては、ナイスケアまほろばから受け入れた者、残りの2名につきましては、回復期にリハビリテーション病棟の入院料を引き上げることを目指しまして、そのための人員基準を満たすために雇用をしたものでございます。

こういうように職員数が正職を中心に増えておりますので、当然給与費も上昇いたしましたし、あと会計年度任用職員の期末勤勉手当の月数も増えておりますことから、こういった要因で給与費の割合が増加している状況でございます。

以上です。

○清水委員

はい、分かりました。今の御説明で理解はできましたが、本当に経営の観点から言うと、計画的にしなければいけないところ、ナイスケアまほろばから9名の正職の人を採用したというところで、これはそういった背景もあるので、致し方ないところなのかなとは思いつつも、しっかりと人員基準のところもあるので、人事交流等も含めて、ここはちょっともう少し考えていいかないと、考える要素があるのかなと思います。

次に、参考資料24、25ページになります。

委託料の医事業務のところが、光の総合病院のところはマイナス23万円で、大和はこれでプラス200万円になっているんですが、これはなぜなんでしょうか、教えてください。

○植本大和総合病院事務部長

この医事業務委託につきましては、令和5年度、6年度も業務範囲、業務内容の変更はございません。

ただ、この委託費は、ほぼほぼ人件費でございまして、最低賃金の上昇もございましたことから、こういった人件費の上昇を踏まえまして増額となったものでございます。

以上でございます。

○清水委員

分かりました。内容は変わっていないということで、人件費の上昇で200万円ほど、結構上がっているなという印象です。

次なんですが、参考資料の17ページの訪問看護サービスの利用者数のところについてちょっとお伺いしたいんですが、161名利用者が減ということで、これかなりの人数減っておるんですが、売上げで言うと、80万円ぐらいの減なんですね。

つまり、これ年間で、もちろん1回しか利用していない人とか、いろいろいると思うんですが、ざっとこの数字だけで言うと、一人頭、年間で2万円しか利用していないということで、これ訪問看護、圧倒的に少ないなと思ったんで、161人も減ったのに、売上げ80万円しか減っていないというのは、何かちょっと不可解というか、ということは本当に訪問看護が、結構訪問看護って1回入ると、継続して何か月も入ったり、もちろん患者さんにもりますけど、単発で終わるということはあんまり考えにくいので、だ

からこの辺りのちょっと説明が、なぜ161人も減ったのに、売上げが80万円しか減っていないのかなというのがちょっと分からないです。その辺りちょっと分かれば、教えていただきたいです。

○植本大和総合病院事務部長

細かい分析をちょっと申し訳ないですけど、やっていないんですけど、主には当院の入院患者の方が在宅に帰られたときに、引き続き看護サービスを利用されるという方が多いんですが、お亡くなりになられる方も当然いらっしゃいますので、そこら辺の影響で、人数は減ったんですけど、常時利用されている方の割合が多いので、そんなに収益としては減少しなかったということだと推測しております。

以上でございます。

○清水委員

分かりました。私、ちょっと一般質問でも触れたところで、地域エージェンシー、光市の地域、一つの地域を一つの総合病院として捉えて、今後、地域医療構想の中でそういった役割を担っていくという話もありました。

ということは、こういった訪問看護のところ、訪問リハビリのところをもっともっと拡充というか、増えていくような方向なのかなとも思いますので、この辺りちょっといろいろと私も注視していきたいと思っております。

ごめんなさい。ちょっと細かい質問なんですが、もう少しさせてください。参考資料23ページになります。

職員さんのところなんですが、医療技術員の方が8名増えております。これが、先ほどのまほろばからの正職の方なのかなと思うんですが、そうなのがなというところで、これは何科で、具体的に何をする医療技術員の方なのかというところを教えてください。

○植本大和総合病院事務部長

この8名の内訳につきましては、理学療法士が5名、社会福祉士が1名、薬剤師が1名、管理栄養士が1名となっております。このうち、まず理学療法士の2名と社会福祉士1名につきましては、先ほども御説明いたしましたが、回復期リハビリテーション病棟の入院料を引き上げることを目指しまして、人員基準をクリアするために増員したもので、残りの理学療法士の3名につきましては、理学療法士につきましては、まほろばからの受け入れによるものです。

また、薬剤師につきましても、この入院料を引き上げるため、病棟業務の強化を図るため、薬剤師1名が令和6年度末で定年を迎えた方が1名いらっしゃったんですが、1年前倒しで採用をしたものです。

最後に、管理栄養士1名につきましては、まほろばからの受け入れの方となっております。

以上でございます。

○清水委員

分かりました。8名増えて人件費も増えているんですが、非常に前向きなところというふうに捉えられるのかなと、入院費を上げるということの説明だとは思ったんですが、とはいって、やっぱり人件費がかなり上がるということで、人基準を満たして、果たしてそれが本当に収益が利益として上がるのかというところがポイントだと思いますので、もちろん、何というんですか、地盤というか、受け入れる体制を整えるということは、もちろん市民の命と健康を守るために非常に重要なことですが、経営のところで言うと、その辺りはタイミングが今であったのかとかも含めて、これ採用していますから、この辺りは早急に、これに伴い、利用者さん、患者さんを増やしていくいただけるふうに取り組んでいただけたらと思っております。

次が参考資料27ページのところになります。

勤怠管理システム418万円なんですが、これ勤怠管理システムを入れることで、多分事務員さんの結構業務が効率化するようなものだろうなと思っております。これが、思っているんですが、具体的にどういったもので、どんな効果があるのか、どのぐらいこれを入れることでコストが削減できるのかというところを教えてください。

○植本大和総合病院事務部長

この勤怠管理システムの導入、まず目的ですが、これは職員の健康管理をより適切に実施するためです。

また、医師の働き方改革等がございまして、時間外の可視化を行うことが求められていることからにもあります。

これによりまして、職員一人一人の出勤及び退勤時間につきまして、パソコンでのデータ管理が可能となりました。このことから業務課におきまして定期的なチェックを行い、これら職員の健康管理に役立っているところです。

コスト削減につきましては、現在はそういった削減効果は出ておりませんが、今後は時間外申請、承認の簡素化などによりまして、給与担当の業務負担の軽減も視野に入れて、運用の拡大を目指したいと思っております。

以上でございます。

○清水委員

はい、分かりました。

次が、先ほどの説明でもあったんですが、参考資料の25ページになります。

委託料のところなんですが、一番下から2段目の医師派遣仲介料が、ここが令和5年度は420万円だったけど、令和6年度ゼロ円というところなんですが、これ私、一般質問でもアドバイザーからどういったアドバイスがあったのかというところで、この大和病院に関しては有料の医師の紹介サービスを使ってはどうかというアドバイスがあったというのがあって、まさにこういうことなのかなと、ああ、やっているじゃんというふうには思っておったんですが、これが今回、令和6年度ゼロ円なので、これが使っていないのか、成果報酬で成果が出なかったのかというのがちょっと分からないので、どう

いった内容のものなのか、また何でゼロ円なのかというのを併せて教えてください。

○植本大和総合病院事務部長

この医師派遣仲介料につきましては、当時登録のみで費用がかからない医師あっせん会社と契約しております、その会社から紹介によりまして、内科医1名の面接を踏まえまして雇用に至ったことから、成功報酬的に紹介料として420万円を支払ったものです。

ですから、6年度はございませんというのは、当院と登録医師の間のマッチングが成立しなかったということでございます。

以上でございます。

○清水委員

はい、分かりました。理解できました。ここはアドバイザーからもあったので、ちょっとまたその他のところで、ちょっとまた聞ければと思います。

ごめんなさい。あともう少しなので、ごめんなさい。参考資料の27ページ、それと決算書の16ページになります。

病院情報システム2,544万円、あとPACSサーバー4,328万円とCT装置で3,960万円の導入なんですが、なぜこのタイミングだったのかというのを教えてください。

○植本大和総合病院事務部長

まず、病院情報システムの導入につきましては、このシステムは、以前のものにつきましては、令和3年2月に導入しております、令和7年2月をもちまして7年目を迎えることから、契約事業者よりサーバー等のハードウェアの保守は行っていないということで、令和6年度の更新に至ったものです。

あとCTにつきましても、CTの部分を大きく分けますと、人の体を通す大きなリング状の部分と寝台、それとデータを画像化するコンピューターの部分であるコンソールという3つで構成されておりまして、このコンソール部分について、令和2年度にバージョンアップを行うなどしてハードウェアの保守の延長を図ってまいりました。

これについては、平成19年9月に購入しております。それ以降、令和2年度にコンソールのバージョンアップを行うなどして、保守期間の延長を図っておりましたが、令和6年9月で17年が経過して、業者からはこれ以上の保守ができないということでございましたので、6年度に更新いたしました。

PACSにつきましても、PACSは医療用画像管理システムで、CTやMRI、投影で撮影した画像の保存や管理、これを病院情報システムへ通信する機能を有するシステムでございまして、以前のものは、平成28年10月に更新したもので、7年が経過いたします。令和5年10月以降、サーバー等のハードウェアの保守ができないということで、1年限り部品、一部の部品を対象とした保守契約を結んでおりましたが、それも切れまして、よって、令和4年度に更新をいたしました。

以上でございます。

○清水委員

はい、分かりました。結構C Tなんかは17年経過ということで、それはしようがないよねというのが理解できました。病院情報システムのところ、7年で更新しないと駄目なんだというのが、非常に何かすごくコスト高いんだなというのが思いました。

これも致し方ないという判断だったんだとは思うんですが、今、病院経営がすごくよくない状況の中で、このコストカットと投資していくところのバランスって非常に重要なと思います。キャッシュフローのところもそうなんですが、このまでいくと、やっぱりこれ全体のところなんですけど、資金期末残高が今、約33億円、このペースでいけば、本当約5年ぐらいで資金がショートするというところになっておりますので、そういういた投資するところは非常に精査がもっともっと必要なんじゃないかなというふうに感じておりますので、今後それを維持していくのは何か、どうか、また7年後に、またこれを変えなきやいけないのかとか今思はんですが、それがどうなのかとかも、またちょっと検証していただければと思います。

ごめんなさい。最後の質問なんですが、今、このまでいけば、約5年で資金がショートするというような計算にはなっておるんですが、これだけのところが見えているとなると、資金調達をじやあどうしていくのかというところとかを具体的に考えていかなければ本当にいけない時期だと思うんですが、そういういたところはどういうふうに考えられているのか、お考えを教えてください。

○坪井病院局経営企画課長

仮に資金不足が生じた場合の資金調達方法ということでお答えいたします。

まずは、資金が不足した場合、短期的な資金不足を一時借入金により補っていく運用が考えられます。

さらに、長期的な資金不足が見込まれる場合には、地方債の発行となります。

令和7年度から病院事業債では、経営改善推進事業という新しい地方債のメニューが創設されました。これは資金不足が生じているか、生じる見込みの公立病院が収支改善に取り組む場合に活用できる地方債で、発行可能額は、資金不足額や経営改善効果額に応じた額で、償還期間は15年以内とされております。このため、現状をこれらの方で資金調達を行っていくということが考えられます。

以上でございます。

○清水委員

はい、分かりました。もともとそうならないように、ぜひ早期的な改善を図っていたくしかないと思いますので、そういう取組をされていると思うんですが、もっともっと危機感を持って取り組んでいただければと思います。

以上です。

・・・・・休憩・・・・・

○田中委員

決算認定審査なので、細かくなるところもありますが、お聞きできたらと思います。

まず、決算参考資料の23ページ、先ほどもお話がありましたけど、職種別職員数ということで載っております。光総合病院ほうからお聞きしたいんですが、会計年度任用職員以外というところで、今回2名、ゼロから2名、労務員のほうが増えているんですけど、これについてちょっと説明をいただけたらと思います。

○吉岡光総合病院総務課長

お答えします。

会計年度任用職員以外の労務員2名の増員ですが、これは旧まほろば職員の2名を光総合病院付として、医療法人むつみ会に出向している人数を計上しているものです。

以上です。

○田中委員

今、出向している人数と言われたんですけど、現場にはいないという理解でいいですか。

○吉岡光総合病院総務課長

7年度には帰ってきておりましたので、今現在は光総合病院のほうで勤務しております。
以上です。

○田中委員

それで、労務員というのはどのような仕事をされているんですか。新しい人というか、項目として2になっているので、教えていただければ。

○吉岡光総合病院総務課長

この2名に関しましては、介護福祉士の資格を持っておりますので、地域包括ケア病棟に勤務しております。患者さんの食事の介助や清拭、爪切りなど、日常生活に係る業務などをしております。

以上です。

○田中委員

分かりました。

次に、大和総合病院のほうで、会計年度任用職員以外ということで、医師マイナス1名、会計年度医師マイナス2名とございますが、15ページの診療科別の常勤医師数で、内科がマイナス3名となっているんですね。これについて少し説明をいただけたらと思います。

○植本大和総合病院事務部長

内科医師のマイナス、15ページのマイナス、医師のマイナス3名というのは、23ページの会計年度任用職員以外のマイナス1と、その下の会計年度任用職員のマイナスを合算したものになります。

○田中委員

そういうことなんんですけど、会計年度（発言する者あり）15ページの診療科別の常勤医師数で内科マイナス3名と書いてあって、ここの23ページでは会計年度職員以外で医師マイナス1名、会計年度で医師マイナス2名となっているので、15ページから見ると、常勤医師がマイナス3名になったのかなというイメージを受けるんですけど、常勤医師マイナス1名と、会計年度も常勤というのはフルタイムということですか。

○植本大和総合病院事務部長

会計年度任用職員のうちフルタイムにつきましては、常勤医師としてカウントいたしますので、常勤医師のほうに計上しております。

以上でございます。

○田中委員

分かりました。

その部分で、ちょっと飛ぶんですけど、20ページ、21ページのほうに、それぞれ入院患者数と外来患者数というのが出ているんですけど、大和総合病院のほうの入院患者と外来患者数を見ると、入院ではマイナス18.3%、外来患者数ではプラス1.6%ということで、内科医師がマイナス3名になっているので、その影響はあまり受けていないような、むしろ外来は増えているという状況になっているんですけど、これについて説明いただけたらと思います。

○植本大和総合病院事務部長

入院患者の内科につきましては、これは一般病棟のほうでございまして、この内科を受け持つ常勤医師につきましては、内科医だけではなくて、総合診療科などの先生も受け持っております。

令和5年度は7人の常勤医師で、内科の先生も含めて7人の常勤医師で内科ということで受け持っていました。令和6年度は、3人内科医が減りましたので、残された4人で受け持つおられた上、医師1人当たりの受け持ちの人数も増やしましたことから、18%の減少となったということです。

外来につきましては、内科医の不足分につきましては、山大の医局からの派遣、非常勤の派遣とかを人数を増やしまして、毎日の外来は2名体制で引き続き続けておりますことから減少には至っておりません。

以上でございます。

○田中委員

今、外来のほうに山大から派遣されて2名体制でやっているということなんんですけど、それは、何かこの決算書の中のどこかに、会計年度任用ではないとは思うんですけど、どこを見たら分かるんですか。2名体制で今まで来ていたのか来ていなかったのかも併せてお聞きできたらと思います。

○植本大和総合病院事務部長

この決算参考資料には、会計年度任用職員のパートの医師の数については記載がございません。ただ、5年度につきましても、6年度につきましても、内科医につきましては主に2名体制で毎日外来をやっておりました。

○田中委員

山大から派遣されている医師については出ていないという部分で、変わらずというようなお話だったと思うんですけど、全体で今、では、大和病院でいったら何人今派遣されているのか。山大から派遣されている、パートの、パートというか、会計年度任用職員というか、パートの会計年度任用職員は。

○植本大和総合病院事務部長

外来だけではなく、日当直もやっていただいて、大体20名程度の先生が派遣にお越し頂いております。

以上でございます。

○田中委員

その辺は令和5年度と変わらずぐらいの人数なのかということ、先ほど、外来のほうは変わらず派遣いただいているからプラスしているのか、範囲内での増加というような表現だと思うんですけど、入院患者のほうが、医師が減ったから減少になったんだというようなお話だったと思うんですけど、入院のほうも山大のほうから派遣をいただいたら、そこまで、逆に言ったら影響も受けないんじゃないかなというような印象を受けるんですけど、その辺についてちょっと説明いただけたら。

○植本大和総合病院事務部長

やはり、派遣の先生でございますので、時間も限られておられますし、24時間診ていただくというのはなかなか、時間的な制約とともにございましてできませんので、主治医につきましては、常勤医師でやっていただくしかないと思っておりますので、こういうふうな状況になっております。

以上でございます。

○田中委員

分かりました。医師の人数が減った部分で、この減少した部分が、それがどういうの

か、効率化とまでは言いませんんですけど、損益というか、出るほうと収入のほうで、どこがいいのかというのは一回分析していただけたらと思うんですけど、今のお話だと、医師がいないから、ニーズはあるけど、受入態勢がつくれなくて、結果的にこの入院患者数になっているという理解でいいですか。

○植本大和総合病院事務部長

状況としてはそうなんんですけど、こちらも常勤医師でなるべく入院患者を診ていただくように、業務の効率化というところは、院内で今話し合って検討はしているところでございます。

以上でございます。

○田中委員

ちょっとすみません。長くなってしまってあれなんですけど。だから、受入れの態勢としては、まだこれ以上持っているという理解で、医師が減っているけど、今の受入態勢以上にまだ受け入れる能力を持っているという理解でいいですか。

○植本大和総合病院事務部長

こちらの常勤医師の受入れについては多少余裕があるというか、まだ受け入れることは多少は可能であるというふうに考えています。

以上でございます。

○田中委員

分かりました。

それで、職員数についての考え方なんんですけど、先ほど大和のほうも医療技術員が8名増員になっているというお話もあって、職員数が多いなというのが正直な感想なんですけど、本当、先行委員も言われたように減らすことがなかなかできない中で、例えば3年先までの定年退職者、予定者数が多ければ、それでバランスが取れていくのかなという気もするんですけど、その辺の見込みについて教えていただけたらと思います。それぞれ。

○吉岡光総合病院総務課長

お答えします。

3年先までの退職予定者数ですが、令和7年度末がゼロ人、令和8年度が2人、令和9年度がゼロ人です。

この職員数についての考え方ですけれども、確かに人件費の増加というのが今の赤字経営の要因の一つではあると考えております。ですので、今後は職員数の抑制をしていかなければならないと考えております。

そのために、自己都合退職による正職員の退職が年に10名程度出ることから、これに係る新規職員採用というものを控えることと、また、定年退職による職員減のみを対応

するなど、そのときの職員の年齢構成のバランスを考えながら採用を検討し、自然減による職員の抑制に努めていきたいと考えております。

○植本大和総合病院事務部長

大和総合病院におきましても、現在、定年延長を段階的に実施されておりすることから、令和7年度末は退職者はいらっしゃいませんで、令和8年度末が2名の看護師、令和9年度末は退職者がいらっしゃいません。

考え方といたしましては、光総合病院と同じ考え方でございます。

以上でございます。

○田中委員

分かりました。定年退職については、特に多いときを迎えるというわけじゃないことが確認できました。

もう一点、人事に関わる、人事じゃないですね、人に関わることでお聞きしたいんじやなくて、8ページ、12ページの医療費用のところに、手当ということで各手当が出ているんですけど、その中で、いわゆる時間外の手当についてお聞きしたいんですけど、今、人については多いかなというぐらいの印象を受けているんですが、時間外手当について、5年度比較でどのような状況にあるのかお聞きしたいと思います。これもそれぞれ。

○吉岡光総合病院総務課長

医師については増えているんですけども、看護師とかにつきましては減っております。

以上です。

○植本大和総合病院事務部長

大和病院におきましては、同様に医師については増えておりますが、職員については減少しております。

以上でございます。

○田中委員

分かりました。理解をしました。

次に行きます。24ページで、参考資料の24ページに、先ほど会計ごとに説明があったんですが、経営コンサルティング、ローコストオペレーションのことに触れられましたけど、この成果についてお聞きできたらと思います。

○吉岡光総合病院総務課長

お答えします。

昨今の経営コンサルティングの内容なんですけれども、光総合病院が賃借している在

宅医療機器と検査試薬について、当院が適正な価格で業者から購入できているか、現状分析をしてもらいまして、この分析を基に、当院と経営コンサルティングと一緒に業者と価格交渉することで、費用の削減を図ることを目的としております。

令和6年度の実績を申し上げますと、単価を交渉したことで、検査試薬は約180万円コストの削減、在宅医療機器では約120万円のコストの削減につながりました。この委託料というのが、削減できた180万円と120万円の合計の半額を、成功報酬として支払っているものです。

以上です。

○田中委員

分かりました。成果報酬として半額をお支払いしているということで、効果としては、合わせてマイナス200万円ぐらいの減額になったということなんんですけど、これ、今、成果をお聞きして、その評価の部分で、まだこの余力がほかにもできるところがあるかなというところがあるのでしょうか。

○吉岡光総合病院総務課長

これにつきましては、また、院内で検討して考えていかなければと思います。

○田中委員

外からそういったことで入っていただくことによって、コストダウンにつながるのであればいい取組だと思いますので、引き続きよろしくお願いできたらと思います。

次が25ページになります。大和総合病院のほうなんですけど、駐車場用地についてなんですが、これが令和5年度と比較して増額になっておりますので、その説明をいただけたらと思います。

○植本大和総合病院事務部長

この駐車場用地の増額につきましては、これまで慢性的に職員の駐車場が不足しております、こうした中、職員数も増加いたしましたことから、新たに別の地主の方と賃借契約を締結いたしまして駐車場を確保したためです。

以上でございます。

○田中委員

職員も増えて必要なので増やしたということなんんですけど、コミュニティセンターが移動したときに、病院とか使えるように駐車場も増やして、また、県道ができるときにちょっと整理をされたかと思うんですけど、増えているというのは正直びっくりしたんですね。

それで、台数的には、必要な台数と、前が大体何台ぐらいあって、今何台になっているのか、細かいことになるんですが、お聞きできたらと思います。

○植本大和総合病院事務部長
全体の台数。

○田中委員

多分、場所を廃止して新しいところをやったというのも、入替えとか今まであったかと思うんですけど、今借りている停める台数と過去の台数についてどれぐらい変化があるのかと、金額的に言ったら21万5,000円ぐらい増えているんですけど、何台増やすためにこれだけ投資しているのかということが分かりたいので。

○植本大和総合病院事務部長
ちょっと待ってください。

・・・・・休憩・・・・・

○植本大和総合病院事務部長
まず、この21万円の増加につきましては、10台分でございます。

○田中委員

分かりました。10台分ということで理解します。駐車場について、どれぐらい不足しているのかと何かイメージがつきにくいんですが、結構前に駐車場を確保していたという理解でもあるので、またそこは現地も私自身も見てみたいと思います。

次の、同じく、その下になるんですかね。病棟テレビということで300万円ぐらい上がっているんですけど、これ、光にはない費目なんんですけど、これについて、なぜ大和はこれを選択しているのかというところで教えていただけたらと思います。

○植本大和総合病院事務部長

当院は、テレビにつきましては、業者とテレビの賃借契約を結びまして170台を借りております。一方で、入院患者さんにつきましては、御希望があれば1日170円でテレビを販売というか、お見せしているという状況で、その賃借料と入ってくる収益の差額がございますことから、それはこちらの医療収益ということで上げさせていただいています。

以上でございます。

○田中委員

今のお話だと、この賃借料よりも収益のほうが多くてというように受け止めたんですけど、そういう理解でいいんですか。

○植本大和総合病院事務部長
上回っておりますので、その他の収益で計上しております。

以上でございます。

○田中委員

分かりました。それで理解します。

続いて、施設の老朽化調査委託料ということで400万円上がっておりましたので、これについて結果を報告いただけたらと思います。

○植本大和総合病院事務部長

当院につきましては、特に中央棟が、昭和50年に建設いたしまして、この中央棟は243の病床の200床も占めております。50年も経過しておりますことから、ところどころで不具合とかが生じております。老朽化が進んでおりますことから、当院の建設に携わった業者に依頼いたしまして、本調査を実施いたしました。

調査対象につきましては、主に中央棟につきまして、電気設備、機械設備、配管、空調設備、屋上防水、外壁防水の調査をしていただきました。

各設備につきまして、各設備の部品等につきまして、設置年度と対応年数の確認、それと目視点検、あとメンテナンス業者による聞き取り、それと、配管などにつきましてはX線や超音波による調査なども実施いたしまして、この調査結果報告書をまとめまして、当然、対応年数も過ぎている部品もございますことから、老朽化度を算出して、限界年度というのを見積もって出していただきました。

そういう限界年度を出していただいた上で、負担がどれぐらいかかるかというのも見積もっていただきまして、今後どれを優先してやればいいのかというところも分かりましたし、費用負担が平準化するように修繕計画的なものもこちらで作成しております。

以上でございます。

○田中委員

今、改修の必要性とか限界年度とか出してもらって、計画も作成したということなんですが、その辺りのものを成果物として、私も、年度が7年度は入っているんですけど、その存在自体も知らなかつたですし、そういうものの見ることによって、本当に長寿命化にしても必要なのかどうかという部分が、学校とかと一緒にですね。公共施設の長寿命化計画が出て、それを議会も見て、どうするかなということの判断基準になってくると思うんですけど、そういうものを計画として議会等に提出する予定というのはあるんでしょうか。

○植本大和総合病院事務部長

一応こちらで作成はしたんですけど、何せ耐用年数も過ぎているものが多数ございまして、これについては、老朽化度合というか、業者とまた引き続き相談をしながら、どこをやつたらいいのか。

また、一応計画も立ててますが、最優先してやらなければならないというところも、何年か後にやる予定だったんですけど、補修が生じてちょっと前倒しなきゃいけ

ないところも多々出てくるので、なかなかそういった計画書という形では出せないので、あくまでも院内で予算要求時において、計画的に経費を平準化させるために作ったものでございますので、公表するという予定はございません。

以上でございます。

○田中委員

今、費用平準化ということのお話がありましたけど、緊急でやる必要が出てくるかもしれないということで、だからこそ長期の計画というものを見せて、議論することが必要だと思うんですね。

だから、ほかの、市役所側にしても、教育部門にしても、そういった長寿命化計画とかを立てて、どれぐらいの投資が要るからどうしようかという部分も、検討も併せてやっておりますので、タイミングが今すぐというわけではないんですけど、そういうものを検討されているんであれば、ぜひ頂けたらと思いますが、それは伝えておきます。

次に行けたらと思うんですが、先ほどの説明、8ページで、すみません。先ほど少し説明があったんですが、燃料費、光総合のほうの燃料費のほうで、都市ガスの値上がりがあったので増加しておりますよという説明があったんですけど、これについて、今まで、よく電気とか重油という部分は頭にあったんですけど、都市ガスということで、何かキーワードとしては初めて聞いたので、都市ガスを使っている設備というのは、光総合で大体何があるのか教えていただけたらと思います。

○吉岡光総合病院総務課長

空調設備や、あと、ボイラーのほうで使用しております。

以上です。

○田中委員

今、空調とボイラーということなんんですけど、館内の空調は全部都市ガスで賄っているという理解でいいでしょうか。

○吉岡光総合病院総務課長

全部ではなくて、一部は電気がございます。

以上です。

○田中委員

分かりました。空調とボイラーに使われている、はい、分かりました。いや、だから、都市ガスとか、ガスにするとエアコンが安いという認識で、ほかのものも今進んでいるものもあったので、そういう意味で聞かせていただきました。ガスもエアコンの使用量で大きいということで、理解をさせていただきました。

それと、5ページ、6ページのところに、流動資産キャッシュフローということでそれぞれ載っているんですが、ここで結局、大きく減少しているという結果がそれぞれ出

ているんですけど、この大きな減少の理由について、まずはお答えいただけたらと思います。

○吉岡光総合病院総務課長

まず、キャッシュの件についての御質問なんですけれども、前年度末で資金残高と比較しても約5億4,000万円の資金減となっておりまして、この主な要因としまして、収益の面では、コロナ関係補助金に係る補助金の減、費用の面におきましては、物価高騰による経費の増や人件費の上昇、また、平成30年度に借り入れた病院建設に係る起債償還が開始されているということが要因となっております。

以上です。

○植本大和総合病院事務部長

大和総合病院におきましては、1億9,000万円、約2億円程度の減少となっております。これにつきましては、入院収益の減少と、給与費をはじめとした費用の増加によるものです。

以上でございます。

○田中委員

今お聞きして、光総合のほうの要因の部分が、コロナにしてもですし、新病院を建設して起債の償還が始まつたよというところが大きな影響ということで、今後も変わらないことだと思うんですね。

その見通しについて、償還金等の見通しになるのかもしれませんけど、いわゆる企業債も、ほかの数値からも企業債が増えているという分が分かるので、償還金の見通しについて、光総合のほうだけでいいので教えていただけたら。

○吉岡光総合病院総務課長

企業債の今後の償還の見通しなんですけれども、令和7年度は約2.9億円、令和8年度は3.4億円、令和9年度は4.2億円と増加する見通しとしています。

以上です。

○田中委員

分かりました。今お聞きして、間違いなく今後増えていくんだなということを確認させていただきました。

それで、それぞれお聞きしたいと思うんですけど、今のキャッシュフローの中で、大幅に減っていく中で、運転資金としてどれぐらいキャッシュを確保しておきたいのかというので、それぞれ聞かせていただけたら。

○吉岡光総合病院総務課長

運転資金としての残高なんですけれども、一般的な診療報酬の3か月分とも言われて

おりますので、大体、運転資金としては8億5,000万円ぐらいを考えております。
以上です。

○植本大和総合病院事務部長

大和総合病院におきましても、その計算で目標を確保するということで、その計算でいきますと5億1,000万円となります。

以上でございます。

○田中委員

それでいうと、光総合のほうは、2年後ぐらいには完全に危ない、危ないというか、既に危ない状況で、2年後ぐらいには資金がショートしてきて、お金を調達しないといけないような状況になるんですが、改めて、その状況をどう受け止めているのかお聞きできたらと思います。

○吉岡光総合病院総務課長

当然今のままではいい状況ではないので、院内の中でも、経営改善会議を開くので、今後は、いかに病床稼働率を上げていくとか、検討しているところでございます。

以上です。

○植本大和総合病院事務部長

大和総合病院におきましては、病床稼働率は9割を超えておりすることから、あと入院料が報酬改定によって、単価が下がっている病床もございますので、より高い入院料の単価を取れるためにはどのようにしたらいいかというのを、今も継続的に協議を続けておりまして、今後も引き続き協議を続けまして、より入院料の高い単価の取得に向けて取り組みたいと思います。

以上でございます。

○田中委員

確認させていただきたいんですが、それぞれ資金を持っている中で、今現状としては光総合のほうが厳しい状況にあるんだということなんんですけど、病院局全体として、資金が足りなくなったときに、大和の資金を光のほうに回すという考え方はあるんですか。

○坪井病院局経営企画課長

光総合病院、大和総合病院、合わせて一つの病院事業という会計を取っておりますことから、まず、両方総額で資金があるうちは、それぞれで補っていくというような形の資金調達が一番最初と考えております。

○田中委員

分かりました。病院局全体で総額として考えていくということを確認させていただき

ました。

それで、責めるわけではなくて、とにかく改善することにどういったことができるのか、アイデアを出してお互いが取り組むことが必要だと思っている中で、さきの一般質問でも、総務省からのアドバイザーを派遣をいただいて、いろんなアイデアを頂いているということだったんですね。

私もそのときに初めていろいろお聞きしたので、その中でも、何か活用できるもの、それでよくなるものがあれば、入れていくということだと思うんですが、ひとつお聞きしたいのと、あと全体についてもしいいなと思うものがもしあったんなら、どうだったかというところをお聞きしたいんですけど。

一つが、結局、病床数について、病床規模を見直し、両病院とも199床にすることを検討してはということがございました。私も知識が浅いので、今までの病床は財産なんだというような感じで受け止めていたんですけど、199床にすることによってどのような変化が生まれるのか、想像ができないので、教えていただけたらと思います。

あと、全体を通していろんなアイデアを頂いていると思うんですけど、その辺り何か病院として有効だなというものがあれば教えていただけたらと思います。

○田中光総合病院医事課長

病床数が199床への削減の効果についてお話しさせていただきます。

まず、収益に関してということでアドバイスを受けておると思いますので、一般的に収益に対してどういった影響があるかということでお答えさせていただきますと、まず、200床以上の病院が199床以下に病床を削減することで、主に外来の診療報酬において、200床以上であることによって算定が制限されていた項目、これを算定することが可能になります。これにより、収益的には約1億円程度の增收が見込めるのではないかというふうに一般的には言われております。

以上になります。

○田中委員

今それだけ聞くと、すごいいいことだなと思ってしまうんですけど、デメリット部分みたいなものはないんですか。

○田中光総合病院医事課長

収益的なデメリットというのは、収益のプラスになるということでございません。ただ、病院の特性ですか役割として、200床以上の病院というのは、入院診療に重点を置き、医師を含めた医療資源を急性期の患者さんに投入し、入院患者を積極的に受け入れると、こういった役割を担います。

199床以下の病院というのは、一般的には入院診療にも力を入れながらも、外来診療にある程度比重を残し、入院・外来の病院から地域医療を支えると、こういった役割になるというところで、役割の転換というところになるのかなというふうに考えます。

○田中委員

役割のところが変わることで理解をしました。

これ、また10月にされるということだったので、それを踏まえて、どこかで、私はぜひお知らせをいただきたいとは思うんですけど、またそのお話を聞きしながら、どうにか経営改善できるように取り組んでいけたらと思っておりますので、以上で質問を終わります。

○井垣委員

大まかな質問をいたします。光総合病院と大和の病院とを見ると、私の中では、大和のほうは可動率が9割が続いているので、非常に安定していくいいなと思っていたんですね。黒字になったり赤字になったり、過去の収益を見ますとそうですが、それでもプラスマイナス1億円ぐらいの感じで推移していて、赤字になっても、それほど赤字にならないというか、非常に安定していくいいなと思っています。

それで、絶対黒字じやなきやいけないというものじやないと思うんですね、公立病院は。民間ではできないようなものを、市立病院だからできるという、赤字になってもこれをしなきやいけないというようなことを思い切ってできるとかですね。そういう意味では、少々の赤字になることはあってもいいと。でも、黒字になったり赤字になったりして、トータル大体ペイできていたらいいという見方で私はいいと思っているんです。

ところが、6ページを見ますと、令和6年度、下から3行目の資金増加率のところですけども、物すごくいっているんですね。1.9億円の赤字という。ちなみに、その横の令和5年のところを見ると、これは黒字なわけですよ。プラスマイナス1億円の範囲で推移していたというのが、去年、令和5年まで続いていたのに、ここに来て、どうしてプラスマイナス1億円で収まっていたようなところが、ぱっと急に2億6,000万円以上もマイナスになったかという、この要因を教えてください。

○植本大和総合病院事務部長

この約2億円の減少につきましては、先ほども申し上げたと思うんですけど、入院収益が減ったことと、主には、人件費、職員の増加に伴う給与費を中心とした経費が増えたことによります。この費用とも現金が伴いますので、2億円の減少は、要因はこれに尽きると思います。

以上でございます。

○井垣委員

それは先ほども伺ったんですけども、もちろん人件費と入院収益なんんですけども、それが今までずっとプラスマイナス1億円ぐらいの感じで推移てきて、なのに、どうして今だけ落ちたのかという、そこの特別なものがどっかあると思うんですけども、それは特別なものがないわけでしょうか。

○植本大和総合病院事務部長

入院収益につきましては、過去からの推移を見ても、18億円から20億円ぐらいにかけての推移だったんです。その一方で、経費が特にこの二、三年で急激に増加しまして、まさにそれが要因の一番の原因になっております。

ですから、なかなかそれを今後、その経費をどう削減するかというところも厳しいものではあるんですが、引き続き収益増収と経費削減に向けて努めていくしかないというふうに思っております。

以上でございます。

○井垣委員

ありがとうございます。じゃあ、経費のほうがかかっているということでした。

光総合病院のほうも質問があるんですけども、ちょっと大まかな質問なんんですけども、先ほど、昨年の10月に1対10というふうに看護師の比率が変更したということを聞きました。それまでは1人の看護師が7人の患者を診るという1対7の関係だったのが1対10に変更になって少し楽になったというか、1人の看護師が10人の患者を診るということですね。

先週の同僚議員の一般質問の中で答弁なさった中の数値に、現在いる看護師の人数というので計算すると1対何になるのかという質問を同僚議員がしたときに、1対5.2だという御回答を頂きました。

1人の看護師が5.2人診るそのキャパが今現在あるわけですよね。単純に掛けると5.2と10というのは倍ぐらいの感じですから、素人目に、看護師は必要の倍いるんだというふうに思っちゃうわけですけども、そういう計算でいいんでしょうか、そのぐらい看護師は今多いんでしょうか。

○佐古病院局管理部長

一般質問の際、現在の職員数でいくと5.2対1というふうに答弁させていただきました。診療報酬が変わる前までは7対1で看護師の採用を計画的に行っておりました。看護師は、女性が多い職場ですから、ライフスタイルに合わせた休暇等もございますし、途中での退職というのもございますので、7対1からすると5.2対1というのは多少余裕を持った人員配置。

ただ、今現在、10対1になっていますので、確かに委員言われるとおり、10対1の基準からすると、看護師の数が多いかなというふうには考えております。

ただ、これは、先ほども課長も申しましたとおり、今後、看護職員の採用の抑制とか、そういうもののを行って、適正な人員になるように今後進めてまいりたいとは思っております。

以上でございます。

○井垣委員

8ページのところの光総合の給与費、上から3行目のところですね。増減が2億3,000万円以上あります。12ページのところを見ても給与費というのが7億円の増にな

つておる、上から 3 行目ですけど、なっております。

そこで、この赤字は人件費から来ているんだと、大まか人件費だと。人数も多い、ちょうど 1 対 7 から 1 対 10 に急に変わったと、過渡期でちょっとあふれているというか、そういう状況かもしれません。

光総合病院のほうにある看護師さんが行ったときに、この病院は看護婦が多いなというふうに思ったという感想を聞いたことがありますけども、ちょっとそういう状況なのかなと思います。だから人件費をどういうふうに減らしていくかというのが問題だということが分かりました。ありがとうございます。

それと、20 ページのところで、大和総合病院の入院の上の表ですけども、整形外科のところと歯科口腔外科のところが、令和 5 年に比べてものすごく増えているんですね。パーセントでいったら整形外科のほうが 95% 以上で、歯科口腔外科のほうが 473.8% と、5 倍近く増えているんですけども、これは何か要因があるんでしょうか。

○植本大和総合病院事務部長

歯科入院につきましては、人数も、6 年が 300 人程度で、これを 365 日で割っても 1 日 1 人くらいになります。

歯科の入院につきましては、治療中にも化膿して入院が短期的に必要だったとか、そういうことでございますので、なかなか傾向はちょっと把握はできません。数も少ないのでし、そういったところです。

以上でございます。

○井垣委員

ありがとうございます。数が少ないので、パーセントでいうと大きいけども、あまりここは注目しなくていいということが分かりました。これで終わります。

・・・・・休憩・・・・・

○大田委員

前に聞いたかも分かりません。また、ここに書いてあると思うんですが、山大の派遣の費用というのはどこに書いてあるんですかね。

派遣の費用は。

・・・・・休憩・・・・・

○吉岡光総合病院総務課長

決算参考資料の 8 ページの病院事業費用の給与費というところなんですかけれども医師給というところがございますので、そちらのほうに入っております。

以上です。

○大田委員

8ページの、医業費用の中の給与費で、給料の中の医師給の中に入っていると。

○吉岡光総合病院総務課長

そのとおりでございます。

○大田委員

これの中に入っているということであったら、算出してから教えてもらうことができますか。

○吉岡光総合病院総務課長

今の時点では資料を持ってはいないのでお答えすることができません。

以上です。

・・・・・休憩・・・・・

○大田委員

大和病院も今算出できないということですか。

○植本大和総合病院事務部長

同様に算出できません。

○大田委員

そうなると、算出して後からまた提出してください。お願いします。

○委員長

よろしいですね。

○吉岡光総合病院総務課長

承知しました。

○大田委員

よろしくお願いします。

それと、1ページと、それから2ページに載っている雑損失。増えているんですよね、昨年よりも。両方とも。その雑損失の内訳を教えてもらえませんか。そうしたら、もう1回聞こうか、そうしたら。

まず、光総合病院から雑損失が令和6年度は2億200万円。5年度が1億7,900万円で、2,200万円も増えているんですよね。だから、その雑損失というのはどういう内容のものでしょうかというのをお聞きしているんです。分かりますかね。

○吉岡光総合病院総務課長

控除できなかった消費税なんですけれど、旧解体工事によって消費税が増えましたので、その分に対して控除できなかった消費税を雑損失に挙げております。

以上です。

○大田委員

これは、全部消費税が100%ですか。

・・・・・休憩・・・・・

○吉岡光総合病院総務課長

おおむね消費税です。

○大田委員

大和のほうはどうですかね。

○植本大和総合病院事務部長

同様でございます。

○大田委員

大体が消費税ということでございますが、雑損失というふうに挙げてるから、こういう一般的に見ると、そういうふうになかなか見えないんですよね。それで、何事かなと思って、要するに損益の中から内訳を教えてもらいたいなというのがやっぱり一般的な考えだろうと思うので、よろしくお願ひします。

それから県の補助金、7ページ。光総合病院では、4,699万4,000円ですかね。コロナ禍でなくなったから県の補助金がなくなったと、少なくなったというふうに、言われているんですが、大和病院のほうは逆に、12万7,000円上がっているんですよね。大和病院もコロナでから補助金を貰えたはずなんですけど、そのところの内訳を教えてもらいたいんですがね。

○植本大和総合病院事務部長

この県の補助金の内訳につきましては、令和5年度につきましては、新型コロナの感染症対策としては院内保育を所有しておりますので、保育所に対するマスク等の消耗品に対する補助が30万円。それと、看護師が特定行為研修を受講したことから、それに対する補助が35万円、令和5年度は60万円。令和6年度につきましては物価高騰によりまして食材費が高騰する中で、医療機関において経済的なサービスを提供できるように、医療機関食材費高騰対策支援金というのが創設されましたので、これが77万7,600円という内訳になっています。

以上でございます。

○大田委員

今、77万6,000円、単品じゃったですね。県の支出の。66万円のほうが単品じゃなくて、今年度のほうが単品じゃったですね。

○植本大和総合病院事務部長

令和6年度の支援金1つだけになります。

○大田委員

光はどねえだったんですか。

○吉岡光総合病院総務課長

県の補助金なんですけれども、病院群輪番制運営事業補助金と、あと新人看護職員研修事業補助金、山口県医師就業環境整備総合対策事業金、あと、医療機関食材料費高騰対策支援金、以上が県の補助金です。

以上です。

○大田委員

ほいじゃから、4,600万円がコロナなんですか。減額の4,600万円がコロナの関連なんですか。

○吉岡光総合病院総務課長

減額分は、コロナウイルス感染病院病床確保支援がなくなった分です。

以上です。

○大田委員

100%なのか。

○吉岡光総合病院総務課長

そうです。

○委員長

そこで手を挙げて、大田委員、どうぞ。

○大田委員

だから、4,600万円がコロナの対策費として100%補助金になったというんですかね。100%。

○吉岡光総合病院総務課長
そのとおりです。

○大田委員

随分、コロナの恩恵を受けちょっとたということで考えられます。また、その下の29万7,000円、令和5年度は全部じゃったんじゃが、今年度から29万7,000円についている。これはまた何か理由があつてついたんですかね。

○吉岡光総合病院総務課長

これは、令和6年度子ども子育て支援事業費補助金でして、児童手当が拡充されたことによって、システムを変更するために補助金をいただきました。

以上です。

○大田委員

大和のほうは800万円から925万円に上がっているんですが、国の補助金はどういうような内容でもらっているんでしょうか。

○植本大和総合病院事務部長

まず、5年度の800万円につきましては、当院は国民健康法に基づく国保直診施設でございますので、健康管理事業として国から800万円ほど毎年お支払いいただいてますので、その800万円のみとなっております。

令和6年度につきましては、その800万円と、先ほど光総合が申し上げました、子ども子育て支援事業費補助金29万7,000円、これは、児童手当のシステム改修の経費は按分したものですので、こちらが29万7,000円。それと、耳鼻咽喉科の医師の病気休暇に伴いまして、代替医師の確保支援事業費で95万7,000円。その3つを出したものが925万4,000円となっております。

以上でございます。

○大田委員

了解しました。了解しましたが、はい。

それで、今度は変わります。24、25ページで、同僚議員がテレビのことをお聞きされたんで、光はテレビをどういう、光の病院局で買われたんですかね。どうなんですかね。

○吉岡光総合病院総務課長

光総合病院の病室のテレビに関しましては、業者と設置に関する契約を締結しておりまして、業者が病室にテレビを設置して、患者さんがテレビカードを購入することで視聴が可能にはなるんですけども、当院としましてはテレビのリース費用というのは支払わないんですけども、テレビカードの売り上げの25%をいただく契約しております。

以上です。

○大田委員

すみません。その25%は、この収支計算書のどこに書いてあるんですかね。

○吉岡光総合病院総務課長

参考資料の7ページの、医業外収益の、その他医業外収益のところに含まれております。

以上です。

○大田委員

2,143万円の中の、これ全部2,143万円がそうですか。失礼しました。医業外収益のその他の医業外収益の4,700万円というところに上がっている。それが全部、それですか。それとも、内訳を教えてください。

○吉岡光総合病院総務課長

4,700万円の、その他医業外収益の中に含まれているだけであります、全額がこのテレビの関係の収益ではありません。詳しい内訳というのは、今ちょっと詳しい資料は持っていない状況です。

以上です。

○大田委員

その他の医業外収益で4,700万円と結構大きな収益なんですよね。それで内訳を守っていないということで、今回はお答えできないということなんですが、ちゃんとお答えできるように、支度しちょってくださいね、今度から。また後で出してください。お願いします。

○委員長

大田委員、直に聞きに行ってください。資料請求はちょっと難しい。

○大田委員

そうか。そういうことですね。

先ほどの、光の労務員が2人というふうに言われておったんですが、食事の介護療法士の免許を持つちよるのに、それをそっちのほうに医療技術員のほうを雇うんじゃなくて、労務員のほうに雇われたというふうにお聞きしたんですが、食事の介護をやらせているというふうにお聞きしたんですが、介護療法士を持ちよつたら医療技術員としても雇えるんじゃないかと思うんですが、わざわざなぜ労務員として雇ったのか教えてほしいんですが。

・・・・・休憩・・・・・

○佐古病院局管理部長

介護福祉士、新たに光総合病院のほうで2名ほど採用と言いますか、まほろばの方から異動して来られたんですが、これまでに大和総合病院ではすでに介護福祉士がおりました。その介護福祉士は、労務員の給与で支払いが行われておりますので、光も同様に労務員のところで給与の支払いをしているというところでございます。

以上でございます。

○大田委員

この方は以前大和病院のほうにおられて、労務員をされておられて、それを光のほうで雇われている。なので、ちょっと私、よう解釈はできないんですが、教えてください。

○佐古病院局管理部長

光に来られた労務員の方は、これまでまほろばにいらっしゃった介護福祉士さんです。大和総合病院は、これまでも介護福祉士の方がいらっしゃいましたので、その方の給与が労務員で給与の支払いをされているということでございます。

以上です。

○大田委員

その後、介護福祉士で光の総合病院でも雇ってもいいんじゃないかと思うんですが、わざわざ労務員されているというのが、よく解釈できないんですが。

○佐古病院局管理部長

介護福祉士の給与の支払いが、労務員という費目のところからの支出というふうになっておりました。これまで大和総合病院において。光総合病院が同じように、同じところからの給与の支払いということにさせてもらいました。

以上です。

○大田委員

ちょっと理解に苦しむような答弁なのですが、大和と同じで雇い方をしたというふうに解釈をするようになるんですが、そうなると。収入の部で、まほろばからのほうの、その他医業外収益では、説明では4,700万円のうち、ナイスケアまほろばの派遣の費用をもううたというふうに、確かに一番最初の説明ではあったと思うんですが、今の説明はまたちょっと違うんですが、そのところをもういっぺん説明してください。

・・・・・休憩・・・・・

○坪井病院局経営企画課長

まほろばに令和6年度派遣していた職員の給与費負担金のある場所ということでお答えします。

光総合病院につきましては、7ページの下から6行目、医業外収益のその他医業外収益の約4,700万円。この中の内訳として、まほろば派遣職員の給与費が1,418万円入っております。

次に、大和総合病院のほうですけれども、11ページで、同じくその他医業外収益の約3,100万円。この中の内訳として、1,228万円ほど、令和6年度中にまほろばに派遣した職員の給与費負担金が含まれております。

以上でございます。

○大田委員

だから、先ほどの4,700万円の説明はちょっと違ったということですね。

○坪井病院局経営企画課長

先ほどの4,700万円のコロナの入院は、確かにコロナの入院補助金の関係の御説明だったかと思うんですけれども、それは、7ページの補助金のところの県補助金の中の前年度との増減、マイナス4,600万円。こちらの内訳を確かに光総合から説明したかと思います。

以上です。

○大田委員

4,700万円と3,100万円のうちの、約2,600万円がナイスケアまほろばのほうからの収益であったというふうに解釈しました。

決算書。決算書の5ページ。損益計算書の医業収益、医療費用。この減価償却資産消耗費の約6億円のけでも67億円の損失が出ているんですよ。医業損失が14億8,745万6,000円の医業損失が出ているんです。もう、これだったらもう完全に壊滅状態な状態になってると思うんです。そこにはこれを、医業損失をなくしようとする努力というのは、どういう、今後されようとしているのか、それをちょっと教えてほしいんですが。

○坪井病院局経営企画課長

これまでの御回答の中でも、一応お答えしておりますが、今、医療収支が14億円以上差があるということで、まずは収益のほうの改善を図っていかなければならぬと。それに対しては、先般の一般質問でも少し触れさせていただいたんですけども、アドバイザーのほうからの条件とともに参考にしながら、それぞれの病院で収益のアップにつながるような検討・検証というのを進めているところです。医療費用のほうにつきましては、先ほどから特に大きいところで言うと、やはり人件費のところではあるんですけども、職員の採用を今後抑制していくだとか、経費の削減とか、その辺りを中心に収支の差の幅を縮めていく、そういう考え方でございます。

○大田委員

医療費の抑制、医療費の抑制と言われて、人件費の高騰であったから、これだけになったと言われているのですが、先ほどから新しい職員入れる、将来的に見て新しい職員入れるとかいってから言われて、職員の計画を入れられておられたんです。そういうのは、計画的にやりながらやって、こういうな14億8,000万円も赤字が出ていると、実際の金額が出ているということは、人件費、人件費というのも、1つの言い訳じゃないが1つの損益になるんだろうと思うんですが、それはもう計画的に入れているというふうな答弁じやったんです。そこまで考えてやるんじゃったら、その人件費の高騰、高騰と言われるんでほかのことが、もっと考えられるんじやないかと思うんです。人件費の高騰というのは計画的に入れていると答弁があったんですよ。だから、そのところよりも、違う、何て言うか、損益を出さないような計算の仕方をされるような、持つていき方をしたほうがいいんじゃないかと思うんですが、先ほどから199人にしておこうがいいとかいろんな答弁もあったんですが、そうじゃなくて、もっと根本的な解決方法というのがあると思うんですが、そのところはお考えになっておられないのでしょうか。教えてください。

・・・・・休憩・・・・・

○佐古病院局管理部長

経営改善についてですが、収入の面につきましてはアドバイザーさんにいろいろと御助言いただきましたので、そのあたりを両病院で今検討しているところでございます。そのへんを検討いたしまして、収益改善になるように努力をしていきたいと思っております。費用の面につきましても当然、人件費と言っておりましたが、そのへんも採用抑制等も含めて適正な人員配置になるように、今後も努めていきたいと考えております。

以上です。

○大田委員

アドバイザーを入れて、いろいろ解決をしていきたいというふうに言われたんですが、経営コンサルタントLCOですか、それもその経営改善の一環ですか。

○吉岡光総合病院総務課長

経営改善の一環です。

以上です。

○大田委員

そうしたら、これは、どこの会社で何という名前で、極端な言い方をしたら経営改善をどこすかの病院で主にやってきたとかいう、具体例というのもあると思うんですが、それでこのコンサルティングが選ばれたと思うんですが、そのへんのところをちょっと教えてほしいんですが。

○吉岡光総合病院総務課長

契約の業者は、ガツ株式会社というところでございます。
以上です。

○大田委員

ガツ株式会社。どこが本家です。どこを本家にしちよって。どこを主に経営改善をされてきたか、その例があると思うんですが、それで選ばれたと思うんですが、そのところを教えてもらいたいんですが。

・・・・・休憩・・・・・

○吉岡光総合病院総務課長

このガツ株式会社は関東のほうの会社でして、令和2年にこのようなコンサルティングを当院で頼んだ経歴があります。その関係で今回、令和6年度も同じように委託した状況でございます。

このガツ株式会社に関しましては、全国の病院で同様のコンサルティングを行っております。

以上です。

○大田委員

関東のほう、なぜ言えないの所在地が。言えない理由もあるの。

○佐古病院局管理部長

すみません。資料を持ち合わせておりません。

○大田委員

そのぐらいはちゃんと持ってきておいてくださいよね。ここの経営コンサルタントに頼んだと、ね。

・・・・・休憩・・・・・

○吉岡光総合病院総務課長

その経営コンサルタントについてちょっともう一度お話をさせていただく内容なんですが、光総合病院が賃借している在宅医療機器と検査試薬について当院が適正な価格で業者から購入できているかを現状分析してもらい、この分析をもとに当院とコンサルティングが一緒に業者と価格交渉することで費用の削減を図ることを目的にするものです。令和6年の実績というものを申しますと、単価交渉をしたことで検査試薬は約180万円のコスト削減、また在宅医療機器につきましては約120万円のコスト削減につな

がりました。
以上です。

○大田委員

経営改善には経営コンサルタントも入れてからやるとかいうふうに言われたんで、私はこの経営コンサルティングの人は一応、病院の改善のための入れていると思っておったんですが、今後はまた経営コンサルタントを入れられると思うんですが、そのときにはどういうような経歴を持つちよるかとかいうのは我々にもちゃんと教えてほしいと思うんですよね。分かるように。よろしくお願ひしますよ。頼みますよ。

討 論：なし

採 決：全会一致「認定すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

質 疑

○清水委員

すみません、1点だけ伺います。アドバイザーからの一般質問でも説明いただいた件のちょっと深掘りなんですが、人間ドックのことについて両病院についてちょっとお問い合わせしたいです。アドバイザーからのアドバイスの1つで、人間ドックについて光は1日当たり10人に拡充をと、大和は外部委託を増やしても拡充をというアドバイスがあったという説明がありました。今現在、光は10人拡充というか、今現在どのくらいやっておるのか、大和は外部委託を増やしても拡充をと、大和は今どのくらいやっているのかというのを確認で教えてください。

○田中光総合病院医事課長

光総合病院では、検診のほうを担当している医師が放射線の医師になるんですけども、放射線のほうの施設基準の関係で、勤務時間の大部分は放射線のほうの治療のほうに従事していないといけないという条件がございまして、現在は1日で3名程度の検診にとどめております。これ以上、その医師のほうで検診を行いますと、施設基準のほうに触れるということがありまして増やせないといった状況でございます。

○植本大和総合病院事務部長

大和病院におきましては、人間ドックや定期健診など1日大体20人程度行っております。人数を増やして検診業務を増やせたらというアドバイザーからの提言をいただいたんですけど、こちらのほうも検診業務を委託している業者にも一応協議を行いまして、それ以上の人数を増やすとまた人員を確保することになりますので、ちょっとそこらへんの人員を確保する目途は立っていないという回答を得ておるところで、ほかの手法を

また検討しているところでございます。

以上でございます。

○清水委員

分かりました。理解できました。

○西村委員

1点確認をさせていただきたいんですけども、先行議員の一般質問の答弁の中で旧光総合病院の解体後の話で、前の建物の基礎と思われるようなものが出てきたと、埋設物があったというような答弁がありまして、これの撤去に今3,000万円ぐらいかかるんだと、こういうふうなお話があったと思うんですけども、3,000万円その撤去にかかるというのは相当なものが出てきたんだろうというふうに推測をするところなんですけれども、どんなものがどれぐらいの深さで、どれぐらいの大きさなのかという、その内容が分かれば教えていただければと思います。

○吉岡光総合病院総務課長

まず、敷地の北西側の深さ30cm付近で見つかった地下埋設物の大きさなんですけれども、幅2.9m、長さ4.5m、高さ3.7m、壁厚0.2mのコンクリート製の直方体です。市道の近くに埋設されているため、矢板を立てて撤去作業をしなければ市道まで土砂が崩れる恐れがあるため、山留め工事等の費用等を含んでおります。

当時は撤去する方法を検討したのですが、撤去費用が高額であったため、解体工事の契約額の範囲内での対応として、現在は上部を1.5mカットして地中に埋め戻す対策を取っています。

以上です。

○西村委員

今、解体の契約の範囲の中で上をはねて埋め戻しているというふうなお話で、これは位置にもよると思うのですが、敷地の北西側ということで建物を建てるのに何かしら影響がないというふうな判断をしたからそういうふうに対応したという理解でいいでしょうか。

○吉岡光総合病院総務課長

そのとおりです。

○西村委員

承知しました。この後の件に関しては、そういった埋設物、あるいは重油の関係も含んだ上で不動産鑑定にかけてその結果を見てということになろうかというふうに思いますが、6月にも聞いて、ちょっと具体的なスケジュールはというお話だったのですけれども、その後、そういった不動産鑑定を経て病院局としても一刻も早く何かしら売却と

いう手立てを取りたいんだろうというふうに思うんですけども、大体どれぐらいのスケジュールになるかというのは、その後、検討がつきましたでしょうか。

○吉岡光総合病院総務課長

旧病院跡地につきましては7月上旬で工事は完了いたしましたが、重油を含んだ土壌の範囲が推定されて、現在は敷地内に重油が漏出していないかボーリング調査中です。こちらの結果が判明し、全貌が明らかになってから売却に向けて不動産鑑定を依頼する予定としておりますので、今の時点では特にスケジュールというようなものをはっきりとお示しすることができません。

以上です。

○西村委員

分かりました。ボーリング調査を何箇所かにするということで、それが終わってから早い段階で適正に処理をされるということで理解をいたしました。

以上です。

討 論：なし

・・・・・休憩・・・・・

5 建設部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第57号 令和7年度光市一般会計補正予算（第3号）【所管分】

説明：山本道路河川課長長～別紙

質疑

○大田委員

災害復旧費で、佐内川と溝呂井川というふうにたしか言われたと思うんですが、1,250万円付いているんですが、どこでどのくらい崩れたのを直すのか、大体のところを教えてほしいのですが。

○山本道路河川課長

それでは、個別に御説明させていただきます。

まず、溝呂井川でございます。これは、八幡団地というのがございます。この東側に溝呂井公園があり、さらに東側に溝呂井川があるんですが、この場所におきまして、護岸ブロックが被災しております。被災延長が7m。これを護岸ブロック、高さ約2.55mで復旧する予定でございます。概算工事費は溝呂井川が350万円でございます。

そして次に、佐内川でございます。浅江の宝町の東側を流れ、島田川にそそぐ普通河川佐内川でございます。島田川にそそぐ下流付近になりますが、ここで護岸が崩壊しております。被災延長は、約9.5mと擁壁の高さ約2.5m、概算工事費が900万円でございます。

以上でございます。

討論：なし

採決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

質疑

○田中委員

お聞きできたらと思います。パッカー車を使った道路パトロールを始められていると思いますので、その状況について御説明いただけたらと思います。

○山本道路河川課長

御質問のパッカー車を使った路面調査ということで、路面情報AI解析システムのことではないかと考えております。路面情報AI解析システムについて、少し概要を説明させていただくと、AI技術などを活用することで、道路を利用される皆様に安全に安

心して利用していただこうとするものでございます。具体的には、日常の業務の中で使用するごみ収集車に搭載したスマートフォンのカメラから路面の画像情報を取得し、これをAIシステムで解析し、ポットホールなどの損傷を検知するものでございます。7月からは、ごみ収集車に搭載したスマートフォンから取得した路面の画像情報をAI解析し、ポットホールなどの損傷の検知を行っているところでございます。

7月からの約2か月間搭載した結果、市道のうち半数以上となる約55%を走行し、2万5,000件を超える画像情報からAI解析等により900件のポットホールを検出し、これからさらに対応が必要なものを約40件抽出し、これについては補修を行ったところでございます。

以上でございます。

○田中委員

この取組自体は斬新な取組だなと思っていたんですが、今お聞きしたら、900件のうちの40件ということだったんですが、900件ってすごい数だなと思ったんで、やっぱりAIが判断するから数が多く出ていたという受け止めでいいですか、そのうちの目視等確認して40件に絞られたということだと思います。やっぱり人の目で見るとAIが判断する部分で、その何か感じたところがあれば教えていただけたらと思います。

○山本道路河川課長

この900件でございますが、比較的軽微なもので、経過観察等をしていけば対応されるようなもの、これが非常に多かったように現時点では受けとめております。

以上でございます。

○田中委員

分かりました。軽微ということで、ちょっと傷みがあるのかなというようなものなのかということで理解させていただきました。それで40件補修かけたということなんですが、今まで職員の方たちが運転しながらも点検しながらだったと思うんですけど、その時の状態と比べて、このシステムを入れて40件補修につながったということなんですが、業務の効率化につながったとか、なかなか気づかないようなところがAIで見つかったよとか、そういうところがあれば御紹介いただけたらと思います。

○山本道路河川課長

この40件でございますが、職員が行うパトロールにおいても発見できない部分として感覚の話になるかもしれません、発見できたのかなと思っております。このポットホールの大きさがさらに大きくなれば市民の方々や利用者から連絡が入ると考えます。そういったことでは比較的早期に補修できたところはあるのかなというふうに感じております。

以上でございます。

○田中委員

今お聞きして、すごい効果があったんだなということで理解をさせていただきました。今、最初の説明のときに市道の55%を走行してということだったんですけど、パッカー車なのでなかなか何もないところは通らないと思うんですけど、残り45%について何か考えられていることとかあるんですか。

○山本道路河川課長

この残りにつきましても、今後の成果も踏まえ、また、効率といった面からも調査研究を進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○田中委員

分かりました。改めてA Iとかのシステムを入れることで、これだけ人の手とか手間では分からぬというか、手が届かなかつたことが効率的にできるんだなということが分かりましたので理解させていただきます。

もう一件だけ。L I N Eでの通報サービスを始めてしばらく年数たっていると思うんですが、導入したてのときは結構、私自身も活用したり市民の方からも声があつたりしたんですけど、最近の状況についてお知らせいただけたらと思います。

○山本道路河川課長

御質問のL I N E通報に関するシステムでございます。令和4年の10月から実施して、市道を始めとした異常などの通報をL I N Eで市のほうに通報されてきていただいているわけなんですが、今年で4年目となっております。その通報件数の推移ということでお答えさせていただきたいと思います。

令和4年度は、令和4年の10月からにはなりますが14件、令和5年度は50件、令和6年度は111件、令和7年度は8月末時点にはなりますが16件でございます。

以上でございます。

○田中委員

8月までで16件ということなんですが、件数は何とも言えないところもあるんですけど、内容と対応にもよるんですけど、いただいている情報も含めて令和6年度が特に多かったという部分もあって、割と整備ができたから通報が減ってきたという感覚なのか、それとも市民の関心がなくなったので減ってきたのかなという部分で、どのように受け止められているか、お聞きできたらと思います。

○山本道路河川課長

この数字の推移でございますが、令和5年度、6年度、7年度と比べまして、特に維持管理を変えたとか、特に整備を進めたとかっていうのはないと考えております。気候であつたり雨の降り方であつたり、そういういたもので、特に件数が多いのはポットホー

ルや道路の陥没などの異常になりますので、こういった気象的なものの影響が多いのかなというふうに、あくまで感覚でございますが、そういうふうに感じております。

以上でございます。

○田中委員

分かりました。ありがとうございます。

○西村委員

それでは2件ほどお伺いさせていただきたいんですけども、ちょっと後学のためにというのもあります。光市営住宅等長寿命化計画に基づいて、今現在、松中住宅の建替え等を進められていると思うんですけども、今、そもそも市営住宅全体の入居率であったり、今後の取組予定等をお聞かせいただければと思います。

○沖本建設部建築担当次長

まずは、入居率についてでございます。本年8月末時点の市営住宅の総管理戸数は1,153戸でございます。そのうち入居世帯は791世帯となっておりますので、入居率につきましては約69%になります。

それから、光市営住宅等長寿命化計画の予定や取組状況につきまして説明させていただきます。現在、光市営住宅等長寿命化計画におきまして、団地毎に団地ごとに定めました建替え、個別改善、用途廃止といった3つの方針に従って、計画的に事業を進めおりますが、建替えにつきましては、建替えの対象としております3団地のうち松中住宅の建替えに向けて、現在基本計画を作成中でございます。

また用途廃止につきましては、用途廃止の対象住宅としております9団地のうち現在、虹川住宅、溝呂井川住宅の2団地の用途廃止が完了し、東領家住宅の全ての入居者の移転が完了したところでございます。今後も入居者の移転先となる空き家の状況などを注視しながら移転を進め、空き家となったところから除却を行ってまいりたいと考えております。

個別改善につきましては、対象団地14団地のうち3団地の外壁や屋根の改修、1団地の電気設備の改修工事などをこれまでに行ってまいりました。今後も各団地の現状から必要性、緊急性、効果などを検討しながら計画的に改善工事を実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○西村委員

分かりました。今1,153分の791個ということで69%、大体7割ぐらいが今使用されているということ、今3団地が計画に沿って建替えで、9団地が用途廃止に向けて、そのうち2つが今完了していると。こういった旨の答弁だったと思うんですが、1点だけ再質問で、今69%の入居率というのは、これは状態が悪くて入れないものもあってこういう数値という分析なのか、それとも募集そのものが、例えば人気の団地に偏っていると

か、何かこの7割に留まっている原因というものがあるのか、どうかというのを掴んでいるところがあればお聞かせいただきたいと思います。

○沖本建設部建築担当次長

入居率についてでございます。入居者の世帯数については毎年減少傾向にございます。先ほど、住宅の老朽化が進んでいるかというお話がありましたが、現在老朽化が進んで用途廃止として指定している団地、また建替え住宅の対象としている団地については入居停止をかけております。入居停止の戸数で言いますと、入居停止としている住宅が421戸でございます。

以上でございます。

○西村委員

承知しました。今、状態が悪くて停止をかけているのが421戸ということで、それを差し引くと結構な入居率ということになっているというのが理解できました。一般質問でも触れましたが、公共施設の管理計画7割は市営住宅と学校で占めていますので、この計画に沿って着実な進捗をお願いをしておきたいというふうに思います。

それからもう一点、別件でございまして、河川のハザードマップについてちょっとお伺いをするんですけれども、今年の4月頃だったと思うんですが、某新聞、報道によると、小さい河川での浸水想定区域の指定を義務づける水防法の改正、これを踏まえて県が管理している450河川のうち217の河川について、想定される最大規模の降雨で、浸水が想定されるエリアを洪水浸水想定区域として新たに指定するというふうな報道がありました。これによって、県としては6月上旬に具体的な浸水範囲を地図に落とし込んだ区域図を公表すると、残りの233河川についても来年3月までにこれを指定して区域図を示す方針であるということが新聞報道によって示されていたわけなんですけれども、これには対象として光市の中の河川というものも含まれるということなんですねけれども、現在、島田川のハザードマップ、これは整備をされているという認識をしているんですが、現時点でのほかの影響のある河川とか、そういったものの作成予定などがあればお伺いできればと思います。

○秋友監理課長

今、光市内の河川関係地図の洪水ハザードマップということで御質問いただきました。現在、本市では県が指定する島田川の浸水区域に基づき洪水ハザードマップを作成しております。国は令和元年に東日本台風等により、河川氾濫によって人的被害が発生したことにより、現在作成している洪水ハザードマップ以外の1級2級河川において、水害リスク情報の空白地帯を解消することを目的としており、令和3年度に水防法の改正がされたところでございます。

このことから、県では本市が洪水ハザードマップで公表している河川以外の2級河川について、本年6月上旬に洪水浸水想定区域を指定されたところでございます。この指定に基づき、本市に置きましては新たに指定された洪水浸水想定区域の洪水ハザードマ

ップの作成について、現時点での問題点、検討点等の解消を進めることとしており、他市町等の情報等を参考に取組を進めたいと考えております。

以上でございます。

○西村委員

概況として把握いたしました。今、島田川、その水系、今、市内で例えばぱつと思いつくところで光井川とか、いろんな川があると思うんですけれども、現時点での河川についてというのがあれば、分かっている範囲で教えていただければと思います。

○秋友監理課長

対象となる河川ということで御質問いただきました。島田川水系ということで、島田川、笠野川、中村川、東荷川、溝呂井川、そして西の河原川水系の西の河原川、それと先ほど委員の申し上げた光井川水系の光井川、そして田布施川水系の田布施川、貞延川ということで、4水系の島田川を除く8河川が対象となります。以上の河川について作成を考えておるということとなります。

○酒向建設部長

ただいまの課長が御説明した河川につきましては、県が公表している河川でございまして、その公表について全て現時点において作成するということではございません。今後、いろんな角度から調査しながら取り組みについて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○西村委員

承知しました。県が対象に指定をしたということで、これから調査を進めていくということで理解をいたしました。このハザードマップについては、市民の生命と財産を守る上で知っておくべき情報であると思いますので、これから作成する、作成しないに関わらず、まずは調査のほうをしっかりとしていただいて、適切に市民の皆様に情報が伝わるように取組をしていただければというふうにお願いをしておきます。

以上です。

○小林委員

それでは少し1点だけ質問させていただきます。まず、市道の岩狩線の改良工事についてお聞きしたいと思います。この工事の完了期間というものは、令和7年度中の完成というふうに認識をしておったんですが、現時点でおいての進捗状況のほうをお示しください。

○山本道路河川課長

市道岩狩線についてでございます。市道岩狩線の整備につきましては、通学路整備事

業として、三井地区の県道徳山光線との交差点から約60mの区間において、既設の水路をボックスカルバートに改修し、車道を2車線確保した上で、三島コミュニティセンター側の片側に歩道を整備しようとするものでございます。令和6年度に実施設計を行い、令和7年度は整備工事を計画していたところではございましたが、財源の一部として見込んでおりました国からの交付金の内示が大きく下回ったことから、現在、他の事業と調整を図る必要が生じ、本年度での事業の実施を検討しているところでございます。

以上でございます。

○小林委員

今の答弁の中で、交付金の内示という部分が大きく下回ったということであったのですが、この状況をもう少し詳細にお示しをください。

○山本道路河川課長

令和7年度の国の防災安全交付金を財源として見込んでいる補助事業でございますが、これは市道岩狩線の整備のほかに、市道中央町線の歩道整備、市道汐入線の舗装メンテナンス工事、これらを合わせて6,550万円の交付金を国に要望していたところでございます。これに対し、国からの交付金の内示額は780万円でございました。

以上でございます。

○小林委員

交付金の内示額が大幅に下回っているという状況というところはよく分かりました。もう少し突っ込んで質問すると、では、本工事の今後の見通しの部分、この部分についてもう少し説明していただいてもよろしいでしょうか。

○山本道路河川課長

この事業でございますが、保護者や地域、学校の意見を踏まえ、通学路合同点検会議において対応することを決定された箇所の対策を行うものでございますことから、交付金の財源確保に引き続き努めるとともに、交付金に応じた複数年度での実施なども視野に検討を進め、整備を行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○小林委員

交付金確保に向けて引き続き取り組んでいただくという部分と、複数年において整備をやっていく、いろんなやり方を最大限考慮しながらやっていくということがよく分かりました。やはり、ここの道路という部分が通学路という観点でも、私ほうにも親御さんのほうからここは危ないよというコメントもいただいておりましたので、今、交付金の状況はよく分かりました。そこに引き続きに向けての取組というのもよく分かりましたので、ぜひこの工事が完了するように対応のほうよろしくお願ひをしておきます。

○井垣委員

すみません、1点だけ。JR光駅から浅井神社までの道、国道188号の1本北側ですけれども、あの道ががたがたで、通るたんびにシビックプライドがズタズタになるんですけど。スピード出してなくてもこんなですよね。なんとかならないでしょうか。

○山本道路河川課長

御質問は、市道光駅の前からほぼ国道に並行して、島田市に抜ける市道だというふうに考えております。この路線につきまして、舗装が悪くてがたがただという御指摘をいただいたところでございます。現場を確認の上、どういった対応ができるかというのを改めて確認させていただきたいと思っておりますので、御理解していただければと思います。

以上でございます。

○大田委員

今、市道光から浅江神社のところの道が悪いと。また、ポットホールを55%走行で900件の中の40件埋めたというふうに言われているんですが、まだまだいっぱい、ポットホールはあるんですが、その補修ちゅうのはどういうふうな計画で行って、されているのか教えてください。

○山本道路河川課長

舗装の老朽化が進んでおります。軽微なものにつきましては、レミタルトというアスファルトの常温合材がございます。これを用いまして市の職員が直接現地で対応を行うなどの対応もしております。また、交通量が多く、この常温合材での対応が難しいものは加熱合材と言いまして、専門の業者に依頼して工事を実施しております。

そのほか、今、舗装メンテナンス工事ということで、舗装面の改良と言いますか、強度を上げるような計画的な整備、そしてまたオーバーレイと言いまして、既存の舗装の上にアスファルト合材を一定の区間に敷きならす、これも計画的に行っているものでございます。この計画的なものと、事後保全と言いますか、補修の必要が発生した時に補修を行う、こういったものを織り交ぜながら適切な維持管理を図っていこうというふうに考えております。

以上でございます。

○大田委員

レミタルトの舗装補修をするのはいいんですが、レミタルトは加熱式の舗装よりもすぐ傷みやすいんです。一時的な補修というのは簡単にレミタルトできるんです。加熱式のほうが長く持つんです。だからそういうふうなの、さっきレミタルトでやった場合はあと一、二年後にオーバーレイかけるかなんかしなくてはいけないようになると思うんです。そういうような計画も一応立っておられるんですか。

○山本道路河川課長

レミタルトはやはり、耐久性というか、強度的に加熱合材に比べたら弱いものがございます。このことについては現地の状況を見ながら対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○大田委員

だから、55%の道をされたと言うんですが、これは全て市道、これ認定がないということですか。

○山本道路河川課長

先ほどA I 解析システムで御答弁させていただいた55%だと思います。これは市道を対象にした数字でございます。

○大田委員

市道55%で見られたとおり、900件の40件、ほかにもまだまだいっぱいあるんです。市道でポットホールができているところは。オーバーレイかけた後もすぐ傷んで、蛇の目になったり、そのオーバーかけたところだけがはげたりしているところいっぱいあるんです。そのところは本当は根本的に直さんやいけんのじゃないかなと思うんです。それは公費がだいぶかかるからなかなか進まないと思うんですが、そういうような計画を作つておられるんですか。

○山本道路河川課長

舗装の補修に関する計画ということでございます。以前、令和3年度だったと思うんですが、市道の一部を対象としては路面性状調査というものを行っております。舗装面の下がり具合とかわだちとかポットホールとか、そういったものの結果も踏まえながら、先ほど申しました舗装メンテナンス工事というのも実施しております。こういったものの計画も立てながら、老朽化する舗装に対しての対応も図っているところでございます。

以上でございます。

○大田委員

今、オーバーレイかけるにしても完全補修するにしても金が結構かかるから、計画どおりやるものなかなか難しいと思うんですが、できるだけ市民の安全・安心のためにポットホールなんかはすぐに補修してもらいたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

また、現在、天気がいいから草は刈ってもすぐ伸びるんです。草が繁茂して路肩のほうからずっと中央線のほうに寄ってきたら、車がどうしてもなかなか真ん中のほうに真ん中のほうに走るんで、道路を走るのが危ないんです。その草刈りというのは、年間3遍か2遍かやっておられると思うんですが、今年みたいなの特別に草が生えてるから、

中央線のほうに寄るから、そういうのは今後どのようにされようとされているんですか。

○山本道路河川課長

草刈りについてでございます。以前からお答えしておりますように、通行の安全確保という観点から、安全な通行に支障がある場合は現地の確認の上、対応させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○大田委員

ただ、通常2遍くらいやりよるのを3遍ないし4遍5遍やる場合もあると考へてもよろしいんですか。

○山本道路河川課長

通常草刈りをしている場合ということでございますが、例えば高尾鍋倉線、年に1回、市のほうで委託により草刈りを行っております。この回数については1回のままで、その状況に応じて、その場所、あるいは範囲において、現地を確認の上、必要な対応を取らせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○大田委員

なんて言うか、年に1回のところってのは、車量が少ないからという兼ね合いもあるから、年に1回というところもあるんでしょうが、小さい道ほど割合に草が生えてくるような感じもあるし、というふうに考えております。見えておりますから、なるべくな草を、頻繁に草刈りをやってもらいたいと思っているんです。ぜひよろしくお願いします。

また、車道境界ブロックがあって、その横に草が生えて、草は刈られると。また、その後、泥が残っているんです。またすぐ草が生えるんです。その泥の撤去というのはできないんですか。随分前はしようつたように思っているんですが、今は全然されていないと思うんですが、それはどうなんでしょうか。

○山本道路河川課長

泥の撤去についても現地を確認の上、状況を見て対応させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○大田委員

現地を確認というのは、見られて泥がどのくらい積もっつたら撤去というふうに思っておられるんですか。

○山本道路河川課長

やはり、通行の安全に支障を来すというのが一つの判断する点、観点かなというふうに考えております。

以上でございます。

○大田委員

支障を来す、境界ブロックで積もっているのは、長くても20cmぐらいしか出てないんです。泥が三角のようにできて、そこに草が生えるんです。草が伸びてきて車道の上に出てくるんです。ものすごい見栄えも悪いし、きれい感もない。草が生えてきたら走行の邪魔になるというんで当然、元から取り除いたら草が生えるのは少ないとと思うんです。だから、できるだけその泥を取り除くようにしていってもらいたいと思っておりますので、ぜひよろしくお願ひします。

草は大体、路肩から1mぐらいというふうに、大体そのような条件で出しておられると思うんですが、時には3mも4mも上に立っているところもあるんです。だから住民の要望に応えて、それなどもできるんじゃないかと思うんですが、そのところ、絶対、路側から1mじゃなきゃいけないということはないと思うんですが、そのところをお答えできませんか。

○山本道路河川課長

草刈りの範囲でございます。現在市が発注する草刈りの委託につきましては、おおむね、原則1mということで対応はしておりますところでございますが、一部道路に隣接する法面の部分、この部分は1mを超えた部分も刈っているところでございます。やはりこれも現状に応じた対応をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○大田委員

その周りの住民が刈ったりもしてくれてるんです。住民の方も結構、お年召されて刈るのが大変と、斜面であったりという場合もあると思うんです。そのところは臨機応変に、市のほうもそのところは市が刈ってやろうかなという臨機応変な、私は考えでもいいと思うんです。路肩の法面はできますよというふうに、刈っておられるんですから。だから法面の下側の方はお願ひしたいと思ってますから、ぜひそこの御協力よろしくお願ひします。頼みます。

・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・

6 都市政策部関係分

(1) 付託事件審査

①認定第3号 令和6年度光市下水道事業決算について

説明：中本下水道課長～別紙

質疑

○大田委員

1ページの営業外収益で約1億2,300万6,517円の減額になっているんですが、そこをちょっと内訳を教えてほしいんですが。

○中本下水道課長

営業外収益の予算に比べて、決算額の上限のところでございますけれども、これは主には繰入金の減が要因となっております。

以上です。

○大田委員

借入金の減で1億2,300万円。

○中本下水道課長

繰入金です。一般会計からの繰入金です。

○田中委員

すみません。下水道は久々の質問になると思うので、少し何点かお聞きできたらと思います。まず、6ページ、決算書のほうの6ページから行きたいと思うんですけども、6ページの流動資産の現金預金についてお尋ねしたいんですが、これが5億5,019万5,806円減少ということになっているんですが、この理由についてお聞かせいただけたらと思います。

○中本下水道課長

昨年度に比べて減少した理由ということだろうと思いますけれども、これは令和5年度末に執行された償還金が休日の関係で一部未払いとなりました。この額が約1億4,000万円になりますけれども、これが令和6年度初めに支払いを行ったために減っているということなんですねけれども、5ページよりもキャッシュフロー計算書を見たほうが分かりやすいかと思いますので、17ページです。17ページを開いていただければと思いますが、この下から2番目の期首残高が6億4,000万円あるんですけども、これは前年度の期末残高ということになります。3月31日時点では6億4,000万円お金があったんですけども、このうち1億4,000万円は、本来は前年度の執行で出ていって未払いになっているものが1億4,000万円ございますので、実質的には6億4,000万円とい

うよりも5億円ぐらいのお金が期末残高にあったと。ですので、実質的には1年間の経営活動により5,000万円のキャッシュがプラスになった、実質的にはです。見た目上はマイナスに見えるんですけども、実質的には5,000万円のプラスであったということでございます。

○田中委員

もう全部説明いただいたので、昨年度支払う予定だったものを、今年度イレギュラーなことがあって、今年度支払ったので、実際は約5,000万円ぐらいのプラスということだと思うんですけど、その中で今、十何ページのキャッシュフローのちょうどお話が出たので、運転資金として目標金額はどれぐらいの金額を下水道会計としては持つておきたいのかというところを確認できたらと思います。

○中本下水道課長

特に目標金額というのを持っているわけじゃないんですけれども、現在、5億5,000万円のお金があって、資金も順調に回っていますし、下水道事業会計のお金の流れとしては、大きなところで償還、9月、3月、それから給与のボーナスの時期はやっぱりキャッシュが出ていく。人員が10人程度しかいませんので、予測しやすいこともありますし、5億円もあれば困ることはないんですけども、安心という意味ではよく使用料収入の1.5倍なんてことも言いますので、10億円ぐらいが大体そのぐらいの金額になるのではないかと思いますので、目標というか、安心するにはそのぐらい。でも、今でも十分なお金が持っていますと、そういったことになろうかと思います。

○田中委員

大変分かりました。安心なところはひとまず5億円、それで目標、できれば10億円ぐらいあるといいなということで理解をさせていただきました。

次に、7ページに、未払金のところに営業外未払金が見当たらないんですけど、今回、その理由についてお聞かせいただけたらと思います。

○中本下水道課長

未払金は、例年ですとここには消費税の支払いが上がってくるんですけども、今年度は消費税の計算、確定申告の計算の結果、消費税が還付となつたため、こちらには未払金が計上されていないということでございます。

○田中委員

理由としてはあれですか、前年度の見込みが多く入っていたという部分での精算なのか、それとも今年度が下がったのでという評価になるのか、その辺を教えていただけたらと思います。

○中本下水道課長

前年度が多かった、今年度が少なかったという評価は、ちょっと持ち合わせないんですけども、消費税の支払い方として、前年度の実績によって、中間納付といって前払いみたいな感じで先に納めておいて、その後、確定申告をして、それで中間申告で払い過ぎていた場合には返ってきますし、足りなければ納めるという形になりますので、今回は納めるのではなくて、還付があったと、計算の結果そうであったということでございます。

○田中委員

分かりました。続いて、15ページを開いてみたら、ここに企業債の年度末合計ということで書いてあって、20ページから詳細が出ているんですけど、その中で企業債の年度末合計が減少していっているという状況があると思いますので、その状況に、現状についての分析をお聞かせいただけたらと思います。

○中本下水道課長

企業債は徐々に減っている状況です。この要因としましては、過去短期間で集中的に事業を行ってきた、そういう時代の償還が進んでいると、過去に比べて近年の借入額が少なくなっているのでこういった結果になっているんですけども、今後は更新事業が増大していくことが予想されますので、借入れもそれに伴い増加していくのではないかと予想しているところでございます。

○田中委員

今、更新事業という部分の話もございましたが、現状、25ページから一覧が出ている中で、見通しとしては、今の状況であれば企業債の償還のほうも減っていくという見通しなんでしょうか。

○中本下水道課長

そうですね。短期的には減っていきますけれども、長期的に見れば増加するタイミングはやはりどこかの時点でやってくるのではないかと思っております。

○田中委員

分かりました。それで、毎年、経営比較分析表というものが公開されていると思うんですけど、今回6年度ということで、まだホームページとかほかに出ていないので、決算の審査の意見書のほうから行きたいと思うんですが、88ページに経営分析のほうが載っておりまして、収益性に関する分析ということで各指標が出ているんですけど、どれを見てもというか、全体的にもうよくなっているという傾向が見えるんですけど、この視点での他部署間の分析についてどういう分析をされているのかお聞かせいただけたらと思います。

○中本下水道課長

一番この中で注目をするのは、やっぱり経常収支比率、赤字か黒字かというところで

す。これが100.1%ということですので、黒字を表したものになります。失礼しました。2番目です。経常収支比率は2番目で100%、総収益比率は特別損益を含んだものが総収益となると思いますが、どちらも同じような指標といえば同じような指標なんですが、100%以上というのが健全ということになります。これも3か年にわたって100%ですので、良好な状況と言えると思っております。

以上でございます。

○田中委員

承知しました。それで、次に90ページのほうに、ここには財政状況に関する分析ということで各比率等が出ているんですけども、これも全体を見てよくなっているということが見えるんですけど、これにつきましても担当としてどのように分析されているのかお聞かせいただけたらと思います。

○中本下水道課長

これもそうですね、一番上の流動比率、当座比率、現金比率というのが重要な指標であると思っております。3つとも同じような指標ではあるんですが、このページは90ページの真ん中の流動比率のところで、理想比率は200%以上というふうに記載があります。200%に比べれば、129.7%ですので、少し足りないという感じがありますけれども、これは事業形態によって200%であったらいいとか、200%でも全然悪いとか、いろんな形があろうかと思います。下水道に関しては先ほども少し触れましたけど、現金がしっかりと回っているというところで、10億円あれば安心というラインで、10億円というところと200%というところが大体リンクしてくるのかなというふうに感じております。そのほかの指標に関しましても問題ない範囲と考えております。

以上でございます。

○田中委員

今、併せて経営分析と財政状況、いいだろうというようなお話を聞かせていただいて、よく下水道料金について県内で何番目というお話を聞きするんですけど、その中で他市が値上げをしているよというような状況もあるかと思いますが、改めて下水道料金について、今、光市が市内で何番目なのかというところを周辺の状況も含めて教えていただけたらと思います。20m³で、比較でお願いします。

○中本下水道課長

平均的な水量として通常比較される月当たりの量が20m³ということで、そちらでいいますと、光市は13市中一番高いんですけども、同じく1位のところが2つあると。自治体の名前は申し上げませんけども、同率で1位であると。町村も含めば同率で4番目の順位です。なんですが、光市は値上げをやっていない、他市のほうではやっているところがあると。なので、差はどんどん縮まっておりまして、順位は変わらないんですけども、その差は少なくなっていると、そういう状況でございます。

○田中委員

そろそろ最後にしたいと思うんですけども、光市では料金の値上げを実質取り組みながら、他市が今、値上げが始まっている状況で、今まで単独で一番高かったところは他市が同率で1市出てきたというところであると思うんですけど、令和2年度に公営企業化して、経費の回収率も100%のままで今来ている状況があります。現在の光市の下水道の使用料に対する市のお考えを最後総括してお聞きできたらと思います。

○中本下水道課長

下水道事業は、住民生活に不可欠なサービスを提供し、公共の福祉を増進すること。一方で、独立採算制の原則というのもあります。それから、将来にわたって継続的運営を求められている。これが下水道の求められている状況であろうかと思っております。今、良好な経営状況と申し上げましたけれども、赤字の状態が連続して起こるとか、将来キャッシュフローがマイナスになることが予想されるとか、そういった将来にわたる継続的な運営が危ぶまれるというような状況が見えたときには、使用料改定を検討しなければならないと思いますけれども、現状は先ほど申し上げましたように、経常収支比率、経費回収率100%以上ということですので、現在は料金改定を検討する段階でないと考えております。

以上でございます。

○田中委員

分かりました。現在の市の考えについて確認させていただきました。ありがとうございました。

討論：なし

採決：全会一致「認定すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

質疑

○新見委員

それでは、路線バスの運行についてお伺いいたします。

昨年4月から防長交通株式会社が市内のバス路線を運行するようになり、その後、市内の2つの高校を対象に登校時の路線バス利用者の実態を把握するためのアンケート調査が行われているかと思います。その自由記述欄には、市民からの要望と同様に、バスの便数を増やしてほしいとの意見が多く寄せられたとの答弁があったと思います。これらの結果を受け、10月1日以降、バスの通学時間帯に上下各1便、計2便の増便が行われ、これらにより、光駅から光井、室積方面に向かう7時台の便数は、3便から4便と

なりました。その結果、特に雨天時を含めたバスの通勤通学時間帯におけるバス車内の混雑が大幅に改善されていくかと思います。

一方で、午後の時間帯には、附属光学園の児童生徒が室積交差点の停留所で待機している様子が時々見受けられます。昨年10月以降、ダイヤや運行ルートについて何らかの改善が行われるような見通しがあるかどうかお示ししていただきたいと思います。

○秋山公共交通政策課長

それでは、防長交通路線の改正に関するお尋ねにお答えいします。

防長交通路線におきまして、利便性の向上に資する取組として、防長交通におかれまして御検討をいただき、利用者の皆様、特に児童生徒の通学利便性の向上を目的として、10月1日より大きく2点改正が行われます。まず、1点目は、朝の時間帯の路線改正です。平日の朝の7時台、光駅から室積方面へ4便運行されておりますが、そのうちの光駅を7時27分に出発する3便につきまして、現状は国道188号に沿って直進して運行しておりましたルートを、光高校下を経由するルートに改正されます。これによりまして、朝7時台に光駅から室積方面に走行する4便のうち3便が光高校下を経由するルートとなります。2点目は、附属光学園の一斎下校日及び午前中授業日におけるバス便の追加です。附属光学園の一斎下校などの際に、特定の便にバス需要が集中してしまうといった実態を改善するため、該当日についてのみであります、光駅方面へのバス便が追加されることとなります。これらによりまして、児童生徒をはじめバス利用者の利便性の向上につながるものと考えております。

以上でございます。

○新見委員

ありがとうございます。現状等、市民からの要望を適切に把握され、運行ルートの見直し等を事業者に要望し、また協議の上、実施していただいていると理解いたしました。引き続き、市民の通勤通学の利便性向上を最優先として、運行の最適化や運行情報の周知強化など必要な対応をお願いいたします。

引き続いて、公園施設の照明設備における太陽光発電と蓄電池の活用に関して質問なんですが、都市政策部所管になるかと思うんですが、本市内に設置している太陽光発電型の公園の照明設備について、その設置数、設置年度、設置目的はどのようなものなのか、併せて、蓄電池の交換周期や点検頻度など、どのように定めているのかお伺いいたします。

○山本都市政策課公園緑地担当課長

こんにちは。現在、太陽光発電型の照明設備の設置の状況についてでございます。

照明設備が設置されている公園は、室積市場公園と冠山総合公園の2公園となります。設置数及び設置年につきましては、室積市場公園が3基を平成28年に設置しております。冠山総合公園につきましては、2基を令和5年に設置しております。設置目的は、夜間でも公園の暗がりなどをなくし、事故などを防ぎ、また園路を安全に移動できるように

するために設置したものでございます。蓄電池の交換時期や点検頻度については、特に定めているものはございません。

以上でございます。

○新見委員

ありがとうございます。続いての質問ですが、これまでに故障または寿命により、実際に何基程度が交換されているのか、また当初想定していた蓄電池の寿命と実際の使用した年数との乖離がどのくらいあるのかお願いいたします。

○山本都市政策課公園緑地担当課長

蓄電池の交換件数等についてでございます。

室積市場公園の照明設備につきましては、今年度1基の蓄電池の交換を進めているところでございます。平成28年度に照明設備を設置していることから、約9年経過しております。蓄電池の寿命は、使用する環境等にも左右されるとは思いますが、長くておおむね10年と想定しておりますので、9年ということで適切な交換時期ではないかと考えております。これ以外に、これまでに蓄電池の交換等をした事例はございません。

以上でございます。

○新見委員

ありがとうございます。続いてお伺いします。

蓄電池交換に要する費用や設備全体とのランニングコストについて、これについて市のほうでどういうふうに捉えられているのかお伺いします。

○山本都市政策課公園緑地担当課長

蓄電池の交換等ランニングコストについてでございます。

蓄電池の寿命をおおむね10年と想定した場合に、蓄電池の交換する費用と10年間の電気につないだ街路灯の電気料金はおおむね同程度と考えております。

設置費用につきましては、太陽光発電設備の照明設備のほうが高価となることから、全体のランニングコストにつきましては、太陽光蓄電池を設置したほうが高いと考えられますけども、災害時等でも停電しないということや、環境への配慮といった観点から、一定のメリットがあるものと考えております。

以上でございます。

○新見委員

ありがとうございます。ということは、公園太陽光発電及び蓄電池についてライフサイクルコストの導入、維持、破棄までを総合的に評価については、ほぼ環境負荷等を含めて同じようなものだと考えられているということでおろしいでしょうか。

○山本都市政策課公園緑地担当課長

蓄電池のほうが若干ランニングコストとしては、全体としては高くなるんですけども、環境への配慮といった観点も含め同程度と考えております。

以上でございます。

○新見委員

最後に方針についてお伺いしたいんですが、公園照明における再生可能エネルギーの活用について、今後どういうふうに推進し、また必要に応じてどういうふうに見直していくのかというのをお伺いしたいと思います。

○山本都市政策課公園緑地担当課長

再生可能エネルギーの活用についてでございます。

太陽光などの再生可能エネルギーの活用については、温室効果ガスの排出量の削減の取組の一つともなることから、公園照明の導入や更新の際にはライフサイクルコスト等も踏まえながら、再生可能エネルギーの活用について検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○新見委員

了解しました。ありがとうございます。環境問題懸念というふうに問題にはなっておりますので、引き続き、導入等をお願いいたします。

以上です。

○田中委員

項目としては2点質問できたらと思うんですが、市内バスの路線の確保と維持の取組についてお聞きしたいんですけど、先ほど10月から防長バスについて拡充されるというお話を聞いて、すごいいいことだなと思うし、いい関係が築かれているんだなということでお聞きしました。それで、市内の公共交通においては、やっぱり状況が大分危機的な状況から確保して、そしてまた今後乗って支える、いかに多くの方に乗っていただかというところだと思うんですけど、今年度、次期の地域公共交通計画策定に向けた市民アンケートの実施を行うようになっていると思うんですが、その実施に向けての今の状況等、ポイントについて教えていただけたらと思います。

○秋山公共交通政策課長

次期計画策定に向けたアンケートについてお答えをさせていただきます。

令和8年度策定予定の光市地域公共交通計画に先駆けまして、今年度アンケート調査に関する費用を予算化させていただいております。現在、アンケート案の作成を進めているところでありますが、実施に当たりましては、交通事業者や地域の代表者などで構成します光市地域公共交通協議会の御意見もお聞きしながらアンケート調査項目を設定し、調査を実施したいと考えております。また、アンケートの調査内容自体は今後詰め

ていくことになりますので、現時点では詳細を申し上げることはできませんが、調査に当たりましては、当然、住まいでありましたり、年齢、移動の実態といったような基礎的な項目のほか、次期計画策定に当たっての効果的な施策の検討につながるような項目を設定したいと考えております。

以上でございます。

○田中委員

分かりました。なくなるかどうかというところから、今、確保ができる、それでどう維持していくかという取組に変わってくると思いますので、視点としてちょっと前に立地適正化計画を策定されて、交通不便地域というものがそこの中でも見えるようになったと思います。そういう方たちをどうやって支えていくのか、そして一般質問のほうでも言いましたけど、若い世代に乗っていただいて、乗る習慣をつけていくということが取組として今後に向けて必要ではないかなと私は思っていたので、交通不便地域への支援とか、学割設定ができないかというようなお話をさせていただいたんですけど、そういう視点というものが次期計画に向けて入っているのかどうか、ぜひ答えにくいかかもしれませんけど、ちょっとと考えをお聞かせいただけたらと思います。

○秋山公共交通政策課長

立地適正化のお話なんかもいただきましたが、当然、交通弱者といいますか、交通空白地への対応は、今後の計画の中で捉えていかないといけない課題の一つであろうと認識をいたしております。現在、市内では、例えば高齢者バス・タクシー運賃助成事業による金銭的な支援がありましたり、地域コミュニティーが中心となりまして、ボランティアの運転手を確保いただいて、市は車両を貸与し、地域内にお住まいの高齢者の移動支援を行うコミュニティ交通、こちらについても新しい計画の中でも再度検討していく必要があろうかと考えております。

また、学生に関しては、現時点では具体的な支援策というのは持ち合わせておりません。通常、学生であれば、定期券であれば防長路線などに関しましては、いわゆる学割定期券がありますので、そうしたものを常時利用される方については買っていただくであるとか、路線によっては、これは学割とは関係ないのですが、回数券を販売している路線もありますので、そういう皆さんにとりましても、なるべく金銭的にも効果的なものを活用いただくとともに、当然、新しい計画を策定していく上においては、他市町の先進的な事例など、反映できるものについて協議していくなど、調査研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○田中委員

よろしくお願ひしたいと思います。一つだけ視点をお伝えできたらと思うんですけど、光市自体が横に長いので、いわゆる室積地域のほうから光に出てくるのに距離が長いので、どうしても料金が高くなってしまうというものがございます。平日も祝日も全部学

割をしてしまうと、乗るほうが増え過ぎて、今度、車両の手配等、大変になるかもしれません、土日が少ないのであれば、土日だけでも学生を安くして、それで学生たちが移動して、楽しみながら乗っていただくというような手法も考えられると思いますので、そういったことも考えながら次期計画に向けて取り組んでいただけたらと思います。

次に行って、建設部のほうでもちょっとお尋ねしたんですが、LINEの通報アプリで道路や公園に関する通報システムがございますが、公園部分について最近の通報件数の推移とか内容、対応についてお聞かせいただけたらと思います。

○山本都市政策課公園緑地担当課長

公園に関するLINE通報の状況についてでございます。

公園に関するLINE通報の件数の推移につきましては、令和4年度は2件、令和5年度は7件、令和6年度は速報値ですけども14件、令和7年度は現時点で1件でございます。

内容につきましては、公園の草刈りや樹木の伐採、剪定要望や、遊具の不具合、街路灯の照明切れなどの通報でございます。

対応につきましては、公園緑地係に関係しているものについては業者へ依頼したものや職員で対応したものがありますが、全て対応しております。

以上でございます。

○田中委員

分かりました。全て対応されていることで安心しました。ありがとうございました。

○小林委員

それでは、何点か質問させていただきます。

まず、一つ目のところが、今、光スポーツ公園の指定管理というものにおきますと、公益財団法人の光市スポーツ振興会というところが行われております。ここでは、施設の維持管理という部分や公園関係の整備、こういうものをしっかりと取り組んでいただくことで、市民が安心して利用できる環境整備に取り組まれている、これについてまず感謝しておきたいと、こういうふうに思います。

その一方で、スポーツ公園の北側の階段下にある駐車場というところがあるんですけど、そこの街路灯が点灯していないということで、例えば自転車とか自動車の運転時、夜間です、周囲が確認しづらくて危ないという声をいただきました。そういう声を受けて、私自身も夜間に現地を確認させていただきましたが、同様に危険な状況にあるというふうに感じました。

こういうところを踏まえて、駐車場に設置されてある街路灯を点灯して、市民が安心してこの公園を利用できる環境、この部分を整えていただきたいというふうに考えておりますが、見解のほうをお示しをください。

○山本都市政策課公園緑地担当課長

光スポーツ公園の北側の階段下の駐車場にある照明についての御質問でございます。

この照明については、あじさい苑のライトアップ用の照明の6基のうちの1基でございます。アジサイが開花する5月中頃から見頃を迎える6月末の間までは、日没から22時までライトアップ用として点灯しているものでございます。それ以外の期間については、現在のところは点灯させておりません。御指摘のありました駐車場の照明については、個別に点灯が可能かどうかや、点灯時間も含め調査したいと考えております。また、指定管理者とも協議したいと思いますが、委員仰せのように、非常に危ない状況であるということでございますので、新たに照明をつけるというわけではなくて、現在の照明を有効に活用できるというところで対応できる場合は、早めに対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○小林委員

御回答ありがとうございます。本当に私自身も夜間に行ったときに、例えば、私は車で行ったんですけど、車で行くと、左折、いわゆるカーブを曲がるときに、要は進行方向側が非常に暗くて見えづらいという状況があったので、ぜひその部分については可能な範囲、状況によっていろいろ変わると思いますけど、よろしくお願ひをしておきたいというふうに思います。

もう一点だけ。路線バス・タクシー運転手就労促進臨時給付金についてお聞きをしたいと思います。

この給付金の募集というのが令和7年5月12日から令和8年の3月31日これまでの間で行われていますが、現時点での申請の状況をお示しをください。

○秋山公共交通政策課長

路線バス・タクシー運転手就労促進臨時給付金、これにつきましては、運転手確保対策の一つとして、市広報や委員仰せのように5月12日よりホームページの掲載、給付金対象事業者が参加する会社説明会といったものを開催を通じまして、制度の周知を図っております。

この申請状況に関しましては、今申し上げました会社説明会に参加されました方のうち1名が新規に就労され、給付金の申請をされている状況でございます。

また、相談に関しましては、今時点で6件の御相談をいただいているというところでございます。

以上でございます。

○小林委員

新規に1名の方が就労に移行されたということで、これは大変喜ばしいことだと思います。なんですが、よくこういうのも市民の方から聞くのが、最近、夜、タクシーがやっぱりないというところをよくお聞きをして、それでいくと、時間指定をしてタクシーを予約するということもできないということもあって、非常にしっかりとやられている

ということは理解できていますが、利便性でいくと少し低下をしているのではないかというふうに思っています。その意味でも、今いろんな手段を使って、この給付金のPRというところもされているということがよく分かりましたが、1人でも多くの人が対応できるように、引き続き、取り組みのほうをお願いをしておきます。

以上です。

○西村委員

すみません、1点だけ。光駅拠点整備事業について、同僚議員の今回の一般質問の中で、民間活力の導入の件について少し答弁があったように記憶をしております。PPPとかPFIとかそのあたりについてヒアリングをしたというふうな旨のお話だったと思うんですけれども、具体的にどういったお話だったのか、具体的に可能な範囲でお聞かせいただければと思います。

○北川都市政策課長

こんにちは。民間活力の導入についてヒアリングはどういった話だったのかというお尋ねでございますけれども、民間事業者との対話では、例えば、駐車場とか駐輪場があるわけですけれど、これの配置等の工夫によって一定程度、例えば余剰土地というか、そういうものを生み出した場合に、ではどのくらいの面積だったらどういう事業展開ができるのか、そういうニーズがあるのかというお話であったり、駐車場、駐輪場を今直営でやっているわけですけれども、例えばそれを、施設を整備するに当たって、民間の業者、事業者が参入するための手法はどんなものがあるのか、一般的にはPFIとかPPPがあるんですけども、その中の一つのDBO（デザイン・ビルド・オペレート）、このパターンというのはどうなのかというお話であったりとか、管理運営業務、いろいろあるわけですが、さっきのDBOもそうですが、例えば指定管理であったりとか、そういう管理運営業務の参入可能性はどうなのかとか、こうしたお話をいたしました。そのようないろいろなお話をさせていただいておりまして、短い時間でございますので、そんな深い話までには至っておりませんけれども、今後も対話を継続しながら官民連携の可能性を引き続き検討していかなければと考えております。

以上でございます。

○西村委員

状況について理解できました。DBOとか可能性としてはなきにしもあらずといったような、といった形だというふうに理解をいたしました。そういう可能性がある限り、できる限り話を前向きに、こういうふうにほかの事業者等々含めてまた調査研究を引き続きお願いをしておきたいと思います。

以上です。

○大田委員

下水道のことについてちょっとお聞きしたいんですが、さきの新聞でも、下水道が

297km陥没のおそれがあるというふうな新聞報道がされておりました。また、八潮市のトラックが沈んで亡くなったり、この間みたいにまた前輪が穴にはまつたりとかいう報道がされておりました。

光市の今のところ、以前お聞きしたときには、今のところ異常はないような答弁でしたが、その後は、やっぱり安全安心のためには今どういう状況なのか、もう一度教えていただきたいと思うんですが。

○弥益下水道課下水道技術担当課長

こんにちは。おっしゃるとおり、光市においては、今緊急に何か対応しないといけないという状況にはございません。点検の調査の状況なんですが、令和6年度以降、年平均3.7kmの管路点検調査、今後30年かけたところの調査を行っていく計画で進めております。

以上です。

・・・・・休憩・・・・・

○大田委員

水道管で一番古いので耐用年数が過ぎた管があると思うんですが、どこの管でしょうか。

○弥益下水道課下水道技術担当課長

昭和45年頃のまだ下水道の供用開始になる前の民間開発等できましたとこの岩狩団地、丸山団地等の延長で約6.6kmございます。

以上です。

○大田委員

当然そこなんかも調整しちゃったと思うんですが、そのところの調査結果はやっぱりよいほうの結果じゃったんですか。

○弥益下水道課下水道技術担当課長

順次改築を、管更生を含め行っております。

以上です。

○大田委員

よろしくお願ひしたいと思います。それと、室積の漁港の前を188に向かっていく道の交差点のところに、以前、道路を拡張するための立ち退きをされておったと思うんです。今、立ち退きがもう完了しちょると思うんです。それから、道路をいらっしゃいなんですが、あれはどねえなっちょるんですか。

○田邊委員長
所管外。建設部。

・・・・・休憩・・・・・

○大田委員

そしたら、一般質問でも同僚議員がお聞きしちょったんですが、南北自由通路において基本設計が今年中にできるというようになって、その次が実施設計が令和9年できると、えらい期間が長いなと思っているんですが、基本設計のいつ発注で、お幾らで発注されたのかを教えてほしいのですが。

○北川都市政策課長

南北自由通路の基本設計というお尋ねだと思いますけれども、発注日というか、契約日でございますけれども、こちらにつきましては、令和7年5月19日となっております。お幾らかというお尋ねですけれども、契約金額は1,969万円となっております。

以上でございます。

○大田委員

結構な値段じゃろうと、今まで随分、図面やらが書かれて、今、随分以前にも5,000万円の発注やらかけておられたのに、今度また1,969万円も出される、えらいええ値段だなと思うんですが、なるべく今年度中に出されるというお話をお聞きしたんですが、それは公表されるんですか。今までのよう公表できないとかじゃなくて、今度は公表されるんですか。

○北川都市政策課長

当然、今までもお答えをしておりますとおり、相手方、JRさんとの当然協議というのはありますけれども、基本的にはその協議が整った暁には、議会をはじめお示しをしていきたいと考えております。

以上でございます。

○大田委員

ぜひ公表してほしいと思うんです。それから、また今年度中に基本設計ができる、ほんたら令和9年度に実施設計ができるというふうにお聞きしたんですが、えらい期間が長いんですが、何かそれ理由があるんですか。

○北川都市政策課長

今年度中の基本設計の完成を目指して今作業を進めております。光駅の拠点整備基本計画のところの整備スケジュールにもありますけれども、今回、基本設計を行いつつ、来年度に至りましては、都市計画の手続であったり、このたび一般質問で答弁をさせて

いただきましたけれども、補償金の算定の業務というものが今後入ってまいります。そのようなもののアウトライนが固まった後に、細かい実施設計に入っていくような流れになろうかと思っております。あとそれと工事着手に当たりまして鉄道事業者と協定を結ぶ必要もございます。そういったもろもろの手續が終わってから実施設計に入っていくものと考えておりますので、ちょっと時間が空くように感じられるのではないかと考えております。

以上でございます。

○大田委員

今まで随分とＪＲさんとの交渉をされて、それらのことは大分煮詰めておられたと思っておるんですが、今からまた再交渉でそういうような契約金とかいろいろな金額なんかもお決めになるということの解釈になるんですが、それでよろしいんですか。

○北川都市政策課長

修正前の基本設計に至るまで、当然鉄道事業者とは散々協議をしたというのは、これまでも委員会であったり、一般質問であったり、お答えをさせていただいたところでございます。このたびは、そもそも変更計画を御議決いただきましたけれども、当初の基本計画、基本設計とは南北自由通路の位置等も変わっているということは、今までお話を鉄道事業者とさせていただき、煮詰めてきた前提条件というものが変わったということございます。前提条件が変わったからには、当然新たな条件に基づいて、ではどういった事業、どういった工程というか、工事、ここが支障なのかどうなのかといろんな話をもう一回しなければいけないと考えておりますので、今後も引き続き、変更を御議決いただいた基本計画、また本年度進めております基本設計に基づいて鉄道事業者とは協議をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○大田委員

変更になったから、また契約し直さん、会議を行ってお話を進めていかんにやいけないというようなことでございますが、金額的にも非常に高いものですから、皆さんに明瞭に分かるように今後はお知らせ願いたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。